

令和2年9月2日
障 害 福 祉 部

せたがやノーマライゼーションプラン - (仮称)世田谷区障害施策推進計画 -
の素案について

1 主旨

(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考え方について、令和元年11月に世田谷区地域保健福祉審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、審議会からの中間まとめを受けて、せたがやノーマライゼーションプラン - (仮称)世田谷区障害施策推進計画 - (以下「計画」という。)の素案を取りまとめたので報告する

2 計画素案

別紙1「計画素案【概要版】」、別紙2「計画素案」のとおり

3 今後の計画策定作業

国の基本的な指針に基づき定める障害福祉サービス等のサービス量や成果目標とともに、重点的な取組みや施策の取組み等について審議会や区民等の意見も踏まえ、計画案に反映させていく。

4 今後の主な予定

令和2年	9月18日	パブリックコメント
	~10月9日	
	9月29日	シンポジウム
	11月	審議会からの答申
令和3年	1月	計画案策定
	2月	福祉保健常任委員会(計画案報告)
	3月	計画策定

第1章 計画の策定について

1. 策定の背景

(1) 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備等

- 国連の障害者権利条約の批准に向けた法制度の整備等
 - ・改正障害者基本法の施行(平成23年8月)
 - ・障害者総合支援法の施行(平成25年4月)
 - ・障害者差別解消法の施行(平成28年4月)
 - ・障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)
 - ・障害者優先調達法の施行(平成25年4月)
 - ・改正障害者雇用促進法の施行(平成28年4月施行)

(2) 共生社会の実現に向けた国内法の整備等

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた取り組み
 - ・成年後見制度利用促進法の施行(平成28年5月)
 - ・改正社会福祉法の施行(平成30年4月)
 - ・改正バリアフリー法の施行(平成30年11月)
 - ・読書バリアフリー法の施行(令和元年6月)
 - ・改正バリアフリー法の施行(令和3年4月)
 - ・改正社会福祉法の施行(令和3年4月)

(3) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本的な指針に基づく成果目標の設定
 - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ・福祉施設から一般就労への移行
 - ・障害児支援の提供体制の整備
 - ・相談支援体制充実・強化等

2. 計画の位置付け及び策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

- 障害に関する施策の総合的かつ計画的な推進、障害福祉サービス等の提供体制の確保及び円滑な実施に向けて、施策の充実の方向性やサービス量の見込みなどを計画化

(2) 計画の位置付け

- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画
- 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画
- 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画
- 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画

(3) 計画期間

- 令和3年度から令和5年度の3年間

第2章 実施状況と評価

- 現行の計画の実施状況と評価(課題)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、
住み慣れた地域で支えあい
自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

2. 施策展開の考え方

障害に対する理解や配慮の促進

- ・障害に関する理解の促進に向けた啓発
- ・教育や就労、日中活動、スポーツ等の場の充実

地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり

- ・生きがいや地域等を共につくり育む共生社会の実現
- ・地域の主体の参加と協働による地域づくりの推進

③ ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

- ・保育、教育、障害福祉サービス等の充実
- ・地域における生活支援の充実

(2) 共生社会に向けた取り組みと地域包括ケアの地区展開との連携

- 住まい、介護、生活や就労支援等のサービス提供体制の整備
- 相談支援の充実及び5地域のエリア自立支援協議会における地域の課題検討や地域のネットワークづくり
- 地域の多様な主体の参加と協働の促進
- 自立支援協議会におけるネットワークづくりと課題検討
- 地域包括ケアの地区展開と連携した地域づくりの推進
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

3. 計画目標

- 1 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護
- 2 医療と福祉の連携・健康づくりの推進
- 3 住まいの確保、生活環境の整備
- 4 就労等の活躍の場の拡大
- 5 相談・地域生活支援の充実
- 6 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援
- 7 サービスの質及び人材の確保
- 8 障害福祉サービス事業等の安定運営

計画目標

4. 目標達成のための重点的な取り組み

- 精神障害施策
 - 理解促進、居場所や住まいの確保、生活支援等
- 医療的ケア児(者)の支援
 - 総合的な支援体制構築、人材育成、災害対策等
- 日中活動の場と住まいの確保
 - 通所施設や住まいの確保、重度者対応等
- 活躍の場の拡大
 - 障害者就労、ピア支援、日中活動、工賃向上等
- 地域生活支援拠点等の体制整備
 - 拠点の機能の確保、地域づくり等
- 相談支援
 - 相談員の確保育成、障害者等への相談支援の充実等
- 共生社会
 - 心のバリアフリー、UD、障害者スポーツ等
- サービスの質及び人材の確保
 - 指導体制確保、人材の確保育成等
- 乳幼児期支援の連携
 - 相談支援の体制整備、多機関連携等

第4章 施策の取り組み

1. 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護

- (1) 地域人材の育成、地域支えあいの推進
 - 失語症パートナー養成、手話講習会の実施等
- (2) 地域の支援のネットワークづくり
 - 自立支援協議会の運営、医療的ケア連絡協議会の運営等
- (3) 障害理解の促進
 - こころの健康に関する普及啓発、小学校と連携した障害理解の促進、施設における地域交流促進等
- (4) 障害差別の解消及び合理的配慮の提供の促進
 - 普及啓発、区における対応事例の共有等
- (5) 情報アクセシビリティの向上
 - 手話通訳者・要約筆記者の派遣、視覚障害者への配慮等
- (6) 障害者虐待の防止の推進
 - 障害者虐待防止の推進、部会の開催等
- (7) 見守りの推進
 - 消費者被害防止の取り組み充実、救急通報システム設置
- (8) 災害対策の推進
 - 健康危機管理体制の整備、福祉避難所の拡充と体制強化等
- (9) 権利擁護の推進
 - 成年後見制度利用促進、地域福祉権利擁護事業の実施等

2.医療と福祉の連携・健康づくりの推進

- (1)医療と福祉の連携
医療・介護の連携推進、歯科検診の実施等
- (2)医療費の助成の実施
自立支援医療、心身障害者医療費助成、難病医療費の助成等
- (3)健康づくりの推進
健康づくりの普及啓発、健康づくり事業の実施等
- (4)予防の推進
介護予防の推進、がん検診の実施等

4.就労等の活躍の場の拡大

- (1)就労支援の充実
就労支援ネットワークの強化、ユニバーサル就労の開発、障害者の活躍の場の拡大等
- (2)雇用の促進
雇用支援プログラムの充実、区の障害者活躍推進計画の推進、せたJOB応援プロジェクトの実施等
- (3)工賃の向上
共同受注体制の確立、経営コンサルタントによるセミナーの実施、福祉ショップの充実等
- (4)経済的自立の支援
心身障害者福祉手当等の支給、障害年金制度の周知拡大

6.教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援

- (1)教育・保育の充実
保育園等における障害児保育の充実、特別支援教育の推進等
- (2)途切れのない支援
就学支援シート・ファイルを活用した引継ぎの実施等
- (3)スポーツの推進
普及啓発、スポーツ施設の整備、人材の育成等
- (4)文化芸術活動の振興
文化活動の支援、展示や公演の鑑賞サポートの実施等
- (5)生涯学習や余暇活動の支援
生涯学習活動への支援、パソコン講習の実施等

8.障害福祉サービス事業等の安定運営

- (1)障害福祉サービス等の推計
障害福祉サービス等のサービス量の推計等
- (2)障害福祉サービス等の成果目標
障害福祉サービス等の成果目標の設定

3.住まいの確保、生活環境の整備

- (1)居住支援の充実
グループホームの整備促進、居住支援協議会との連携等
- (2)ユニバーサルデザインの推進
普及啓発、施設やサインの整備、トイレ等の情報提供等
- (3)移動のための支援の実施
公共交通不便地域の解消、介護タクシーの利用支援等

5.相談・地域生活支援の充実

- (1)相談支援の充実
基幹相談支援センター等の運営、教育相談の充実、精神保健福祉相談の充実、発達障害相談の充実等
- (2)早期支援の推進
出前相談会の充実、発達支援親子グループ事業の充実等
- (3)在宅生活の支援
短期入所施設の確保、配食サービスの実施等
- (4)地域移行の促進と定着支援
障害者入所施設からの地域移行支援等
- (5)日中活動の充実
日中活動の場の整備、医療的ケアに対応できる障害児通所支援施設の整備誘導等
- (6)地域生活の支援
移動支援事業の実施、失語症者の意思疎通の支援等
- (7)家族支援の実施
重症心身障害児者等在宅レスパイト事業の実施等

7.サービスの質及び人材の確保

- (1)サービスの質の向上
第三者評価の受審促進、事業者指導の実施等
- (2)福祉・介護人材等の確保育成
介護人材の確保・育成、障害者通所施設等への研修費助成等
- (3)事業所の支援
医療的ケアに対応する相談支援事業所の育成等
- (4)職員研修の実施
福祉体験研修の実施、領域職員の専門研修の実施

第5章 計画の推進体制

- 区の組織、区長の付属機関等

第6章 計画策定の経過

- 計画の検討における審議の経過等

第7章 資料編

- 統計資料、重点的取組みに係る次期計画の施策展開の方向性

せたがやノーマライゼーションプラン
- (仮称)世田谷区障害施策推進計画
素案

令和2年8月
世田谷区

目次

第1章 計画の策定について	1
1. 策定の背景	2
(1) 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備等	2
(2) 共生社会の実現に向けた国内法の整備等	3
(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	4
2. 計画の位置付け及び策定の趣旨	5
(1) 計画策定の趣旨	5
(2) 計画の位置付け	5
(3) 計画の期間	6
3. 他の計画との関係	6
(1) 世田谷区の計画	6
(2) 東京都の計画	8
(3) その他の計画	8
第2章 実施状況と評価	11
1. 生活支援	12
(1) 在宅サービスの充実	12
(2) 地域移行の促進と定着支援	13
(3) 日中活動の充実	14
(4) サービスの質の向上	14
2. 保健・健康	15
(1) 予防の充実	15
(2) 健康づくりの推進	17
(3) リハビリテーションの充実	18
(4) 医療と福祉の連携	19
(5) 母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充	20
3. 生活環境	20
(1) 居住支援の充実	20
(2) ユニバーサルデザインの推進	21
(3) 移動のための支援の充実	22
4. 雇用・就労、経済的自立の支援	23
(1) 就労支援の充実	23

(2) 雇用の促進.....	25
(3) 工賃の向上.....	26
(4) 経済的自立の支援.....	27
5 . 教育、文化芸術活動、スポーツ等.....	27
(1) 早期支援の充実.....	27
(2) 地域支援の充実.....	28
(3) 途切れのない支援.....	28
(4) 教育・保育の充実.....	29
(5) 配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保.....	30
(6) 生涯学習・余暇活動の推進.....	31
(7) スポーツの推進.....	31
(8) 文化・芸術活動の振興.....	33
6 . 情報アクセシビリティ.....	33
(1) 意思疎通支援の充実.....	33
(2) 行政情報へのアクセシビリティの向上.....	34
7 . 行政サービス等における配慮.....	36
(1) 区職員等に対する研修の促進.....	36
(2) 合理的配慮の提供.....	36
(3) 区の政策・施策形成への参画の支援.....	37
8 . 安全・安心.....	37
(1) 相談支援体制の強化.....	37
(2) 支援ネットワークの構築.....	40
(3) 保健福祉人材の育成・確保.....	40
(4) 家族支援の充実.....	41
(5) 見守りの推進.....	41
(6) 防災・防犯対策の推進.....	42
9 . 差別の解消、権利擁護の推進.....	43
(1) 障害理解の促進.....	43
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進.....	44
(3) 虐待の防止.....	44
(4) 権利擁護の推進.....	45
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1 . 基本理念.....	48

2 . 施策展開の考え方	49
(1) 施策展開の考え方	49
(2) 地域共生社会に向けた取組みと地域包括ケアの地区展開との連携	50
3 . 計画目標	51
(1) 計画目標の設定	51
(2) 施策の体系	52
4 . 目標達成のための重点的な取組み	53
(1) 重点的な取組み	53
第 4 章 施策の取組み	55
1 . 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	56
(1) 地域人材の育成、地域の支えあいの推進	56
(2) 地域支援のネットワークづくり	56
(3) 障害理解の促進	57
(4) 障害差別の解消及び合理的配慮の提供の促進	58
(5) 情報アクセシビリティの向上	58
(6) 障害者虐待の防止の推進	60
(7) 見守りの推進	60
(8) 災害対策の推進	61
(9) 権利擁護の推進	62
2 . 医療と福祉の連携・健康づくりの推進	62
(1) 医療と福祉の連携	62
(2) 医療費の助成等の実施	63
(3) 健康づくりの推進	64
(4) 予防の推進	65
3 . 住まいの確保、生活環境の整備	65
(1) 居住支援の充実	65
(2) ユニバーサルデザインの推進	66
(3) 移動のための支援の実施	67
4 . 就労等の活躍の場の拡大	68
(1) 就労支援の充実	68
(2) 雇用の促進	69
(3) 工賃の向上	70
(4) 経済的自立の支援	71

5 . 相談・地域生活支援の充実.....	71
(1) 相談支援の充実.....	71
(2) 早期支援の推進.....	72
(3) 在宅生活の支援.....	73
(4) 地域移住の促進と定着支援.....	74
(5) 日中活動の充実.....	75
(6) 地域生活の支援.....	75
(7) 家族支援の実施.....	76
6 . 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援	76
(1) 教育・保育の充実	76
(2) 途切れのない支援	77
(3) スポーツの推進.....	77
(4) 文化・芸術活動の振興.....	78
(5) 生涯学習や余暇活動の支援.....	78
7 . サービスの質及び人材の確保	79
(1) サービスの質の向上	79
(2) 福祉・介護人材等の確保・育成	80
(3) 事業所の支援.....	80
(4) 職員研修の実施.....	81
8 . 障害福祉サービス事業等の運営	81
(1) 障害福祉サービス等の推計.....	81
(2) 障害福祉サービス等の成果目標	81
第5章 計画の推進体制.....	83
1 . 計画の推進体制	84
(1) 区の組織等.....	84
(2) 区長の附属機関及び各種協議会等	84
第6章 計画策定の経過.....	87
1 . 審議の経過及び検討体制等.....	88
(1) 障害者（児）実態調査の実施.....	88
(2) 審議の経過等.....	88
(3) 世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿.....	91
(4) 世田谷区障害者施策推進協議会 委員名簿.....	92

第7章 資料編	93
1. 統計資料	94
(1) 障害者数の推移(各年4月1日現在)	94
(2) 各種障害者手帳所持者の推移 - 等級別	95
(5) 精神障害者生活指導(デイケア)利用者数の推移	99
(6) 小児精神障害者入院医療費助成件数の推移	99
(7) 施設入所者・精神科病院への入院者の状況	100
(8) 施設入所者の地域生活移行	101
(9) 障害福祉サービス等の利用状況	102
(10) 地域障害者相談支援センターにおける相談対応	107
(11) 障害者の就労状況	108
(12) 医療的ケア児の状況	110
(13) 障害児サービスの利用状況	111
(14) 障害者(児)施設等 (令和2年2月現在)	112
(15) 障害者差別解消に関する相談・問合せの状況	123
2. 重点的な取組みに係る次期計画の施策展開の方向性	124
「精神障害施策」	124
「医療的ケア児(者)の支援」	131
「日中活動の場と住まいの確保」	137
「活躍の場の拡大(障害者就労、ピア支援、日中活動)」	141
「地域生活支援拠点等の体制整備」	147
「相談支援」	167
「共生社会」	171
「サービスの質及び人材の確保」	176
「乳幼児期支援の連携」	180

第1章 計画の策定について



1. 策定の背景

(1) 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備等

- 国際連合総会において、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の尊厳の尊重を促進する障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が平成 18 年 12 月に採択され、平成 20 年 5 月に発行されました。
- 障害者権利条約は、日本においては、平成 26 年 1 月に批准し、同年 2 月に発行されました。国は障害者権利条約の批准に先立ち、障害者の意見を聴きながら、必要となる国内法の整備を推進してきました。
- 平成 23 年 8 月に改正障害者基本法が施行され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生じるという障害の社会モデルに基づく概念や障害者権利条約における合理的配慮の概念が導入されるとともに、平成 24 年に障害者基本計画に関する調査審議や意見具申等を行う障害者政策委員会が設置されました。
- 平成 25 年 4 月には、障害者及び障害児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供等による福祉の増進や安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行されました。
- 障害者基本法における差別の禁止の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とし、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。

平成 24 年 10 月には、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者等の権利や利益を擁護することを目的に、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

平成 25 年 4 月には、障害者優先調達推進法（障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。

平成 25 年 6 月には、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が施行されました。

平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）が改正されました。平成 28 年 4 月からは、雇用の分野における障害者に対する差

別の禁止や障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められ、平成 30 年 4 月からは、精神障害者の法定雇用率の算定基礎への追加の措置が定められました。また、令和 2 年 4 月からは、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方自治体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるための改正が行われました。

平成 26 年 4 月には精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）が改正され、保護者の義務が削除され、医療保護入院の際に家族等が同意することと改められました。同時に精神科入院患者の地域移行・退院促進について、保健医療福祉に携わる全ての関係者で取組むことが明示されるとともに、病院（管理者）の責務が制度化されました。

- 障害者権利条約の発効や発達障害者を取り巻く状況変化等を受け、発達障害者支援法が改正され、平成 28 年 8 月に施行されました。

（ 2 ） 共生社会の実現に向けた国内法の整備等

平成 28 年 5 月に、精神上的障害により判断能力が充分でない障害者に対し、本人の保護と自己決定の尊重を基本に社会生活を支援する成年後見制度の利用を促進するとともに体制整備を推進するため、成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）が施行されました。

地域共生社会の実現に向けて、地域課題の解決力、地域丸ごとのつながり及び地域を基盤とする包括的支援の強化を図るため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法が改正され、平成 30 年 4 月に施行されました。

- また、障害者と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、障害福祉及び介護保険のサービスに共生型サービスが創設されました。
- 共生社会の実現や社会的障壁の除去に向けて、ハード面のバリアフリー化の取組みに加えて、接遇の向上や情報提供等を通じて心のバリアフリーを促進すること等を目的に、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律）が改正され、平成 30 年 11 月及び平成 31 年 4 月に施行されました。
- また、バリアフリー法については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、平成 30 年に続き令和 2 年 5 月に改正法が成立し、公立小・中学校の整備や大規模改築にあたってはバリアフリー整備が義務化されるとともに、小規模店舗のバリアフリー化の促進や交通事業者の接遇の向上及びバスのバリアフリー車両の導入促進等が規定され、令和 3 年 4 月から施行される予定です。

- 視覚障害や発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を推進するため、読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）が令和元年6月に施行されました。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の抱える課題を解決していくための包括的な支援体制の整備等を推進するため、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年6月に成立し、令和3年4月から施行される予定です。

（3）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「障害福祉サービス等の基本的な指針」という。）において示された、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下「障害福祉サービス等の成果目標」という。）の概要は次表のとおりです。

障害福祉サービス等の成果目標（令和5年度末における目標）

（都道府県における成果目標含む）

<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数について、令和元年度末の施設入所者の6%以上 ・施設入所者数について、令和元年度末の1.6%以上削減
<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について、316日以上（新） ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）について、定められた式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標設定 ・精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）について、令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上
<p>地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに1つ以上の地域生活支援拠点等を確保 ・その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

<p>福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上 この際、就労移行支援事業は 1.30 倍、就労継続支援 A 型事業は 1.26 倍及び就労継続支援 B 型事業は 1.23 倍以上の目標値を併せて設定（新） 就労定着支援事業の利用者数について、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用（新） 就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上（新）
<p>障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを令和 5 年度末までに 1 カ所以上設置 保育所等訪問支援を利用できる体制を令和 5 年度末までに構築 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を令和 5 年度末までに 1 カ所以上確保 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
<p>相談支援体制の充実・強化等（新）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
<p>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

2 . 計画の位置付け及び策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、世田谷区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施を図るため、令和 3 年度から 3 年間の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス量等を定めます。

(2) 計画の位置付け

計画の法的な位置付けは次のとおりです。

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画（当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画）

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画（障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画（障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画）

- 成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく市町村計画

（ 3 ）計画の期間

計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間とします。

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、障害福祉サービス等の基本的な指針に基づき、障害福祉計画は第 6 期、障害児福祉計画は第 2 期の計画となります。

計画期間及び区の総合的な計画との関係（イメージ図）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
世田谷区 障害者計画	平成 27 年度から令和 2 年度(6 年間) 平成 30 年度中間見直し						3 年間			-----		
世田谷区 障害福祉計画	第 4 期		第 5 期			第 6 期			-----			
世田谷区 障害児福祉計画				第 1 期		第 2 期			-----			
世田谷区 基本計画	平成 26 年度から令和 5 年度(10 年間)									-----		
世田谷区 新実施計画	4 年間		後期 4 年間				-----			-----		
世田谷区地域保 健医療福祉総合 計画	平成 26 年度から令和 5 年度(10 年間)									-----		

3 . 他の計画との関係

この計画が、調和・整合を保つ主な計画は、次のとおりです。

（ 1 ）世田谷区の計画

- 世田谷区基本構想（平成 25 年 9 月議決） 今後 20 年間の区政運営の公共的指針

- 世田谷区基本計画（平成 26 年度から令和 5 年度） 今後 10 年間の行政運営の基本的指針
- 世田谷区新実施計画（後期）（平成 30 年度から令和 3 年度） 基本計画を具体的に実現するための計画
- 世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成 26 年度から令和 5 年度） 社会福祉法第 107 条第 1 項に基づく市町村地域福祉計画、世田谷区地域保健福祉推進条例第 16 条第 1 項に基づく推進計画及び同条例第 17 条第 1 項に基づく行動指針
- 世田谷区障害者活躍推進計画（令和 2 年度から令和 5 年度） 障害者雇用促進法第 7 条の 3 に基づく障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画
- 世田谷区スポーツ推進計画（平成 26 年度から令和 5 年度） スポーツ基本法第 10 条第 1 項に基づく地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画
- 世田谷区産業振興計画（平成 30 年度から令和 3 年度）
- 世田谷区国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成 30 年度から令和 5 年度） 高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 1 項に基づく特定健康調査等実施計画
- 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 3 年度から令和 5 年度） 老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づく市町村介護保険事業計画
- 世田谷区子ども計画（第 2 期）後期計画（令和 2 年度から令和 6 年度） 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく市町村子ども・若者計画、世田谷区子ども条例第 25 条第 1 項に基づく子どもについての政策を進めていくための基本となる計画
- 健康せたがやプラン（第二次）後期（平成 29 年度から令和 3 年度） 健康増進法第 8 条第 2 項に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画、世田谷区健康づくり推進条例第 8 条第 1 項に基づく行動指針及び同条例第 11 条第 1 項に基づく健康づくりの推進に関する計画
- 世田谷区第四次住宅整備方針（令和 3 年度から令和 12 年度） 世田谷区住宅条例第 5 条第 1 項に基づく世田谷区住宅整備方針

- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)(平成27年度から令和6年度) 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項に基づく生活環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画
- 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画(平成30年度から令和3年度) 教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- 世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)(平成30年度から令和3年度)

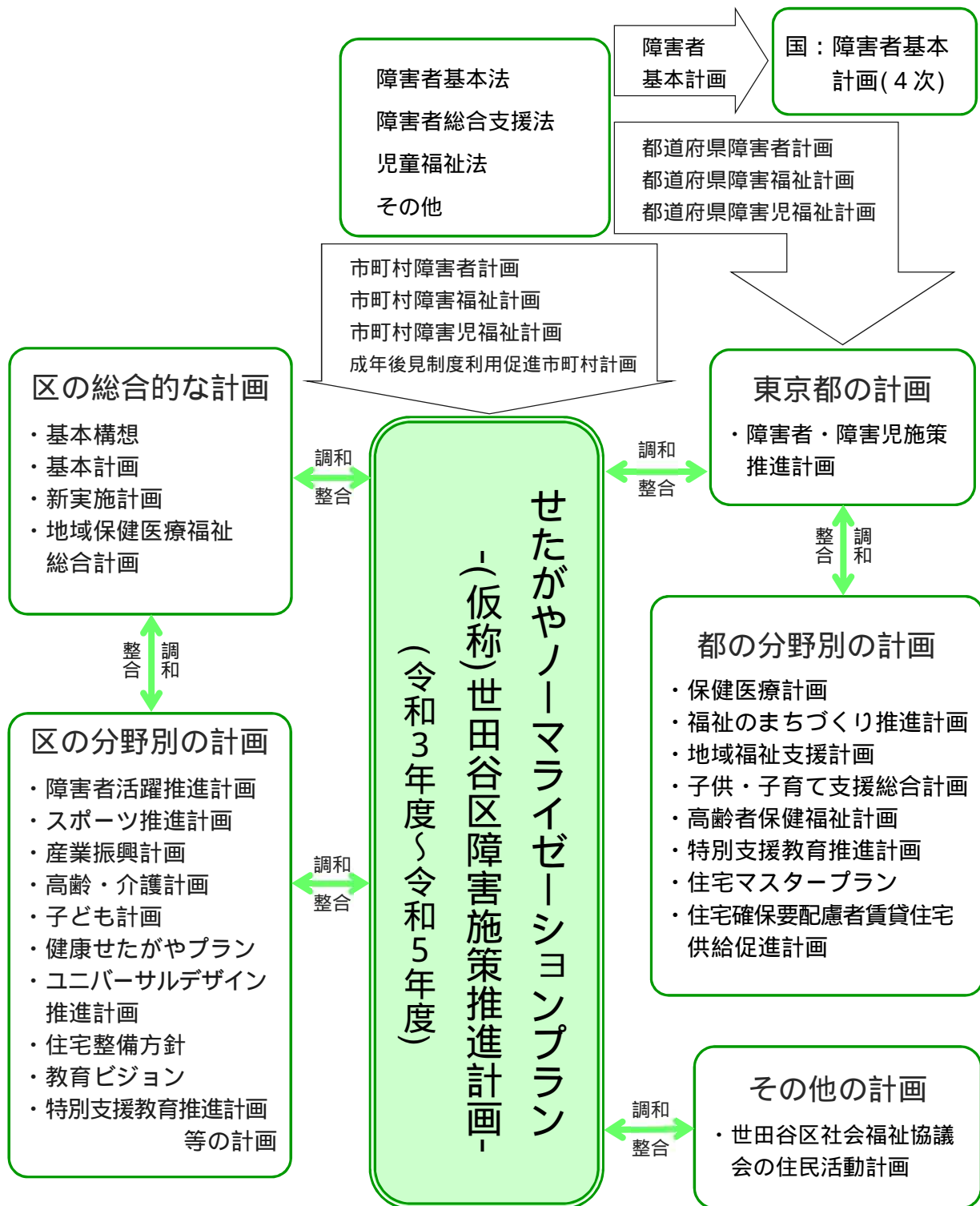
(2) 東京都の計画

- 東京都障害者・障害児施策推進計画(令和3年度から令和5年度) 障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画、障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく都道府県障害児福祉計画

(3) その他の計画

- 世田谷区社会福祉協議会 第3次世田谷区住民活動計画 改定計画(平成27年度から令和6年度)

計画の位置付け及び他の計画との関係（イメージ図）



第2章 実施状況と評価



1 . 生活支援

(1) 在宅サービスの充実

《実施状況》

- 地域障害者相談支援センター「ぼーと」は、地区・地域で実施される地域ケア会議を活用して、あんしんすこやかセンターやケアマネジャー等と情報共有を図るとともに、潜在化、複合化した家庭の課題解決に向けて、多職種が連携して取り組みました。令和元年度より地域障害者相談支援センター「ぼーと」の人員体制を強化して取り組んでいます。
- 世田谷区医療的ケア連絡協議会を設置し、学識経験者、医療関係者、相談支援機関、障害者施設、特別支援学校、家族、区の関係所管が一堂に会し、情報や課題を共有して医療的ケア児(者)やその家族への支援、基盤の確保等の充実を図るための検討を進めました。令和元年度は医療的ケア連絡協議会の他に小委員会を4回開催し、重点課題の抽出等を行いました。
- 短期入所施設への補助等により、円滑な事業運営に向けた支援を行うとともに、施設の整備誘導に努めました。平成31年4月には、障害者支援施設梅ヶ丘が開設し、短期入所28床が増床しました。
- 聴覚障害者が買い物や通院等の日常生活において手話通訳を必要とする場合に、世田谷区手話通訳等派遣センターにおいて手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援しました。
- 平成30年度の障害者総合支援法の改正に伴い、報酬改定等について事業者説明を実施し、事業の円滑な実施を支援しました。
- 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な人に対して、巡回入浴車による自宅における入浴サービスや施設入浴サービスを、住宅環境等で寝具の衛生管理が難しい人には寝具の乾燥・消毒や水洗いを、寝たきりで理美容店に行くことが難しい人には訪問による理美容サービスを提供し、在宅生活を支援しました。

《評価》

- 重層的な課題や複雑な課題を抱えた家庭を支援していくため、各相談窓口の連携をさらに強化し、高齢・障害・子どもを抱えた世帯への支援を横断的に提供していく必要があり、現場の支援者を専門的見地からスーパーバイズできる仕組みを検討する必要があります。
- 世田谷区医療的ケア連絡協議会において、保健、医療、福祉、保育、教育その他の各関連分野における連携を強化し、医療的ケアの担い手や相談支援、レスパイト、災害の備え等について、具体的に検討していく必要があります。
- 短期入所について、運営事業者に対し、適切に助言・指導を行い、運営支援を行うとともに、施設の新規開設の相談時は、短期入所の開設や併設を働きかけ、地域の暮らしを支える基盤を確保していく必要があります。
- 入浴や寝具乾燥等の在宅サービスを提供し、障害者の健康維持と家族の負担軽

減を図っていく必要があります。

(2) 地域移行の促進と定着支援

《実施状況》

- 地域移行に向けた相談支援体制を確保するため、指定特定相談支援事業所の拡充とともに、自立支援協議会地域移行部会において、関係者による定期的な情報共有、意見交換を行いました。また、精神障害者の地域移行を促進するため、関係者による協議の場を設置し、検討を進めました。
- 障害者やその家族を対象に、自立生活に向けた支援、自立に伴って生じる課題の解決や不安を解消する支援を行うとともに、都立光明学園において、保護者、在校生に向けて、障害当事者による自立生活に向けたガイダンスを行いました。
- 基幹相談支援センターが実施する精神科病院からの地域移行に関する研修や相談支援事業所連絡会等の場を活用して、自立生活援助を提供する事業所の拡充に向けて制度周知を行いました。
- 平成 29 年度からグループホーム開設要件を緩和するとともに、活用可能な物件を求めている事業者・団体を支援するため、区内の不動産団体に対し物件情報の提供を求める仕組みを平成 30 年度から構築する等により、平成 30 年度からの 2 年間で約 80 人分の整備誘導を図りました。
- 地域生活支援型施設入所支援の機能を有する障害者施設の開設に向けて整備費補助や入所者の決定を行い、障害者支援施設梅ヶ丘が平成 31 年 4 月に開設しました。

《評価》

- 精神障害者が、退院可能な状況となった場合に、円滑な地域生活への移行支援や住まいの確保支援、本人からの S O S を受け止める緊急対応、日中活動の場等、地域の暮らしを支える基盤を整備していく必要があります。自立支援協議会地域移行部会の活動を通じて、支援者の裾野を広げるとともに、ピアサポーターによる障害者に寄り添った支援等、地域移行に向けた取組みを推進していく必要があります。
- 障害者の自立生活に向けた支援や援助、相談支援を継続して実施する必要があります。
- 新たなサービスである自立生活援助を提供する事業所が不足しており、更なる制度周知を行うとともに、退院に向けた病院との連携や個別給付に繋がる仕組みを構築する必要があります。
- 新たに開設したグループホームは、ほとんどが中軽度者向けで、重度者向けの整備が進んでいない状況です。今後は、身近な地区を意識しながら通所施設等の活用可能な地域資源の状況を勘案するとともに、障害特性ごとの所要量を把握し、整備誘導を図っていく必要があります。
- 障害者支援施設梅ヶ丘等の入所者が円滑に地域移行できるよう、相談支援専門

員や関係機関が連携して、個々の意向や状況等に応じた個別支援計画及びサービス等利用計画を作成し、計画的に支援を進める必要があります。

(3) 日中活動の充実

《実施状況》

- 日中活動の場の整備について、平成 30 年度から令和元年度には、都や区有地及び民間物件を活用し、あわせて 4 か所の新規施設を開設するとともに、老朽化に対応した施設改修を実施しました。
- 特別支援学校卒業生の進路希望先としての通所施設、親なき後や地域移行先であるグループホーム、障害者の高齢化・重度化等への対応の考え方等を整理し、それぞれの施設需要に的確に対応するため「障害者施設整備等に係る基本方針」の検討を平成 30 年 8 月より実施し、令和元年 9 月に検討素材をまとめました。また、11 月には地域保健福祉審議会に諮問し、基本方針の策定に向けて検討を進めました。
- 障害者休養ホームひまわり荘について、プロポーザル方式により事業者選定を行い、平成 30 年度から民間企業に運營業務を委託し、宿泊や入浴、健康プログラム、医療相談等を実施しました。

《評価》

- 令和 2 年 9 月に策定予定の障害者施設整備等に係る基本方針に基づき、各地域の需給バランスを勘案し、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現に向け、日中活動の場を整備するとともに、老朽化した施設について計画的に改修等を行っていく必要があります。
- 障害者休養ホームひまわり荘は、利用者の高齢化等により、利用者数は横ばいまたは微減傾向にあるため、利用者像の分析と、さらに利用しやすく、また若年・中年層にとっても魅力ある施設運営を検討する必要があります。

(4) サービスの質の向上

《実施状況》

- 区ホームページの活用やサービスの向上に役立つ情報紙（質の向上 N a v i ）の発行により、保健福祉サービスに関する苦情や相談の概要、施設における事故対応の注意点や対応事例、事業所等における事故の予防策を解説し、事故防止に向けた取組みについて情報を発信しました。
- 区立障害者福祉施設の第三者評価を実施するとともに、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、障害者日中活動系サービスを実施する事業所に対して、東京都の補助制度を活用した第三者評価の受審を促しました。受審情報は公開し、サービス選択の目安となる情報を提供しました。また、各事業所は国のガイドラインに基づく自己評価を実施し、結果を公表しました。

- 計画的な実地検査とともに社会情勢や事業者ニーズに沿った個別指導を実施し、利用者の保護及び利用者の視点に立ったサービスの提供や質の向上に向けて指導・助言を行いました。また、東京都や関係所管と連携し、法改正の説明会等と連動した合同研修（集団指導）を新たに実施し、事務の適正化を促進しています。

《評価》

- 障害者が、保健福祉サービスを利用する際に、注目すべき内容や様々な施設に関する詳しい情報等を知ることができるよう、分かりやすい情報を提供していく必要があります。
- 区立児童相談所の設置に伴い、障害児施設の指定等の事務が東京都から移譲されることから、巡回支援、技術的支援の状況を踏まえつつ、指導検査の質の確保・向上とともに事業者によるサービスの質の向上に向けた取組みを支援していく必要があります。
- 障害福祉サービス事業所の第三者評価の定期的な受審とともに、受審結果に基づく改善に向けた取組みを促進し、サービスの質の向上に向けて助言・指導を推進していく必要があります。

2. 保健・健康

(1) 予防の充実

《実施状況》

- 介護予防・自立支援における社会参加の重要性について普及啓発を行うとともに、研修やケアプラン点検、地域ケア会議の実施等により、あんしんすこやかセンターの介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組みました。また、介護予防講座等は、社会参加やセルフマネジメントに関する内容を強化し、社会福祉協議会や委託事業者と連携して、地域における主体的な介護予防活動の推進に取り組みました。
- 認知症予防プログラムに関して、講演会や説明会、認知症予防プログラムのグループ活動を実施しました。令和元年度は、認知症予防プログラムを普及啓発型に転換し、講演会や認知症予防のためのウォーキング講座等を実施しました。
- 住所等異動者や85歳以上の独居、高齢者のみ世帯（介護保険の認定を受けている人、88歳を除く）及びあんしんすこやかセンターが必要と判断した高齢者に対し、あんしんすこやかセンター職員による訪問を実施しました。
- がんについて、正しい知識の普及啓発と早期発見・早期治療に繋げるため、胃、肺、大腸などのがん検診を実施し、特定健診・長寿健診と同時に受診できるがん検診の環境を整えました。また、身体障害者手帳所持者を対象に胃がん検診費用の助成を行いました。

区立保健センターにおいて、一元的な受付窓口としてがん検診受付センターを

設置し、併せてウェブ申込の環境を整えるとともに、車椅子使用者に対応した胃がんのエックス線撮影装置を導入し、受診しやすい環境整備を行いました。

- 国民健康保険加入者のうち40～74歳の人に特定健診を実施し、特定健診の結果、生活習慣病のリスクのある人には特定保健指導を実施しました。非肥満者でも血糖値が保健指導の対象となる値の人には、重症化予防事業「まちかどゼミ」を実施しました。
- 後期高齢者医療制度の加入者に長寿健診を実施するとともに、生活保護受給者へは成人健診及び保健指導を実施しました。また、各総合支所保健福祉センターでは、障害者施設健診として、健診を受ける機会の無い通所施設利用者のうち希望者へ健診を実施しました。
- 特定健診・長寿健診の受診者を対象に、低所得者対策として住民税非課税世帯の自己負担無料化を実施しました。
- 区民がこころの健康への関心を高め、疾患や障害への理解を深めることにより、区民のこころの健康を向上や、地域で生活する精神障害者やその家族等が安心して地域で暮らすことができるよう、講演会や地域の取り組みによる普及啓発を実施しました。
- 性感染症の相談及びHIV抗体検査(梅毒・クラミジアの検査も可能)を匿名・無料で行っています。
- 災害時の医療救護体制の整備に向けて、関係団体と継続的に検討を実施しています。また、法律に規定されている感染症発生に伴う健康危機管理に関する健康観察を実施するとともに、蚊媒介感染症防止に対する区民への啓発活動を行いました。

《評価》

- 引き続き、介護予防の普及啓発や効果的な介護予防事業の展開を図るとともに、地域包括ケアの地区展開等により創出・拡充される地域資源を活用しながら、区民同士の支えあいの体制づくりや住民主体の介護予防の取組みを推進する必要があります。
- 支援が必要な高齢者の把握について、訪問による把握に加えて広く対象者を把握できるよう、関係者等とのネットワークづくりを推進する必要があります。また、認知症予防関連事業の実績状況を踏まえ、認知症予防に関する普及啓発を各種介護予防講座と一体的に実施するなど、効果的な事業展開を図っていく必要があります。
- がん検診について、国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を踏まえた対策型がん検診の実施及び検診の質の向上に努めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に当たっての世田谷区の基本方針」等を順守するなど、障害者がより受診しやすい環境の整備を進める必要があります。
- 特定健診や長寿健診は、受診率等の向上を図るため、対象者の特性に応じた効

果的な受診・利用勧奨を行っていく必要があります。また、まちかどゼミは、参加率の向上に向けて周知方法や申込方法を改善する必要があります。

- 障害者施設健診は、検査機器の老朽化や実施できる人数に限りあるため、実施方法を見直す必要があります。また、健診の自己負担の在り方について、引き続き検証していく必要があります。
- 区立保健医療福祉総合プラザに移転した区立保健センターの「こころの相談機能整備」として、広く区民に対してこころの講演会を実施し、啓発を図っていく必要があります。また、地域のネットワークとのつながりを活用した普及啓発は地域で進めるなど、効果的に普及啓発を行っていく体制や仕組みづくりを行う必要があります。
- 区民に対し、HIVや性感染症に対する正しい知識を醸成し、患者に対する偏見や差別解消を図るため、啓発活動の充実に取り組むとともに、より多くの区民に検査を受けてもらえるよう、検査を受けやすい環境づくりを行う必要があります。

(2) 健康づくりの推進

《実施状況》

- 毎年10月の健康づくり推進月間において、保健センターまつりや薬物乱用防止ポスター展、健康講座等を実施するとともに、通年で産前・産後のメンタルヘルスや子育て講演会、うつ予防講演会、大人の食育講座等を実施し、健康づくりや予防を促進しました。
- 区立保健センターにおいて、各種健康教室を開催するとともに、地域においても壮年期健康づくり教室を実施しました。18歳以上の区民を対象に健康度測定、運動負荷測定を実施し、参加者へ日常生活のアドバイスを行いました。また、健康づくり支援リーダーの養成、活動支援として、リーダー養成講座のほか、実地指導、リーダー交流会を実施しました。
- 令和2年度からの障害の特性等に応じた健康支援プログラムの実施に向けて、障害者にも使いやすいトレーニング用のマシンの導入やプログラム案の作成を行いました。
- 平成31年2月に開設した希望丘地域体育館において、「ボッチャ大会」、「障害者スポーツ体験会」を実施し、障害のある人もない人も、また子どもから大人まで幅広い世代に障害者スポーツの普及を行いました。
- 令和元年8月に「2019ボッチャ世田谷カップ」を東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けた気運醸成イベントとして実施し、障害者スポーツの普及を行いました。
- 区立健康増進・交流施設(せたがや・がやがや館)において、健康運動指導士による健康教室や運動室を活用した多様な運動プログラムを実施するとともに、令和元年度は指定管理者の自主事業として、新たにボッチャの体験会や世田谷公

園でのウォーキングプログラムを実施しました。

《評価》

- ボッチャ等の一部の障害者スポーツだけでなく、多種多様な障害者スポーツをどのように普及啓発していくかを検討していく必要があります。
- 令和4年度からの次期健康せたがやプランの策定に向けて、健康増進事業全体の在り方について検討する必要があります。
- 障害の特性等に応じた健康支援プログラムは、障害の種別や特性に応じた事業拡充の在り方について、引き続き検討していく必要があります。
- せたがや・がやがや館の運動プログラムは、全体の参加者数は増加しているものの、実施内容により参加者数に差が見られ、特に事業目的の一つである世代間交流については、指定管理者と協議の上、より利用者が参加しやすい事業を行っていく必要があります。

(3) リハビリテーションの充実

《実施状況》

- 平成30年度まで総合福祉センターで実施していた健康プログラム事業（リハビリ・スポーツ教室）を、令和元年度は区立保健センターの指定管理事業として実施しました。18歳以上の脳血管障害等による障害がある人や体力に自信のない高齢者に、体力づくり等を目的にボッチャなどの軽スポーツを行いました。
- 回復途上にある精神障害者を対象に、対人関係の改善、生活範囲の拡大及び社会復帰への意欲の向上等を図ることを目的として、集団活動による社会復帰訓練及び相談支援を行う精神障害者生活指導事業（デイケア）を実施しました。
- 総合福祉センターが実施していた機能訓練及び生活訓練について、障害者支援施設梅ヶ丘への機能移行により、定員数の増とともにサービスの充実が図られるよう努めました。

《評価》

- 健康プログラム事業は、参加状況やニーズを踏まえて事業の目的等について、検討する必要があります。
- デイケアは、病状や生活習慣が不安定なため通所サービス等の利用に繋がりにくい精神障害者を対象に、地区担当保健師による、生活習慣等の基本的な生活支援を状況に応じて段階的に実施することで、自立や社会復帰を促進していく必要があります。
- 区立保健センター専門相談課と障害者支援施設梅ヶ丘、関係機関との連携を強化し、高次脳機能障害者や視覚障害者を含め、機能訓練や生活訓練が必要な障害者の、地域でのリハビリテーションの一層の充実を図っていく必要があります。

(4) 医療と福祉の連携

《実施状況》

- 在宅医療・介護連携推進事業として介護保険法の地域支援事業に位置付けられた8項目について、事業展開を図りました。平成30年度には、あんしんすこやかセンターに在宅療養相談窓口を開設し、区民や関係者を対象とした相談支援を行うとともに、窓口の職員向けに研修会や連絡会を開催し、医療的知識の向上に取り組みました。
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、各地区に地区連携医を配置し、あんしんすこやかセンターとともに医療や介護に関するネットワークの構築を進めました。
- 広島、長崎に投下された原子爆弾の被爆者の健康診断の実施、医療給付、各種手当と葬祭料の支給に関する申請の受理や東京都への経由事務を行っています。
- 長期療養により、多額の医療費を要する特殊疾病患者に対する医療費助成、自立支援医療（精神通院）医療費助成について、医療助成申請書の受理や東京都への経由事務を行いました。
- 東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの患者のうち所定の要件に該当する者について、世田谷区大気汚染障害者認定審査会の意見を聞いて認定し、医療費の助成を行いました。
- 心身障害者医療費助成について、医療証の交付や医療費の助成等の事務を行いました。
- 難病患者等を対象に、専門医等による相談・検診を地区医師会に委託し実施しています。
- 妊娠期及び乳幼児の月齢毎の健診において、医療的所見に加えて家族の状況等によって事後の相談支援を充実させるなど、要支援者の把握と支援に努めました。また、医療的ケアを含め、在宅での療養が必要な場合に、医療機関等からの連絡を受けて早期に家族への支援を開始し、訪問看護やレスパイト、通学等の継続的な支援に繋がる仕組みを事例ごとに作成しました。
- 一般の歯科診療所での診療が困難な心身障害児（者）を対象に、口腔衛生センターを活用して歯科診療事業等を実施しました。
- 更生医療は、各総合支所保健福祉課で相談・受付を行っており、引き続きホームページ等で周知を行いました。

《評価》

- 地区連携医事業の顔の見える関係づくりを更に進め、複数の地区での合同実施等を行い、より広域的な医療と介護のネットワークの構築に取り組む必要があります。
- 在宅医療の普及だけでなく、治療や療養生活、人生の最終段階の過ごし方について、医療や介護の専門職、家族等の身近な人と繰り返し話し合い、自らが決定

していくアドバンス・ケア・プランニング(人生会議)について、周知・普及を図る必要があります。

- 大気汚染障害者認定審査について、東京都の制度の趣旨を踏まえ、適切に認定事務を実施する必要があります。
- 乳幼児健診では、医療関係者間の連携を更に推進するための会議体への参加や、切れ目のない療育支援のために分野を超えた連携体制をつくるなど、組織的な連携にも取り組む必要があります。また、区民からの相談、ニーズに対応するための支援の窓口について、分かりやすく案内していく必要があります。
- 障害児(者)への歯科診療について、歯科医師会と連携し、障害児(者)の治療や地域の歯科医師の指導にあたる口腔外科医及び麻酔専門医を確保していく必要があります。

(5) 母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充

《実施状況》

- 発達障害や愛着の課題を持つ親子を支援するため、各総合支所保健福祉センター健康づくり課で年間2クール(15人/クール)のグループプログラムを実施しました。
- 総合支所の担当者連絡会を定期的を開催し、プログラムの運営状況を共有するとともに、スタッフの勉強会や交流会を開催して、区内5地域の支援の質を均一に保つよう工夫しました。

《評価》

- フォログループのプログラムは、各クール15人定員で実施していますが、地域のニーズに応えるためには拡充する必要があります。
- プログラム終了後のフォロー体制として、今後、区立保健センターとの連携を強化していく必要があります。

3. 生活環境

(1) 居住支援の充実

《実施状況》

- グループホーム運営者からの相談に適切に対応するとともに、事業者連絡会の場を活用して先進的事例の紹介を行いました。
- 高齢者や障害者等が、民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備に向けて、世田谷区居住支援協議会において、関係団体や区の関係所管等が連携して、住宅確保要配慮者の居住支援策の検討や情報共有を図るとともに、世田谷区居住支援協議会セミナーを開催し、不動産の管理会社を対象に各種支援サービスの紹介等を行いました。
- 平成30年度に区、(公社)全日本不動産協会東京都本部世田谷支部、(公社)

東京都宅地建物取引業協会世田谷区支部、ホームネット（株）の四者間で、居住支援に係る包括連携に関する協定を締結するとともに、住宅確保要配慮者への電話による安否確認と亡くなった際の原状回復、遺品整理等の費用を補償する見まもりサービスの普及を進めました。

- 空室になった区営住戸のバリアフリー化工事を平成 30 年度は 3 戸、令和元年度は 1 戸、令和 2 年度は 1 戸の改修を行いました。また、令和 2 年度 10 月竣工の豪徳寺アパート 1 号棟に障害者向けの住戸を 7 戸新設しました。
- 区内在住の単身障害者または障害者のいる世帯等の住宅確保要配慮者に、民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、入居を支援しました。また、部屋探しに困っている方が、身近な不動産店で入居相談を受けられるよう、区と協定を結んでいる不動産団体の協力店をホームページに掲載しました。
- すべての人にとって住みやすい生活環境の実現を目指して、住まい・まち学習セミナーやマンション管理講座を開催し、「住宅のためのユニバーサルデザインヒントブック」を配布し、周知しました。

《評価》

- グループホームは、障害者支援施設梅ヶ丘の入所者等の地域移行の受け皿として重要な基盤となるため、補助や事業者連絡会の場の活用等により、円滑な地域移行を見据えた支援を行っていく必要があります。
- 賃貸物件のオーナーの不安軽減策として、民間の見守り・補償サービスについて福祉所管と連携して周知を図るとともに、サービスの利用を促進するため、費用負担の軽減等に取り組んでいく必要があります。
- 住宅確保要配慮者の入居促進を図るため、入居後の生活支援サービスをコーディネートする入居相談体制等について、世田谷区居住支援協議会を中心に検討を行う必要があります。
- 障害者等で保証人や緊急連絡先の確保が難しい人の民間賃貸住宅の入居にあたり、住宅確保要配慮者の入居に関して理解のある不動産の所有者が、住宅セーフティネット制度（住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度）に物件情報を登録してもらえるように、制度の周知方法を検討していく必要があります。
- 既存の区営住戸のバリアフリー改修は、居住者の退去等により空室となった部屋から改修を行っているため、バリアフリー住宅の戸数の確保に課題があります。

（ 2 ）ユニバーサルデザインの推進

《実施状況》

- 誰もが利用しやすい生活環境の整備に向けて、世田谷UDスタイルやわかりやすいUD啓発冊子等を発行し啓発を行いました。また、公共的施設における多機能トイレやベンチについて、区のホームページに掲載して情報提供を行いました。
- ユニバーサルデザインの普及啓発を図るため、区民講師を派遣する区民出張講座を小学校等で実施しました。

- ユニバーサルデザインアドバイザー（専門家）等とともに、本庁舎整備基本設計時におけるUD検討会、東京リハビリテーションセンター世田谷や玉川総合支所のサインUD検討会を開催し、ユニバーサルデザインに基づいた整備を推進しました。
 - 配慮が必要な人や、様々な目的やニーズ等を持つ来庁者への対応について、内容を充実させた接遇・応対力向上マニュアルを活用し、区職員の接遇研修を実施しました。
- 《評価》
- ユニバーサルデザインの啓発物等について、広く民間事業者に配布できるよう工夫していく必要があります。また、民間施設の多機能トイレについて、区民等への情報提供を進めていく必要があります。
 - ユニバーサルデザインについて、区民講師やアドバイザーとともに、利用者や当事者等と連携・協働して、普及啓発の充実を図り、UD検討会を行った施設やサインの整備について、検証を実施する必要があります。
 - 接遇・応対力向上マニュアルは、区政を取り巻く状況等を捉えて適宜更新を行うとともに、接遇研修を継続して実施していく必要があります。

（３）移動のための支援の充実

《実施状況》

- 移動困難な方の社会参加の促進や生活圏の拡大に向け、福祉タクシー券の交付や自動車燃料費の助成等を行いました。また、介護タクシーの配車や福祉移動サービスの相談等を行う世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」の活動を支援する等、移動困難な方の支援が円滑に行われるよう、事業者への支援も行いました。
- 移動困難な障害者等に対し、移動支援従事者を派遣することにより、社会参加と余暇活動の充実を支援しました。
- 平成 28 年度から本格運行を開始したコミュニティバス路線（等々力操車所～梅ヶ丘駅間）について、駒沢大学駅前バス停を経由する運行ルートの変更及び運行時間帯の拡充（平成 31 年 4 月 1 日）の調整をバス事業者等と行いました。また、利用者のより一層の利便性向上を図るため、新規バス停の設置（令和 2 年 4 月 1 日運用開始）に向けてバス事業者と調整を行いました。

《評価》

- 共生社会の実現に向けて、移動困難者の社会参加の促進を図るためにも、福祉タクシー券の交付等の移動に関する支援を継続していく必要があります。また、福祉輸送を行う事業者への支援も引き続き行っていく必要があります。
- 区内の公共交通不便地域の多くは、狭あい道路が多いことや採算性が見込めない場合が多く、新規路線バスの導入は困難な状況であるため、都市計画道路の整備進捗を把握し、新規路線の導入・既存路線の活用を検討していく必要があります。

す。また、公共交通不便地域内でも導入可能な交通手段等について、検討を行う必要があります。

4 . 雇用・就労、経済的自立の支援

(1) 就労支援の充実

《実施状況》

- 区では3つの就労支援センターが就労支援ネットワークの核となり、就労相談から職場定着まで、一貫した就労支援を行っており、就労支援施設等からの就職者は年間120人から160人台で推移しています。
- 知的・身体障害者を対象とする就労支援ネットワークと、精神・発達障害を対象とするネットワークの合同勉強会を年2回開催し、施設職員の支援力の向上を図るとともに、利用者プログラムとして、企業見学やハローワーク渋谷での面接練習を実施するなど、就労準備に取り組みました。
- 障害者就労支援センターすきっぷ分室クローバー・そしがやでは、仕事帰りや休日に仕事の悩みを相談したり仲間と交流できる場所を提供し、安定した社会生活の支援に取り組みました。また、障害者就労支援センターしごとねっと及びゆに(UNI)では、就業中の方々の職業生活の安定、余暇活動の充実などを目的とした夕食会や講座、就労準備に役立つスキルアップ講座を実施しました。
- 障害者就労支援センターの支援力の強化を図るため、区立保健センター専門相談課が実施する高次脳機能障害者関係施設連絡会に参加し、高次脳機能障害に関する情報共有、専門支援機関との意見交換を行いました。また、東京障害者職業センターや(公財)東京しごと財団と連携して、職業評価やジョブコーチ派遣等の支援を行いました。
- ぷらっとホーム世田谷に登録している精神障害者向けに、障害者就労支援センターしごとねっと及びハローワーク渋谷による「障害者就労ガイダンス」を開催するとともに、障害者就労支援センター職員が、ぷらっとホーム世田谷に出向いて業務内容の説明を行い、必要に応じて情報共有や助言を行う等、連携を強化して就労支援に取り組みました。
- 生活困窮者や生きづらさを抱えた若者の就労を支援している関係所管や就労支援機関と連携して、ユニバーサル就労の理念や施策の考え方、強化する機能等について検討を行いました。また、多様な働き方を創出し支援する、「せた」JOB応援プロジェクト」の検討及び実施に向けた準備を行いました。
- 「キタミ・クリーンファーム」に加え、新たに開設した「コイノニアかみきた」で水耕栽培を開始しました。また、複数の障害者施設では、区内外の農家で収穫された果物や野菜を使った施設製品の製造、販売を行いました。
- 区役所内体験実習について、令和元年度は16部21課と外郭団体1財団で33人(知的22人、精神11人)の実習生を受入れました。また、チャレンジ雇用の

場を活用して、支援員による専門的なアセスメントを行うチャレンジ実習を開始し、5人の実習生を受け入れました。

- 就労定着支援事業所9事業所（すきっぷ、砧工房、さら就労塾@ぼれぼれ、T & E企画、Do-will、玉川福祉作業所、Navioけやき、しごとも、グティ）において、面接や職場訪問等により、就労定着支援を行いました。
- 近年、ICTの発達や働き方の多様化を背景に、重度の障害者のテレワーク等による就労が拡大しつつあるものの、特に通勤や職場等における支援については、十分な対応ができていないとの指摘があります。
- 区の相談機関では、長期にわたって社会との繋がりが薄い発達障害者等の相談が増えており、その中には中高年世代の相談が一定数含まれています。
- 「いずれは就労したい」というニーズはあるものの、訓練施設への通所が安定しないため、既存の支援施設等に繋がれず、相談機関が長期的に抱えなければならない傾向にあります。
- 区では、引きこもりがちな障害者が安心して集える居場所の創出や、障害者が強みを生かして当事者同士で支えあうピア活動、就労の前段階である障害者が、自己有用感を持って地域で活躍する機会の拡大に取り組んでいます。

《評価》

- 障害者就労支援センターでは、登録者本人や家族の高齢化等による生活支援への対応など、他の支援機関との連携が必要なケースが増加しています。
- 区内の就労移行支援事業所では、近年、利用者が減少しており、事業を廃止する事業所が増加しています。
- 長時間働くことが難しい就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの登録者の就労を支援していく必要があります。
- 障害者の就労定着促進に向け、就労定着支援事業所の支援内容の把握や支援力の向上、障害者就労支援センターへの的確な支援の引継ぎが課題となっています。
- ぷらっとホーム世田谷やメルクマールせたがやに登録している、複合的な課題のある障害者や障害が疑われる人について、障害者就労支援センターが連携して、就労に向けた支援を進めていく必要があります。
- 体験実習は、実習を希望する障害者と受入れ職場ともに固定化している傾向があり、就労支援施設等からは、3日以上 of 長期の実習受入れの希望があることから長期受入れができる実習制度を検討する必要があります。
- 通勤支援や職場等における支援を目的に、重度訪問介護、同行援護または行動援護のサービスを利用している障害者の現状を把握するとともに、国の動向を注視し、新たな取組みの活用について、検討する必要があります。
- 定期的に日中活動に参加できない障害者が、気軽に集える居場所の整備や、当事者本人の特性や悩みを理解し、それに応じて緩やかなステップで参加ができる取組み、就労に限定されない活躍の場の創出が必要です。

(2) 雇用の促進

《実施状況》

- 世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害者雇用に積極的に取り組む企業に対し、障害理解や雇用の促進を目的とした障害者雇用支援プログラムを実施しており、令和元年度の延べ参加企業数は 106 社、延べ参加者数は 495 名でした。
- 障害者就労支援施設等では、働く能力があっても自信がなく就労に踏み出せなかったり、体調の波があるため長時間働くことができなかつたりするなど、働きたくても働きづらい障害者が増加しています。
- ユニバーサル就労の構築に向けて、せた J O B 応援プロジェクトの実施を通して区内事業者等の理解と協力を得ながら、仕事の開拓を進めていく必要があります。
- 令和 2 年 4 月の障害者雇用促進法の改正により、週 10 時間から 20 時間未満で働く障害者を雇用する事業主に対する新たな特例給付金制度が始まりました。
- 区では、障害者の法定雇用率が未達成の状況であり、計画的な障害者採用に着手するとともに、障害のある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組みを確実に推進していくため、障害者雇用促進法に基づき、令和 2 年 4 月に「世田谷区障害者活躍推進計画」を策定しました。
- 東京都では、令和元年 12 月に都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例を制定しました。
- 採用から 5 年を目途に一般就労を目指す保護的就労について、保護的就労の雇用主と障害者就労支援センターすきっぷとの連絡会を開催し、制度の見直しについて意見交換を行いました。

《評価》

- 他機関が実施するセミナーの増加等により、障害者雇用促進協議会が実施する「障害者雇用支援プログラム」に参加する企業が減少傾向にあるため、実施方法等を検討する必要があります。
- 就労意欲はあるものの一般的な求人等で就労することが困難な人に対し、多様な働く場を創出するなど、就労に繋げる取組みが必要です。
- 率先して障害者の雇用を推進する立場にある区は、早期の法定雇用率の充足とその後のさらなる雇用率の向上に取り組む必要があります。
- 区のチャレンジ雇用は、一般就労に向けて、きめ細かい支援を行う必要があります。
- 事務職での就労を希望する障害者が増加しているため、清掃や喫茶業務の保護的就労の希望者が減少しています。また、従事者の高齢化も課題となっています。
- 企業等に対して、週 10 時間から 20 時間未満で働く障害者を雇用する事業主に対する新たな特例給付金の周知拡大が必要です。
- 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づくソーシャルファームの育成、支援について、東京都と連携し

て取り組む必要があります。

(3) 工賃の向上

《実施状況》

- 区内就労継続支援B型事業所の令和元年度の平均工賃月額が15,712円となり、前年度を957円上回り、6.5%増となりました。
- 作業所等経営ネットワーク(世田谷セレ部)では庁内外からの大口の作業の発注を受け、複数の区内福祉作業所を連携して共同受注を行いました。
- 区内就労継続支援B型事業所に作業所等経営ネットワークに経営コンサルタントを派遣し、工賃アップに向けたアドバイス等を行う経営コンサルタント派遣事業は平成30年度で終了し、令和元年度から経営コンサルタントによる工賃アップ連続セミナーを開始しました。
- 平成29年度から令和元年度までの3年間、地域保健福祉等推進基金を活用して障害者施設受注拡大・工賃向上推進事業を実施し、区内就労継続支援B型事業所に対し、受注拡大、生産性の向上、施設製品の開発に必要な備品購入等の経費を助成し、事業運営を支援しました。
- 区では、障害者優先調達推進方針に基づき、障害者施設等からの物品等の調達を推進しました。
- はっぴいハンドメイド製品のアンテナショップである福祉ショップフェリーチェでは、区内障害者施設の利用者が作成した施設製品の販売や共同受注の調整を行いました。また、イベント等での出張販売等により、福祉ショップの認知度アップ、売り上げ向上に取り組みました。
- 施設製品の販売機会の拡充に向けて、区主催(共催)事業や法人・企業等の社会貢献活動において、障害者施設製品の販売会を実施し、令和元年度は、21事業(活動)に参加して、延べ144施設が出店しました。
- 令和元年度に、小田急線の梅ヶ丘駅、経堂駅、祖師ヶ谷大蔵駅、喜多見駅の4駅の構内イベントスペースで10施設(延べ103施設)が施設製品を販売するとともに、3か所の区立図書館及び2か所の図書館カウンターで委託販売を実施しました。

《評価》

- 作業所等経営ネットワーク(世田谷セレ部)では、民間法人から長年にわたり請け負っていた共同受注業務の縮小があったため、新たな業務を開拓していく必要があります。
- 障害者施設受注拡大・工賃向上推進事業を活用した施設について、経営コンサルタントによる工賃アップ連続セミナー等の実施により、事業活用の効果を検証していく必要があります。
- 引き続き、福祉ショップフェリーチェの売上向上に取り組む必要があります。
- 世田谷区優先調達推進方針を庁内外に広く周知し、作業所における安定的な作

業量の確保に取り組む必要があります。

(4) 経済的自立の支援

《実施状況》

- 区の障害者福祉手当や国の特別障害者手当等の申請受付・支払いとともに、東京都の重度障害者手当の申請受付等を行い、制度を適正に運営するとともに生活の自立を支援しました。
- 障害者年金について、対象者への申請案内や相談に取り組むほか、関係所管と連携して障害年金制度の周知拡大にこれまでどおり取り組みました。また、国の動きに合わせて、障害者手帳等の交付の際に周知用リーフレットを説明することで、対象者の受給漏れを防ぐ取組みを行なっています。

《評価》

- 障害者手当や障害者年金については、引き続き関係課との連携の強化を図り、制度周知に努める必要があります。

5. 教育、文化芸術活動、スポーツ等

(1) 早期支援の充実

《実施状況》

- 発達障害相談・療育センターげんきが、保育園等を対象に行っている出前型学習会において相談コーナーを設け、身近に相談できる機会を確保しました。
- 児童虐待対応に関する関係者向けマニュアルやパンフレットの配付とともに、マニュアルを活用した研修を実施し、気付きのポイントや初期対応の大切さに関する理解促進を図りました。
- 発達が心配されるおおむね3歳から小学校就学前までの子どもとその保護者を対象に、子ども10人以下を1グループとして全6回、年間7グループで発達支援親子グループ事業を実施しました。事業には、保育士や心理士、さらに総合支所保健福祉センター保健福祉課の発達支援コーディネーターも参加し、親子での自由遊びや課題遊びなどのグループ活動を通して、保護者に子どもとの関わり方や気づきに関するアドバイス等を行うとともに、保護者同士の交流を促し、孤立防止を図りました。
- 発達支援親子グループ事業の卒業生支援として、保護者の意向を確認し、相談機関や療育機関等の紹介、就園している園等への情報提供等を行うとともに、グループ卒業後1年以内の保護者が参加できる場として「卒業生保護者の会」を設け、卒業後1年以上の保護者は、アドバイスや傾聴を行うサポーターとして参加しました。

《評価》

- 児童虐待対応について、マニュアルやパンフレットのほか、個々の関係機関等

に対応した資料を活用し、研修内容を充実させていく必要があります。

- 発達支援親子グループ事業は、事業開催時期等により申込状況に片寄りがあるため、募集時期や開催日程、周知方法等について、拠点となっている子ども・子育て総合センター事業のあり方とともに、事業の地域展開も視野に入れ検討していく必要があります。また、卒業生保護者の会は、年を追うごとにサポーターの人数が増えていくため、保護者が主体となった運営など、実施方法を検討していく必要があります。

(2) 地域支援の充実

《実施状況》

- 発達障害相談・療育センターげんき等が、保育園や幼稚園等に専門職を派遣し、子どもとの関わり方や環境調整等について助言を行う技術支援を実施しました。
- 発達障害相談・療育センターげんきでは、区民を対象に講演会を実施し、発達障害に関する理解促進を図りました。

《評価》

- 保育園等の増加に対応するため、発達障害相談・療育センターげんき等による技術支援の充実を図る必要があります。

(3) 途切れのない支援

《実施状況》

- 就学や進学などライフステージが変わる際に、それまでの支援内容が引き継がれるよう、各総合支所保健福祉センター保健福祉課に発達支援コーディネーターを配置し、支援情報の引継ぎ等に関する相談支援を行いました。
- 支援情報を引き継ぐためのツールとして、保護者が子どもの特徴や関わり方等を記録するスマイルブックを配布するとともに、書き方や使い方の講座を実施しました。
- 保育園等、就学前機関における子どもの様子や支援方法について、区立小学校等へ円滑に引き継ぐための就学支援シートや、就学相談での相談内容を学校へ引き継ぐための就学支援ファイル等を活用し、切れ目のない支援に取り組みました。
- 支援が途切れがちな高校生・大学生世代の発達障害者に対して、ピアサポートによる支援プログラムを提供しました。

《評価》

- 発達支援コーディネーターの相談支援では、就労や就労支援等の支援機関に繋がりにくい成人期の発達障害者のケースの増加が課題となっています。
- 就学支援シート、就学支援ファイルで引き継がれた情報をこれまで以上に活用し、指導や支援の充実を図っていく必要があります。

(4) 教育・保育の充実

《実施状況》

- 区立幼稚園において、障害等の配慮を必要とする園児に介助員（臨時職員）を配置し、担任の指示のもと、安全確保と他の園児とのコミュニケーションをフォローする等の支援を行いました。また、区立認定こども園においては、介助員の配置とともに、長期休業期間中等の体制を強化するため、平成 30 年度から認定こども園嘱託介助員（非常勤職員）を新たに配置しました。
- 通常の学級における特別支援教育の体制を充実するため、区立小・中学校全校に学校包括支援員を 1 人配置しました。平成 30 年度からは大規模校 5 校において 2 人配置とし、さらに増員しました。また、特別支援学級（固定学級）においても、特別支援学級支援員の配置基準を見直し、12 人増員しました。
- 発達障害教育の充実に向け、山野小学校、喜多見小学校に小学校特別支援教室拠点校を開設するとともに、利用児童の増加に合わせて教室環境の整備を実施しました。区立中学校 28 校において、平成 31 年 4 月から開設するための検討及び環境整備を行いました。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設に向け、他自治体の視察等とともに研究、検討を行いました。都の学習評価や授業評価等に係る方針を注視する必要や、不登校の児童・生徒に対する支援と併せて検討する必要性があることから、開設時期を 1 年先送りしました。
- 特別支援学級及び特別支援教室へのタブレット型情報端末の整備、タブレット型情報端末等を用いた指導内容の充実について、モデル事業を実施して課題の把握等を行いました。
- 特別支援学校に在籍している児童・生徒が、副籍校（在住地域の区立小・中学校）の児童・生徒と直接交流や間接交流を行いました。都立光明学園と連携して、ポッチャによる交流及び共同学習を行いました。交流及び共同学習を教育課程に位置付け、児童・生徒の状況等に配慮しつつ、給食交流や運動会、学芸発表会、クラブ活動、教科の学習など、学校生活の様々な場面において、相互にふれあい、理解を深めました。
- 区立小・中学校に在籍している医療的ケア児を対象に、試行的に看護師を配置し、具体的な課題について多角的に検討を行いました。
- 区立保育園 3 園で医療的ケア児の受入れを行いました。受入れにあたっては、概ね隔月を目安に、指導医と園医を含め医療的ケア連絡会を実施し、保育状況や安全確保、園児の成長に伴う支援方法を確認しました。また、新たに医療的ケア児の受入れを開始する園の職員が、医療的ケア児の保育について都立北療育医療センター等を視察しました。

《評価》

- 障害等の配慮を必要とする園児が年々増加傾向にあるため、介助員の人材確保に課題があります。

- 特別支援学級（固定学級）については、児童・生徒数の増加、障害種別、学級形態、地域バランスの偏在等の課題があります。
- 学校包括支援員や特別支援学級支援員など、人的支援の充実を図る必要があります。
- タブレット型情報端末の導入について、国の動向を注視しながらICTの活用に関する教員の知識・技能のさらなる向上、セキュリティ環境の確保等の体制整備も含め、タブレット型情報端末の整備を進めていく必要があります。
- 交流及び共同学習を実施するねらい等をより明確化し、効果を高めていく必要があります。
- 区立小・中学校の看護師の配置は、看護師の配置日数の増、訪問看護ステーション等への委託による配置の検討、校外学習における医療的ケアの実施、通学や校外学習に参加するための移動手段の確保等に課題があります。

（５）配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保

《実施状況》

- 障害児通所支援事業所連絡会において、虐待予防に関する講演やグループワークを実施し、支援の質の向上を図るとともに、令和元年度は、各事業所に巡回訪問を実施しました。また、地域の世田谷区要保護児童連絡協議会に加入するなど、児童福祉領域との連携に取り組みました。
- 令和元年度から、医療的ケアを必要とする児童を受入れている障害児通所支援施設に対して補助金を交付し、医療的ケア児の受入れの促進を図りました。また、重症心身障害児通所事業施設の運営支援に取り組みました。
- 新BOPの充実に向けて、児童数の増加に伴う活動スペースの確保や学校施設の更なる活用等に取り組み、配慮が必要な児童の居場所や放課後の過ごし方も含め、関係所管と検討を行いました。

《評価》

- 就学前人口の増加に伴い、配慮を要する子どもたちも増加傾向にあり、子どもたちの個性を伸ばし、一人ひとりの状態に応じた連続性のある支援の場の提供に向けて、療育の場の確保とサービスの質の向上、安定した施設運営に向けた支援に課題があります。
- 医療的ケア児への支援に対応できる人材の育成（看護師、介護職員等）とともに、障害児通所支援施設の計画的な整備誘導の必要があります。
- 引き続き課題である児童数の増加に伴う活動スペースの確保及び児童育成のための人材の確保と育成に取り組むとともに、新BOPのあり方を含めた児童の放課後の居場所についての検討を、関係所管とともに検討していく必要があります。

(6) 生涯学習・余暇活動の推進

《実施状況》

- 障害者を対象にした仲間づくりや学びの場としていずみ学級を運営するとともに、けやき学級やたんぼぼ学級の運営を支援し、障害者が、趣味や自己表現、仲間との交流等を通じて生活を充実させることができるよう生涯学習を推進しました。また、運営に関わるボランティアの育成や、一部の講演で文字通訳や手話通訳を配置するなど、支援の充実を図りました。
- 視覚障害者等の読書環境の改善を図るため、録音図書（以下、デージー図書）の作成及びマルチメディアデージー図書を購入し中央図書館に所蔵しているとともに、区立図書館8館にデージー図書再生機を配置しています。また、デージー図書の作成者及び対面朗読の担い手を育成するために、音訳ボランティア養成講座(入門)を実施しました。さらに、配慮を要する人への資料の充実に向けて、大活字本、LLブック、点字絵本等の購入を進めました。
- 障害者就労支援センターすきっぷの分室クローバー及び分室そしがやにおいて、就労している障害者等による自主的なグループ活動が66回行われ、延べ771人が参加しました。

《評価》

- 障害者等の生涯学習・文化活動を促進させるため、多くの区民、事業者等に活動を認識し、理解を促す必要があります。
- 音訳ボランティア養成講座を継続的に実施し、ボランティアの育成、活動を支援していく必要があります。またデージー図書をさらに早く提供できるように、目で文字を読むことが困難な方に対して様々な情報を点字・音声データで提供するネットワークであるサピエ図書館の加入を検討する必要があります。
- 障害者就労支援センターにおける自主的なグループ活動は、登録者の増加により交流事業に参加できる人が限られる等の課題があります。

(7) スポーツの推進

《実施状況》

- パラリンピアンによるトークショーやデモンストレーション、車いすバスケットボールや競技用の義足等が体験できるイベントやバーチャルリアリティーを用いてパラリンピック競技を体験できるイベントの実施や、障害のある人もない人が一緒に参加するイベント等を実施し、パラリンピック競技の理解促進及び東京2020パラリンピックに向けた気運醸成を図りました。
- 障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業として、体験会を年2回実施しました。リピーターとして体験会に参加された人には、スタッフとして参加していただき、障害者スポーツ活動を支える人材の育成にも繋げることができました。

- 区民ふれあいフェスタや新年子どもまつり等でボッチャの体験ブースを実施し、区民が障害者スポーツと触れ合う機会を創出しました。また、他の所管へもボッチャ体験ブースの設置について依頼を行い、令和元年度は 11 の所管でボッチャ体験ブースが行われました。
- 平成 31 年 2 月に開設した希望丘地域体育館に、だれでも更衣室・シャワー室及び体育館 1 階にボッチャコートをも 3 面設置しました。障害者スポーツの拠点施設として障害者団体利用枠を週 1 ～ 2 回設定し、障害者スポーツの推進に取り組みました。
また、令和元年 12 月に総合運動場陸上競技場スタンドに車いすシャワー室を設置し、車いす利用時においてもシャワー室を利用することが可能な施設を整備することで、障害の有無に関わらず施設を快適に利用できる環境を実現しました。
- 障害者スポーツ活動を支えるためのスタッフを養成するため、障害者スポーツ・レクリエーション講習会を年 2 回実施し、講習会参加者は区の障害者スポーツイベント等でスタッフとして従事するなど、人材育成に繋げました。また、平成 30 年度に協定を締結した（一社）日本ボッチャ協会より講師を招き、区職員等に向けてボッチャの講習会を実施しました。

《評価》

- オリンピックに比べ、パラリンピックは競技の認知度や興味関心度が低く、参加への意識が低いことの課題があります。パラリンピック競技の楽しさを広めるとともに、共生社会実現に向け、障がいのある人もない人も共にパラリンピック競技を体験できる機会を拡大していく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション交流事業の取組みにより、スタッフとしての継続参加者は増えた一方で、新規の参加者が減少する傾向となっています。今後、新たな参加者を増やし障害者スポーツをさらに区内へ広げていくために、広報の強化を行うとともに、福祉施設への参加呼びかけやまちづくりセンター等への周知依頼を行っていく必要があります。
- 各所管へ実施を依頼したボッチャ体験ブースの取組みについて、更なる普及に向けて各所管と連携し、障害者スポーツを推進する必要があります。
- 世田谷区スポーツ施設整備方針に基づき、多世代スポーツ環境に向けた多機能整備に取り組むとともに、ユニバーサルデザインによる環境整備をはじめ、利便性・アクセス性の向上についての検討や災害時等を想定した施設への対応の必要があります。また、建物や設備等の老朽化が進行し、快適性の維持に懸念があるスポーツ施設については、計画的な改修による施設の維持保全、予防保全に取り組む必要があります。
- 障害者スポーツを支えるスタッフの育成は、講習会への新規の参加者が減少しているため、周知方法を見直し、より多くの方に参加していただけるよう検討を行う必要があります。また、ボッチャの講習については、現状の講習会に加え、より多くの方々にボッチャのルールを知ってもらうため、新たな取組みを検討す

る必要があります。

(8) 文化・芸術活動の振興

《実施状況》

- 誰もが文化・芸術に触れることができるよう、移動劇場「@ホーム公演」として、区内の福祉施設（高齢者施設、障害者施設）において演劇の公演を実施しました。
- 玉川高島屋S・Cの協力を得て、世田谷区障害者施設アート・オムニバス展を開催するとともに、世田谷区障害者施設アート展を世田谷美術館で開催しました。
- 世田谷パブリックシアター等の文化施設において、車いすの貸出、コミュニケーションボードの設置等を行うほか、聴覚障害者の方には公演等での手話通訳付き上演、上演台本の貸出やイヤホンの貸出による音声サポートなどを行い、視覚障害者の方には舞台説明会や音声サポート、盲導犬を伴った観劇等を実施しました。

《評価》

- 誰もが文化・芸術に参加・体験できる機会を充実させていく必要があります。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、研究・検討を行いながら来館者サポートを充実させていく必要があります。
- 障害者施設アート展への参加希望施設が増加しているため、各施設の展示作品数の制限が必要となっています。

6 . 情報アクセシビリティ

(1) 意思疎通支援の充実

《実施状況》

- 障害者休養ホームひまわり荘において、障害者の趣味や学習機会の提供、情報バリアフリーの促進に向けて、パソコンの基礎・応用教室や視覚障害者コースを実施しました。
- 平日の午前中に区役所に待機手話通訳者を配置するとともに、総合支所にタブレット端末を配備し遠隔手話通訳を実施し、聴覚障害者等の来庁の際の意思疎通を支援しました。
- 体験、初級、中級、専門コース及び特別講義までの体系的な手話講習会を開催し、手話通訳者として活躍できる人材を育成して、聴覚障害者等の福祉の増進と障害理解の促進を図りました。
- 中途失聴者等に対し、手話の技術等の指導を行い、意思疎通を円滑に行えるよう支援するとともに、同じ経験を持つ人同士の交流の場を提供しました。また、失語症により意思疎通を図ることが困難な人に対する意思疎通支援者の派遣について、検討を進めています。

- 視覚障害者が外出する際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援や代読・代筆等により情報取得の支援等を行う同行援護サービスの従事者育成に取り組みました。
- 情報・意思疎通支援用具が必要な重度障害者（児）に対し、平成 30 年度は携帯用会話補助装置等を給付し、日常生活の利便性の向上を図りました。

《評価》

- 待機手話通訳者の配置について、手話通訳者を必要としている人の午後の来庁について、情報保障の観点から対応を検討する必要があります。
- 引き続き、手話通訳者や同行援護サービス従事者として活躍できる人材を育成していく必要があります。
- 情報・通信支援用具は技術革新により新しい用具が次々販売されていることから、給付対象となる用具の性能について、情報収集を図る必要があります。
- 引き続き、中途失聴者に対する手話技術等の指導に取り組むとともに、失語症者向け意思疎通支援者の派遣に向けて検討・準備を進めていく必要があります。

（ 2 ） 行政情報へのアクセシビリティの向上

《実施状況》

- 各所管にチラシや封筒への音声コードの添付を促すとともに、質問や相談に対応するため、庁内公開サイトに音声コード作成の手順や留意点、よくある質問と回答等を掲載しました。
「障害者のしおり 2018・2019」のカセットテープ版やデイジー版に加え、大活字版を作成し、弱視の方のニーズに配慮しました。
- 世田谷区議会だよりについて、カセットテープ版とデイジー版、点字版を年 4 回発行し、希望者に送付しました。また、せたがや区議会のはなしに音声コードを付して発行しました。
- 資源やごみの正しい分別方法や排出方法について、分かりやすく記載した「資源とごみの分け方・出し方」のデイジー版を作成し、希望者に無料で郵送していますが、昨年度は実績がありませんでした。また、各図書館や区政情報センター、区政情報コーナー、あんしんすこやかセンターで貸し出しを行いました。
- 区のおしらせ「せたがや」の声の広報について、再生に専用機器が必要となるデイジー版の配布のほか、専用機器を持たない人へは、テープ版またはCD版を配布しています。
- 選挙において、選挙公報の掲載文全文を音声化した音声版「選挙のお知らせ」をデイジー版、CD版及びカセットテープ版で作製し、希望者に送付しました。また、「点字ジャーナル号外選挙のお知らせ」（候補者の氏名、年齢、党派、現・元・新の別等を掲載）を希望者に送付しました。
- 防災啓発物（せたがや防災、集合住宅の防災対策、災害時帰宅困難者ハンドブックなど）について、テキスト版を作成してホームページに掲載しています。

- 平成 29 年度から各総合支所においてツイッター配信を実施しているとともに、平成 30 年度からは画像添付機能を積極的に活用した効果的な情報発信を実施しています。フェイスブックと併せ、媒体の特性を活かした即時性のある情報提供を展開することにより、フォロワー数が増加しています。
- 区の公式ホームページの運用について、視覚障害者への音声読み上げ対応の必要性等を研修等の機会を通じて全庁に周知し、ウェブアクセシビリティに配慮したページの作成の徹底を呼びかけました。また、令和元年 7 月のホームページリニューアルにおいて全ページのウェブアクセシビリティチェック・修正を実施したほか、ホームページ作成システムに「ウェブアクセシビリティチェック機能」を追加し、ページの品質向上を図りました。

《評価》

- ページ数が多い冊子等で音声コードを付する場合は、内容の詳細を区のホームページに記載する等の工夫をする必要があります。
- 障害者のしおりのカセットテープ版については、録音機器の製造廃止等により継続的な供給が困難なため、CD 版等への変更を行う必要があります。
- 世田谷区議会だよりは、カセットテープ版、デイジー版とも貸出件数が微減傾向にあることから、今後、利用者をいかに拡大していくかを検討する必要があります。
- 「資源とごみの分け方・出し方」のデイジー版は、利用率が低いため、必要としている方への周知方法を検討する必要があります。
- 区のおしらせ「せたがや」声の広報については、デイジー版は専用機器が必要となるため、専用機器を持たない人へはテープ版を配布していました。しかし、カセットテープの需要低下や製造廃止等により継続かつ安定的な供給が困難であるため、CD 版の制作など他の媒体による提供方法の検討を行い、CD 版の配布の準備を整えましたが、今後はテープ版からの切替えを進めていく必要があります。カタログポケットについても、更なる利用促進を図るため、周知に努める必要があります。
- 音声版「選挙のお知らせ」について、平成 31 年 4 月 21 日執行世田谷区議会議員・区長選挙では、デイジー版及びカセットテープ版で作製しましたが、カセットテープ版の希望者が少数であったことを踏まえ、次回の世田谷区議会議員・区長選挙に向けて、利用者の意見や他所管の発行物の音声媒体の状況等を参考に、作製媒体の見直しを検討していく必要があります。
- 防災啓発物については、引き続きテキスト版を作成する等により、視覚障害者等に防災情報の周知を図る必要があります。
- ツイッターやフェイスブック等の各媒体の特性に応じた効果的な情報発信について、研究する必要があります。
- ホームページは日々更新されていくため、リニューアルにより向上したページの品質が徐々に低下していく可能性があります。ページの品質を維持していくた

め、全庁職員への周知を継続していく必要があります。

7．行政サービス等における配慮

(1) 区職員等に対する研修の促進

《実施状況》

- 区の採用1年目職員を対象に障害福祉体験の研修を実施し、車椅子等の体験や障害当事者と意見交換を行うことで、障害に対する理解の向上につなげました。また、採用1年目、6年目、11年目、16年目、21年目、26年目、31年目の職員に対する公務員倫理・人権研修、係長候補者及び技能長昇任者に対するコンプライアンス研修で障害者差別解消法に関する講義を取り入れ、障害への理解や差別解消の促進につなげました。
- 平成30年度、令和元年度ともに保健福祉領域の職員に向けて、領域基本研修において障害分野の施策について、領域基本フォローアップ研修において精神障害者の理解について研修を実施しました。

《評価》

- 区職員としての意識醸成と障害への理解促進につなげるため、職員研修を継続して実施していく必要があります。
- 保健福祉領域においては、障害の人に対する電話や窓口における具体的な対応方法や障害の種別による特性に関する知識の習得について必要性が認識されており、継続的な研修実施の必要があります。

(2) 合理的配慮の提供

《実施状況》

- 障害者差別の解消や合理的配慮の提供について、専門調査員を配置して障害者や事業者、区職員等からの相談に対応するとともに、相談等の情報を集約・分析して全庁的に情報共有を図り、啓発・周知を行いました。また、自立支援協議会に情報提供して課題の共有を図るとともに、障害福祉サービス事業者に対して、合理的配慮の提供に向けた情報発信を行いました。
- 投票所の設備について、車椅子で来場できるよう、スロープの設置等も含めて全投票所でフラットな動線を1か所以上確保しました。なお、施設の1階で、かつエレベーターがない期日前投票所では、1階でも投票受付ができる体制を整えました。また、全投票所に身体障害者用記載台、車椅子、点字器、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード、筆談用のメモ用紙（筆談マーク表示物を含む）、点字版候補者氏名等一覧を配備し、投票所内の案内表示にふりがなを付すとともに、同時に2票以上投じる選挙の場合は、投票箱の表示物に点字シールを貼付しました。
- 障害者等の投票には、職員が介添え等を申し出るとともに、点字投票や代理投

票の希望者には、対応する職員を決めておき、円滑に投票できる体制を確保しました。

- 投票所入場整理券について、封筒に音声コードを付し、投票日や期日前・不在者投票を案内するとともに、投票所における代理投票や点字器・車いす・虫めがね・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボードの用意等の案内を宛名紙に明記しました。また、申し出により、封筒が選挙のおしらせであることがわかるように、点字シールを貼付しました。

《評価》

- 専門調査員による相談支援、相談事例の発信や情報共有等を通じ、障害差別の解消や合理的配慮の提供の推進に向けて、継続的に普及啓発に取り組んでいく必要があります。
- 投票所入場整理券について、宛名紙や音声コードの内容について、より分かりやすい案内となるよう引き続き検討していく必要があります。

(3) 区の政策・施策形成への参画の支援

《実施状況》

- 地域保健福祉審議会を年3回開催し、障害福祉施策の実施状況等について審議を行いました。また、部会である障害者施策推進協議会を年に複数回開催し、計画の取り組み状況や障害者差別解消に関する取り組み、精神障害者施策等について審議を行いました。
- 地域保健福祉審議会の常設の部会である障害者施策推進協議会において、障害者団体の代表等の参画を得て、計画の取り組み状況や次期計画の策定に向けた審議等を実施しました。希望者には手話通訳パソコン文字通訳を配置しました。

《評価》

- 障害者施策推進協議会の運営にあたっては、引き続き各障害者団体等の協力を得ながら障害者等の区政参画を促進し、地域の実情に即した計画づくりに取り組んでいく必要があります。

8. 安全・安心

(1) 相談支援体制の強化

《実施状況》

- 基幹相談支援センターは、障害者・児に対する相談の中核機関として、障害者等の相談支援に携わる人材の育成や自立支援協議会の事務局等を担うとともに、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の質の向上に向けて、アドバイザースタッフによるスーパーバイズを実施しました。
- 地域障害者相談支援センター「ぽーと」は、地域における相談支援の中核として令和元年度から体制を強化し、障害種別等を問わない相談支援に取り組むとも

に、地域包括ケアの推進に向けて、地域における課題の抽出や社会資源の発掘、あんしんすこやかセンター等の他分野の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みました。

- あんしんすこやかセンターでは、地域包括ケアシステムの推進に向けて、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の充実、相談支援の質の向上のため研修等を行いました。また、相談の多い精神障害者等への専門相談のつなぎ先の充実が課題となったため、令和元年度から体制が強化された地域障害者相談支援センター「ぽーと」と連携を図り、相談支援の充実に取り組みました。
- 小児医療技術の向上等を背景に、年々増加する医療的ケアが必要な障害児・者の在宅移行に伴う障害福祉サービスの利用に対応するため、令和元年度から東京都の補助事業を活用し、医療的ケアが必要な障害児・者に対応可能な相談支援事業所及び相談支援従事者の育成に取り組みました。
- 教育相談室では、支援の相談を受けた子どもや学級の課題に関する個別会議等で助言するアウトリーチ型支援の体制を強化するため、平成30年度にスクールソーシャルワーカーを1名増員しました。併せて、増加する相談に適切に対応するため、相談運営のさらなる効率化に努めました。令和元年度には、心理教育相談員を1人増員し、相談支援の質の維持・向上を図りました。
- 子ども・若者総合支援センターでは、相談支援、居場所支援、家族相談支援を実施していますが、生きづらさを抱えた若者や家族がより相談に繋がりやすい環境を整えるため、希望丘青少年交流センターに加え、令和2年度から各総合支所においても出張相談を行います。また、出張相談の機会を活用し、各地域の公的相談窓口との連携強化を図ります。
引き続き、区立中学校や青少年地区委員会等へ出向き、事業周知に取り組むことにより、支援機関の認知度向上とともに、潜在的なニーズの掘り起こしを行います。
- こころに関する健康や精神疾患について、困りごとや悩みを持つ本人や家族、関係機関等を対象に、専門医師や保健師が相談を実施しています。子どもや思春期の人、依存症の人など、対象に合わせて専門相談を実施するほか、思春期の人を対象に予約不要・匿名可能な敷居の低い相談も行っています。平成30年度は221回実施し、延べ491人が利用しています。
- 発達障害のある人が必要な相談に繋がることができるよう、身近な地域の相談と専門相談機関の連携を行いました。

《評価》

- サービス等利用計画を作成する相談支援専門員について、全ての利用者の計画作成を確保するには十分とは言えない状況にあり、確保・育成が急務です。現在実施している相談支援専門員に従事するための初任者研修に加え、相談支援専門員に対す計画作成のスキルアップ研修、OJT研修を行っていく必要があります。また、ケアマネジャーが障害者の相談業務を担う環境を整える必要があります。

- サービス等利用計画について、相談支援事業所が行ったモニタリング結果や障害者等が作成したセルフプランに対し、専門的見地からの検証、評価、助言等を行う等、相談支援やプラン作成の質の向上を図る必要があります。
- 地域障害者相談支援センター「ぽーと」は、地域の相談支援のほか、障害理解と障害者差別解消法の普及・啓発等について、エリア自立支援協議会の事務局として様々な地域資源と連携しながら、取り組む必要があります。また、地域での共生社会づくりに向けて、相談支援機能のほかに、気軽に立ち寄り相談員や仲間と過ごす居場所づくりが求められています。
- 8050 問題など複合的な課題等を抱える世帯への相談に対応するため、あんしんすこやかセンター、地域障害者相談支援センター「ぽーと」、その他関係機関の連携強化を進めるとともに、ひきこもり問題など十分に対応できていない課題には相談支援機能の充実を図り、総合的な相談支援の取組みを一層推進する必要があります。
- 医療的ケア児（者）には、運動機能の障害が軽度で重症心身障害の認定を受けていない「動ける医ケア児（者）」も含まれ、障害福祉サービスの利用がほとんどないため、支援の入り口である相談員に繋がらないことが課題となっています。運動機能等が健常者と変わらないケースも多くあり、障害福祉サービスの利用がないため、福祉の支援の入り口である相談員に繋がらないことが課題となっています。
- 教育相談の件数は年々増加し、特に発達や障害に関する相談、就学就園相談への対応も増加する中、児童・生徒や保護者が抱える多様化、複雑化する課題に対応するため、スクールカウンセラー等の学校教育相談体制の充実とともに、福祉的な課題を抱える児童生徒・家庭への対応が必要となることから、スクールソーシャルワーカーの体制の充実を図る必要があります。
- 世田谷区教育総合センターの令和3年度開設に向け、保護者や子どもに分かりやすく利用しやすい相談事業となるよう、教育に関する各種の相談を集約・一元化し総合的に対応する窓口の設置を検討する必要があります。
- 子ども・若者総合支援センターの延べ相談登録者は、区のひきこもり者の推計値 4,400 人（内閣府推計値を区内人口に当て込めた数値（15 歳～39 歳））の 2 割に満たず、引き続き支援が必要な人の掘り起こしと、支援先に繋がるためのメルクマールせたがやの情報発信の強化が必要です。また、相談環境の拡充に向けて、出張相談の実施・検証を進めながらサテライト機能の整備に向けた検討を行っていく必要があります。
- こころの健康や精神疾患は、早期に適切な治療や支援を始めることにより、回復や病状の安定が望めるため、相談の場を広く周知するとともに相談しやすい環境を構築していく必要があります。また、令和2年度4月から区立保健医療福祉総合プラザの区立保健センターで開始した「夜間・休日等こころの電話相談」では、開設日の拡大や相談員の確保・育成について、区の支援との連携を図ってい

く必要があります。

(2) 支援ネットワークの構築

《実施状況》

- 自立支援協議会において、障害者(児)が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、地域における障害者等への支援体制の整備に向けた取り組みなどの課題を検討しました。
- 地域包括ケアの地区展開において、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が地域と連携して、地域が抱える人材不足や身近な活動場所の不足等の課題解決に取り組んでいます。住民主体の地域づくりに向けて、団体等とのネットワークづくりや法人や団体等が保有する会議室等を活用した居場所づくりとともに、地域の活動人材を確保・育成して障害者施設や地域行事等のボランティアとして派遣する等、地域活動を促進しました。
- 精神障害者施策の充実に向けて、保健・医療・福関係者による協議の場である世田谷区精神障害者等支援連絡協議会を設置し、取り組みを進めました。
- せたがや福社区民学会の大会では、障害者施設等における実践や研究の成果等について発表があったほか、他の事業所や法人等との情報交換や交流を行いました。

《評価》

- 地域包括ケアの地区展開における地域の課題解決においては、地域の実情に即した地域資源の創出やコーディネート等の取り組みについて、地域の多様な主体と連携・協力して進めていく必要があります。
- 今後も、精神障害者施策の充実に向け、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」のメニューや、地域における退院後の支援体制の充実について、世田谷区精神障害者等支援連絡協議会等から助言や意見をいただきながら、課題を整理し、取り組み方法等について検討していく必要があります。

(3) 保健福祉人材の育成・確保

《実施状況》

- 基幹相談支援センターでは、相談支援従事者の質の向上と相談支援専門員の拡充を目的に、相談支援基本研修や、障害のある子どもの支援、地域移行及び地域定着支援等のテーマ別研修を実施しました。
- 障害者通所施設やグループホームの運営事業者に研修経費を助成し、人材の確保、定着、育成を支援しました。
- 失語症会話パートナー養成講座や、フォローアップ研修を実施しました。

《評価》

- より効果的な相談支援専門員の人材育成が図れるよう、初任者から中堅、専門

知識の獲得まで繋がる研修体系を構築する必要があります。

- 障害者通所施設やグループホームの運営事業者に対する研修経費の助成を継続するとともに、世田谷区福祉人材育成・研修センターとも連携し、区主催による効果的な研修を実施していく必要があります。
- 失語症者に対する意思疎通支援の充実に向け、取組みを進める必要があります。

(4) 家族支援の充実

《実施状況》

- 医療的ケア等が必要な重症心身障害児(者)に、訪問看護ステーションから看護師を派遣する重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を実施して、家族に代わって医療的ケアや療育上の支援を提供し、家族介護者を支援しました。
- 認知症家族会や認知症家族のための心理相談、家族のためのストレスケア講座を継続するとともに、家族の交流会や家族介護者の会とのネットワークづくりに取組みました。また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトの養成研修の実施や認知症サポーターステップアップ・フォローアップ講座等を通して、認知症の方や家族介護者への理解促進と地域の見守りや支えあい実践者の育成を実施し、家族支援の充実に取組みました。

《評価》

- 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業について、事業の利用促進を図るため、相談支援事業所や訪問看護事業所等を通じ、より一層事業を周知していく必要があります。
- 認知症家族会や認知症家族のための心理相談、家族のためのストレスケア講座、認知症サポーター養成講座等の各種講座等については、一層の周知を図るとともに事業の質の向上に努め、認知症の家族支援の体制の充実に努める必要があります。

(5) 見守りの推進

《実施状況》

- 社会福祉協議会と連携して、ふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイ等の地域支えあい活動を支援し、閉じこもりがちな高齢者や障害者、子育て中の方を、地域で気楽に集い支えあう場づくりに取り組んでいます。また、住民同士による見守り等のサービスを提供することにより、日常生活を支援しました。
- 世田谷ボランティア協会におけるボランティア活動への相談、ボランティアグループ活動支援、ボランティアの養成、マッチングの取組みを支援しました。
- 障害者の就労継続支援施設やグループホーム等において、消費生活出前講座を実施するとともに、年4回発行する「せたがや消費生活センターだより」に音声コードを付し、視力障害者の情報アクセシビリティの向上を図りました。また、消費生活出前講座の区民ボランティア講師(消費生活課区民講師)を対象に、「障

害者に対する出前講座の注意点」の研修を実施したほか、消費生活相談員を対象に、障害施策推進課専門調査員による「障害者の方への相談対応について」の研修を実施し、事例等の共有も行いました。

《評価》

- 地域支えあい活動について、運営者や参加者の高齢化により活動を中止する団体がある等、活動の継続や継承に関する課題があります。
- ボランティアの養成や裾野の拡大を図るため、活動団体の取組みを支援していく必要があります。
- 消費生活相談について、障害者を対象とした消費生活トラブルの注意点や消費生活相談の窓口等に関して、広報物等により広く啓発を図るとともに、障害者の消費生活相談において、専門調査員等の助言の活用や、所管課等と連携した障害者の特性等に応じた適正な相談体制の整備を図る必要があります。

(6) 防災・防犯対策の推進

《実施状況》

- 身近な地域や事業所、施設等が自主的に実施する防災教室の相談や運営支援とともに、地区における防災訓練や避難所となる小中学校単位で避難所運営訓練の企画や運営を支援しました。
- 身体障害者等が、自宅で病気や事故が起きたときに、小型の無線発信機を押すことで民間受信センターに通報され、協力員または東京消防庁に連絡する緊急通報システムを運用し、生活の安全確保を図りました。
- 障害特性に応じた災害時の支援が行えるよう、高齢者・障害者を地震災害から守るための本人・家族・地域社会の行動マニュアル「いざという時のために」を活用し、普及・啓発を行いました。また、避難行動要支援者が避難生活に対応できるよう、避難所環境の配慮や必要な支援について検討を進めました。
- 避難行動要支援者の支援に関する協定を締結した町会・自治会に、避難行動要支援者の同意のもとで避難行動要支援者名簿を提供し、地域の助けあい活動の促進に取り組みました。
- 災害時における福祉避難所の協定締結施設（障害者施設 37 施設）と連絡会等を開催し、福祉避難所に関する情報共有に取り組んできました。また、新たに、東京リハビリテーションセンター世田谷他 4 施設と令和元年度中に協定を締結しました。
- 障害者施設に対して、防犯カメラ等の防犯設備設置に係る補助(平成 30 年度をもって事業終了)を行うとともに、防犯訓練等の実施を働きかけました。

《評価》

- 地域で行われる防災教室や地区の避難所運営訓練等は、実施主体毎に取り組み状況が様々な状況であり、地域にあった実施手法を検討する必要があります。
- 緊急通報システムは、制度改正により令和 2 年 4 月から制度の名称が「救急代

理通報」となり、協力員が不要となるなど利用者が利用しやすい制度となるため、事業を周知していく必要があります。

- 災害対策について、普及・啓発による防災意識の向上を図るとともに、必要な支援体制の整備を図る必要があります。
- 避難行動要支援者支援事業の協定締結団体の拡充に向け、引き続き事業の普及啓発を図っていく必要があります。また、協定を締結した町会・自治会の高齢化に伴う担い手不足の課題解決とともに、重層的な安否確認体制を整備するため、日頃から避難行動要支援者の状況を把握している介護事業者や障害者関連の事業者等との連携強化に引き続き取り組む必要があります。
- 福祉避難所については、協定締結施設の拡充や福祉避難所開設・運営における問題点と課題を抽出する必要があります。また、令和元年 10 月の台風 19 号による被害の教訓を踏まえ、風水害時の避難行動要支援者の避難の在り方を検討する必要があります。

9. 差別の解消、権利擁護の推進

(1) 障害理解の促進

《実施状況》

- 社会福祉協議会では、地域福祉推進員や地区サポーター等と連携し、障害者等への理解促進を目的に、学校や事業所等において体験型の福祉学習を実施しました。
- オリンピック・パラリンピック東京 2020 大会をきっかけとして、障害者の外出環境の向上やコミュニケーションの支援に取り組む商店等に対して、合理的配慮物品の購入費や作成費を助成し、心のバリアフリーに向けた取組みを促進しました。
- ユニバーサルデザインの考え方や取組み事例等を紹介するUDワークショップを開催し、ユニバーサルデザインの啓発や教育を推進しました。
- 高次脳機能障害や軽度外傷性脳損傷(MTBI)に関する普及啓発・理解促進を目的としたリーフレットを発行しました。
- 発達障害相談・療育センターげんきでは、見た目には分かりづらい発達障害に関する理解を進めるため、地域で発達障害児・者に関わる方を対象とした講演会を実施しました。

《評価》

- 福祉体験学習の講師等について、地区サポーターを確保・育成するための取組みを推進する必要があります。
- 平成 30 年度から令和 2 年度まで実施した商店等に対する合理的配慮物品の助成の実績を踏まえ、商店等の合理的配慮に向けた取組みを支援する必要があります。

- UDワークショップは、幅広い世代が参加できるような企画を検討するとともに、障害者や子育て世代が、参加しやすい仕組みを検討していく必要があります。
- 発達障害や高次脳機能障害等について、さらなる理解促進を図る取組みを行う必要があります。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

《実施状況》

- 障害者差別の解消や合理的配慮の提供について、専門調査員を配置して障害者や事業者、区職員からの相談に対応するとともに、事業者や区職員等に対して障害者差別の解消や合理的配慮の提供に向けた調整等を実施しました。
- 障害を理由とする差別の解消に関して、区内小学校の4年生と教員へのリーフレットを配布して福祉教育での活用を促進するとともに、区のお知らせ、区のホームページ、リーフレット等を活用して啓発に取り組みました。

《評価》

- 障害者差別の解消や合理的配慮の提供を推進するため、普及啓発の取組みを継続して進めていく必要があります。

(3) 虐待の防止

《実施状況》

- 自立支援協議会の部会として虐待防止・差別解消・権利擁護部会を設置し、部会や区の取組み状況等を情報共有するとともに、虐待防止や権利擁護に関する講演会の開催や虐待防止ハンドブックの改定に向けた検討を行いました。また、虐待防止における緊急対応等の法律の解釈や、成年後見制度を含む障害者の権利擁護に関する事案について、職員が弁護士等へ相談できる体制を整備しました。
- 障害児通所支援事業所向けに、障害者虐待防止に関する研修を実施し、障害者虐待防止のための体制づくりを促進しました。

《評価》

- 自立支援協議会の主体的な取組みを支援していくとともに、引き続き、虐待防止・差別解消・権利擁護部会と連携し、情報共有や関係機関との連携強化に取り組んでいく必要があります。
- 自立支援協議会と連携して、虐待防止に関する様々な研修を企画し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を行うための体制づくりをより強化していく必要があります。
- 夜間・休日虐待通報ダイヤルにより、虐待の早期発見及び緊急一時保護施設等を用いた迅速な対応を図る必要があります。

(4) 権利擁護の推進

《実施状況》

- 成年後見センターと連携し、成年後見など権利擁護の相談支援や普及啓発、弁護士による法律相談を実施する等、制度の利用を支援しました。また、区民が支援を必要とする障害者等を支える体制づくりに向けて、区民成年後見人の養成を行いました。
- 成年後見制度の利用にあたり、親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合に、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき区長申立てを行い、障害者の権利擁護を推進しました。
- 社会福祉協議会では、障害等により生活やサービスの利用手続き等が難しい人を対象に、あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)による日常的な金銭管理、書類の預かり、見守り等のサービスを提供し、日常生活を支援しました。
- 成年後見センターの運営にあたっては、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携して運営会議を開催し、センターの運営や制度運用等に関する情報を共有するとともに課題検討等を行い、成年後見等実施機関との連携強化を図りました。

《評価》

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見センターを中核機関に位置づけ、制度の普及・啓発を図るとともに制度利用を促進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方



1 . 基本理念

【基本理念】

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、
住み慣れた地域で支えあい
自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

国は、障害者基本法において、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念のもと、国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

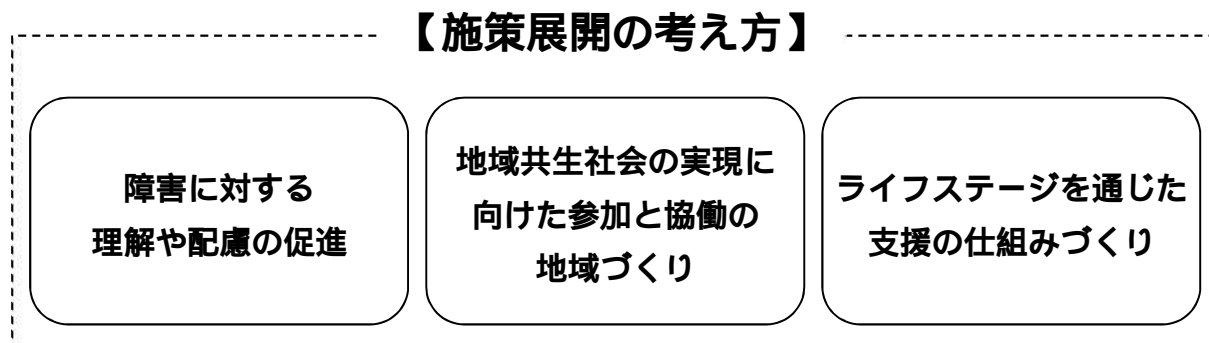
また、障害者総合支援法では、障害者基本法の主旨を踏まえ、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、可能な限り身近な場において受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念とし、総合的かつ計画的に行わなければならないとしています。

さらに、児童福祉法では、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することとしています。

本計画では、これらの法の理念及び世田谷区基本計画等の主旨を踏まえ、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を基本理念とします。

2 . 施策展開の考え方

(1) 施策展開の考え方



障害に対する理解や配慮の促進

障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面において、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害に関する理解の促進に向けて啓発を図ります。

障害者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域で生活を送ることができるよう、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等の多様な活動の場の充実を図ります。

地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり

障害のある人もない人も、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を発揮でき、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創り育てていく地域共生社会の実現を目指します。

地域共生社会の実現に向けて、区民、事業者、医療機関、教育機関、活動団体、NPO 団体等の地域の多様な主体の参加・協力のもとに、地域の課題を共有して課題解決に取り組んでいく地域づくりを推進します。

ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

一人ひとりの障害の状況や年齢等に応じて、ニーズに合った必要な支援を必要に応じて受けることができるよう、保育や教育、医療、障害福祉サービス等とともに、地域における生活支援の充実を図り、障害者の日常生活や社会生活を支援します。

(2) 地域共生社会に向けた取組みと地域包括ケアの地区展開との連携

障害者の生活基盤となるグループホーム等の住まいの確保をはじめ、本人やその家族の状況に合わせ、介護・福祉サービス、生活支援、予防・健康づくり、医療及び就労支援等の必要なサービスを受けることができる体制整備を推進します。

障害者の相談支援については、あんしんすこやかセンターから相談支援機関への引き継ぎも含め、地域障害者相談支援センター「ぽーと」が中心となり、包括的・継続的な相談支援につなげています。

- 複合課題や困難事例、様々な障害種別にも対応できるよう、相談支援に携わる職員の育成に努めるとともに、各総合支所単位のエリア自立支援協議会において、地域における課題検討等を実施し、相談支援事業者等をはじめとする地域のネットワークづくりに取組みます。
- 地域の課題解決には、保健・医療・福祉・教育等が連携し、区民、事業者、関係機関、活動団体等の地域の多様な主体の参加のもと、地域課題の情報共有を図るとともに参加団体等が協働して取組みます。
- 取組みの経過は、自立支援協議会に報告して協議するとともに、全区的な課題は障害者施策推進協議会や地域保健福祉審議会で議論し、施策化に向けて検討を進めます。

これらの取組みは、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）及び社会福祉協議会を一体整備し、相談の拡充や地域の主体とともに連携して地域の課題解決を図る地域包括ケアの地区展開の取組みと連携・連動して、地域の課題を地域で解決していく地域づくりを推進します。

- また、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の一部改正に関して、これまでの地域包括ケアの地区展開の取組みに加え、「8050問題」やひきこもりなど、既存の制度では対応が難しい複合課題や狭間のニーズを抱えた本人・世帯について、包括的な支援体制の構築を目指します。

3 . 計画目標

計画の基本理念である「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向けて、8つの計画目標を掲げるとともに、8つの計画目標を施策の体系における大項目に設定し、総合的に施策を推進します。

(1) 計画目標の設定

- 計画目標 1 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護
- 計画目標 2 医療と福祉の連携・健康づくりの推進
- 計画目標 3 住まいの確保、生活環境の整備
- 計画目標 4 就労等の活躍の場の拡大
- 計画目標 5 相談・地域生活支援の充実
- 計画目標 6 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援
- 計画目標 7 サービスの質及び人材の確保
- 計画目標 8 障害福祉サービス事業等の安定運営

(2) 施策の体系

大項目	中項目
1 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	(1) 地域人材の育成、地域支えあいの推進 (2) 地域支援のネットワークづくり (3) 障害理解の促進 (4) 障害差別の解消及び合理的配慮の提供の促進 (5) 情報アクセシビリティの向上 (6) 障害者虐待の防止の推進 (7) 見守りの推進 (8) 災害対策の推進 (9) 権利擁護の推進
2 医療と福祉の連携・健康づくりの推進	(1) 医療と福祉の連携 (2) 医療費の助成の実施 (3) 健康づくりの推進 (4) 予防の推進
3 住まいの確保、生活環境の整備	(1) 居住支援の充実 (2) ユニバーサルデザインの推進 (3) 移動のための支援の実施
4 就労等の活躍の場の拡大	(1) 就労支援の充実 (2) 雇用の促進 (3) 工賃の向上 (4) 経済的自立の支援
5 相談・地域生活支援の充実	(1) 相談支援の充実 (2) 早期支援の推進 (3) 在宅生活の支援 (4) 地域移行の促進と定着支援 (5) 日中活動の充実 (6) 地域生活の支援 (7) 家族支援の実施
6 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援	(1) 教育・保育の充実 (2) 途切れのない支援 (3) スポーツの推進 (4) 文化芸術活動の振興 (5) 生涯学習や余暇活動の支援
7 サービスの質及び人材の確保	(1) サービスの質の向上 (2) 福祉・介護人材等の確保育成 (3) 事業所の支援 (4) 職員研修の実施
8 障害福祉サービス事業等の運営	(1) 障害福祉サービス等の推計 (2) 障害福祉サービス等の成果目標

4. 目標達成のための重点的な取組み

障害者施策推進協議会、自立支援協議会等で挙げられた意見等を踏まえ、目標達成のための重点的な取組みは次のとおりです。

重点的な取組みは、課題毎に取組みの状況（実施状況の評価）、課題（評価を踏まえた改善）及び次期計画の施策展開の方向性（計画）について取りまとめ、審議しました。

重点的な取組みに係る次期計画の施策展開の方向性については、資料編に審議資料を掲載しています。また、重点的な取組みについては、今後の審議や区民意見等を踏まえて反映させていきます。

（1）重点的な取組み

重点的な取組み	課題
精神障害施策	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病床における長期入院患者に関する目標値や目標(例) ・ピアサポーターが活躍する機会の拡充 ・普及啓発・理解促進 ・日中の居場所づくり ・住まいの確保支援 ・退院後の生活体験機能 ・家族支援 ・保健・医療・福祉等の支援者間の連携強化
医療的ケア児（者）の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な支援体制の構築等 ・医療的ケア児（者）の支援に携わる人材育成 ・発達・発育や学びを支える体制の整備・充実 ・災害に備える互助体制の確立
日中活動の場と住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設所要量の確保 ・医療的ケアを含む重度障害者への対応 ・グループホームの確保 ・障害特性に応じた日中活動の場の確保 ・居住支援協議会と連携した住まいの場の確保
活躍の場の拡大（障害者就労、ピア支援、日中活動）	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い対象者に対する就労支援 ・職場定着支援、生活支援の充実 ・障害者雇用の拡充 ・他機関との連携と活躍の場の創出 ・作業所で働く障害者の工賃向上
地域生活支援拠点等の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の確保・実施 ・拠点等の機能充実（地域づくりに向けた体制整備）
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の量の確保と質の向上 ・セルフプランを尊重した支援 ・複合的な課題を抱えた家族に対する支援 ・社会的なつながりが弱い方へのセーフティネット ・医療的ケアが必要な障害児・者への相談支援 再掲

重点的な取組み	課題
共生社会	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリー（障害理解、障害者差別解消）の推進 ・ユニバーサルデザインのまちづくり ・障害者スポーツの推進
サービスの質及び人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・指導體制の確保 ・第三者評価の受審向上と評価結果の活用 ・苦情や事故の予防 ・施設における支援技術の向上 ・これからの福祉・介護人材の確保及び育成
乳幼児期支援の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に繋がりやすい体制 ・中核的拠点と民間支援 ・多様な機関の連携

第4章 施策の取組み



1 . 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護

(1) 地域人材の育成、地域の支えあいの推進

失語症パートナーの養成

失語症者に対する意思疎通支援の充実に向け、取組みを進めていきます。

地域支えあい活動の推進

社会福祉協議会では、高齢者や障害者等の孤立を防止するため、地域住民による、ふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイ等の地域活動の立ち上げや運営支援を行い、住民主体の地域活動を推進していきます。

ボランティア活動への支援

ボランティアへ参加する機会の提供や、ボランティアの養成に取り組む世田谷ボランティア協会の運営を支援していきます。

手話講習会の実施

聴覚障害者や音声・言語障害者と健聴者との意思疎通を支援する地域の人材を確保するため、手話技術や聴覚障害者等への理解等を学ぶ手話講習会を実施します。手話講習会は、体験・初級・中級・専門のコースを昼間と夜間に実施し、段階的に手話技術等の向上を図るとともに、区の手話通訳者の養成や東京都の手話通訳者等養成講習会の受講に繋げていきます。

住民活動の促進及びネットワーク化支援

社会福祉協議会が、地区の活動団体や事業者など多様な社会資源を訪問調査し、地域ケア会議に出席するなど地域課題の把握・分析を行います。地区の課題を共有し課題解決に向けた検討を行い、新たな生活支援サービスの創出や居場所等の活動の場づくり等、地域資源の開発・創出等に取り組むとともに、既存の社会資源の活用やネットワーク化を進め、地域の見守りや災害時の支えあいの仕組みづくりを支援していきます。

(2) 地域支援のネットワークづくり

医療的ケア連絡協議会の運営

平成 30 年度に設置した世田谷区医療的ケア連絡協議会について、医療的ケア児(者)や家族が、地域で必要な支援を円滑に受けられることができるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他の各関連分野の支援を行う機関が一堂に会し、定期的な連絡調整及び情報交換等を行っていきます。

自立支援協議会の運営

当事者や様々な分野の専門職にエリア協議会委員としての参画を促し、障害者が安心して地域で自立した生活を継続できる支援体制の構築と、地域での課題解決を推進していきます。

保健・医療・福祉地域連携推進体制の整備

精神障害施策の充実に向け、地域における支援体制の整備や連携について、世田谷区精神障害者等支援連絡協議会等から助言や意見をいただきながら、課題を整理し、取組み方法等について検討していきます。

(3) 障害理解の促進

こころの健康に関する普及啓発

区民がこころの健康への関心や精神疾患・障害への理解を深めることで、区民のこころの健康の底上げを図るとともに、地域で生活する精神障害者やその家族等が安心して暮らすことができるよう、講演会や地域の取組みによる普及啓発を実施します。

令和2年4月に開設した区立保健センターの「こころの相談機能整備」として、情報コーナーを設置するとともに、広く区民に対してこころの講演会等で普及啓発を実施します。

区立保健センターで、区民に身近なネットワークの中で、区^の精神保健福祉に関する課題をもとに、区民や関係職員等を対象に普及・啓発活動を行います。

世代や健康(障害)の予防段階に合わせて、インターネット等も活用し、相談を受けやすくするための仕組みづくりに取り組みます。

講演会やシンポジウムなど啓発事業の充実

地域で適切な合理的配慮が図られるよう、障害や特性に関する理解を広める理解啓発の取組みを充実していきます。

福祉体験学習の実施

社会福祉協議会において、体験型の福祉学習や企業への研修等を行い、福祉に対する理解の向上を目指します。また、地区サポーターが講師として実施しているため、サポーターの確保・養成を行います。

小学校と連携した障害理解の促進

区立小学校と連携して、3年生から6年生の「総合」の学習において、希望する学校に手話講師を派遣し、手話による簡単な日常会話の習得を通じて聴覚障害者への理解促進に取り組みます。

障害についての理解啓発の促進

発達障害や難病、高次脳機能障害等について、動画やホームページの活用を含め、さらなる理解促進に向けた広報を進めていきます。

施設における地域交流の促進

各施設において、定期的にイベント等を開催し、地域の方々に参加してもらい、利用者や施設の活動紹介のほか、自主生産品の販売等、地域の方との交流を行うことにより、障害理解の促進を図っていきます。

(4) 障害差別の解消及び合理的配慮の提供の促進

投票環境の向上

投票所について、車椅子で来場できるように整備するとともに、身体障害者用記載台、点字氏名等一覧等を配備します。投票の際には職員が介添え等を申し出る等、投票所における区職員のサポート体制を確保します。また、投票所入場整理券について、引き続き、封筒に音声コードや点字シールを付し、投票日や期日前・不在者投票を案内します。

区役所内での対応事例の共有と実務への反映

障害者や事業者、区職員等からの相談等の情報を集約・分析し、全庁的な情報共有とともに啓発・周知を図ります。また、自立支援協議会と課題の共有を図るとともに、障害福祉サービス事業者に対して、合理的配慮の提供に向けた情報発信を行います。また、区職員向けに作成している障害を理由とする差別を解消するためのガイドブックについて、定期的に内容を見直し、最新の相談事例を掲載する等により、区職員の障害理解や対応スキルの向上を図ります。

障害者の区政参画の促進

地域保健福祉審議会の常設の部会である障害者施策推進協議会及びその他協議会では、障害者団体の代表や障害者の参画を得て、計画や施策等の検討・審議等を行います。

障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の実施に関する普及啓発の推進

障害者差別の解消や合理的配慮の提供について、障害者や事業者、区職員からの相談に適切に対応します。また、障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の意識が区全域に行きわたるよう、あいサポート運動など他自治体の事例等を参考に効果的な啓発手法を検討し実施します。

(5) 情報アクセシビリティの向上

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者等の日常生活や公共機関等の手続き等で手話通訳が必要な場合に、区の手話講習会の専門コース修了者等で、区が実施する手話通訳者選考試験に合格し、区に登録した手話通訳者を派遣し、健聴者との意思疎通を支援します。また、中途失聴者や難聴者で手話による会話が難しい人等に、会話の要旨をパソコンやメモ等で伝える要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援します。

待機手話通訳者の配置

聴覚障害者等の区役所での手続き等を支援するため、平日の午前中、本庁舎に手話通訳者を配置し、意思疎通を支援します。また、各総合支所に配備されたタブレット型端末を活用し、本庁に配置した手話通訳者が遠隔手話通訳を行い、総合支所における手続き等を支援します。なお、タブレット端末等を活用した民間通訳センターの手話通訳のサービスについて、国や都、他自治体の動向を踏まえ、課題を整理しながら検討し実施します。

文書の音声コード添付の促進

スマートフォンのアプリによる読み取りが可能になる等、利用方法が広がっていることから、引き続き、音声コードの添付を促進していくため、今後も所管課へ情報提供や導入支援を行うなど、利用促進のための取組みを継続していきます。

印刷物の発行に伴う視覚障害者への配慮（テープ版・デイジー版・点字版等の発行）

区のおしらせ「せたがや」声の広報について、再生に専用機器が必要となるデイジー版の配布のほか、専用機器を持たない方へはテープ版またはCD版の配布を行います。また、点字版についても、引き続き配布を行います。

音声版・点字版の選挙公報について、視覚障害者が候補者の氏名・経歴・政見等を知ることができるよう、区のおしらせ等の区の広報媒体を活用し、周知を図ります。また、希望者には選挙公報の音声版・点字版を選挙の都度、継続して提供します。

「せたがや防災」等の防災啓発物や地域防災計画、地区防災計画については、引き続きテキスト版を作成のうえホームページに掲載するなど、視覚障害者等に防災情報の周知を図っていきます。

視覚障害者等に区議会の活動情報をより分かりやすく伝えられるように、内容の一層の充実を図るとともに、区議会だよりやエフエム放送などでの区民への周知に一層力を入れます。また、音声版の区議会だよりについては、利用者の拡大を図るためCD版の発行に向けた検討を進めていきます。

資源やごみの正しい分別方法や排出方法について、分かりやすく記載した「資源とごみの分け方・出し方」のデイジー版を作成し、希望者に無料で郵送します。

また、各図書館や区政情報センター、区政情報コーナー、あんしんすこやかセンターで貸し出しを行います。

視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営

障害者差別解消法の対応として取り組んでいる音声読み上げ対応等について、さらに徹底するため、研修等の機会を通じ、全庁に周知し、ウェブアクセシビリティの向上に取り組んでいきます。

ツイッター等多様な電子媒体を活用した即時性のある情報提供

ツイッターやフェイスブックなど、電子媒体の特性に応じた即時性のある情報提供を展開するとともに、的確でわかりやすい表現に配慮した情報発信を行います。

(6) 障害者虐待の防止の推進

障害者虐待防止の推進

障害者や支援者、事業者、区職員に対する研修を開催し、虐待に対しての問題意識の向上を図ります。また、虐待防止ハンドブックを積極的に活用し、区民に向けて幅広い普及、啓発活動を展開していきます。

自立支援協議会虐待防止・差別解消・権利擁護部会の開催

障害当事者、支援者、専門家の意見を参考に、時代と状況に合わせ、障害者差別解消ガイドブック、障害者虐待防止ハンドブックの改訂を継続して行います。また、権利擁護、意思決定支援のあり方について議論し、障害者が自分らしい生活を送れるように、必要な検討を重ねていきます。

緊急一時保護施設等の活用

障害者の生命と安全を守るため、短期入所施設等の居室を安定的に確保し、緊急の際等、より迅速に保護できる環境を整備していきます。また、各施設との連携を強化し、受入れ体制の拡大を図ります。

(7) 見守りの推進

消費者被害防止のための取組みの充実

各種広報媒体を活用して障害者を対象とした消費者被害の未然防止のための啓発を図るとともに、消費生活相談員と専門調査員の連携により、障害者の特性等に応じ、適切な消費生活相談の体制を構築していきます。

救急通報システムの設置

ひとり暮らし等の重度の身体障害者や難病患者の自宅に救急通報システムを

設置し、容態の急変時や事故等の際に、身に付けたペンダントを押した場合に、民間の救急センターの現場派遣員による応急対応や援助を行うとともに 119 番通報を行い、利用者の安全や日常生活における安心を確保します。

(8) 災害対策の推進

健康危機管理体制の整備

災害時の医療救護体制の整備に向けて、関係団体と継続的に協議を実施し、法律に規定されている感染症発生に伴う健康危機管理に関する健康観察を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症を始め感染症防止に対する区民への啓発活動を行います。

避難行動要支援者支援の推進

避難行動要支援者支援事業の町会・自治会との協定締結の拡充を進めるとともに、避難時や避難後の支援が障害の特性に応じて行えるように、関係機関や事業者等と連携し、必要な体制の整備をさらに進めます。また、地震や風水害等、災害種別に合わせた福祉避難所の開設や、運営体制の強化を進めます。

防災教室の実施

地域で行われる防災教室は、実施主体毎に取組み状況が様々な状況です。今後は、障害者や避難行動要支援者も参加できる実施手法を検討することで、防災意識の啓発だけでなく、災害時に助け合う地域ネットワークづくりを促進していきます。

災害時の情報伝達の仕組みの充実

テレビのデータ放送や災害・防犯情報メール配信サービス、防災アプリ等といった多様な媒体を用い、災害時の情報発信を行っていきます。また、こうした情報収集の方法等について、高齢者・障害者を地震災害から守るための本人・家族・地域社会の行動マニュアル「いざという時のために」を活用して、普及・啓発を行っていきます。

福祉避難所の拡充と体制の強化

令和元年東日本台風(台風第 19 号)の教訓を踏まえ、災害時における福祉避難所の協定締結施設と連絡会等を開催し、福祉避難所に関する情報共有や訓練に取り組んでいきます。また、協定締結施設の拡充を図っていきます。

障害者施設の防犯対策の推進

防犯訓練や警察・町会等と連携し、防犯活動等の取組みの促進を図っていきます。

(9) 権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進・支援

権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関を設置し、制度の普及・啓発を図るとともに制度利用を進めていきます。

成年後見区長申立ての実施

虐待や親族が不在等の理由により、親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な人を対象に、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に基づき、区が親族等に代り、迅速に後見等の審判の申立てを行っていきます。

成年後見実施機関等との連携

成年後見センターは、地域連携ネットワークの中核機関として、弁護士、司法書士や社会福祉士等の多職種と連携し、後見業務を適正に実施していきます。さらに、制度利用を必要とする高齢者や障害者の早期把握と、包括的な支援に向けて専門職団体との連携を進め、ネットワークづくりを進めていきます。

地域福祉権利擁護事業（あんしん事業）の実施

社会福祉協議会において、障害により生活に不安がある人やサービスの利用手続きが難しい人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行い、在宅生活を支援していきます。

2 . 医療と福祉の連携・健康づくりの推進

(1) 医療と福祉の連携

医療・介護の連携推進

医療と介護の連携を強化するため、地区連携医事業を活用した複数地区での合同実施による広域的なネットワークの構築や、在宅療養相談窓口の担当者と医療ソーシャルワーカー（MSW）との意見交換会による入退院時の連携強化に取り組めます。

人生の最期にどのような治療やケアを受けたいのかを区民自らが選択できるよう、在宅医療やアドバンス・ケア・プランニング（人生会議）についてのガイドブックを作成し、区民向けミニ講座等の機会を通じ、周知・普及を図っていきます。

障害児施設職員等の医療連携の充実

妊産婦及び乳幼児健診や、医療関係者からの連絡による要配慮児童の早期把握と支援を実現するため、ケース支援による連携や会議等の機会を活用し、医療

関係や療育支援機関との組織的な連携強化に取り組みます。

心身障害児（者）歯科診療の実施

一般の歯科診療所で健診や治療を受けることが困難な心身障害児（者）等に対する歯科診療について、歯科医師会への委託により実施していきます。

1歳6か月児健診や相談事業後のフォローグループの整備

発達障害や愛着の課題を持つ親子を支援するため、各総合支所保健福祉センター健康づくり課でフォローグループを実施します。支援が必要な親子が繋がりがやすいグループとなるよう、担当者会等によるプログラムの見直しやスタッフの質の向上のための勉強会、交流会を開催します。プログラム終了後の継続支援体制について、地域の療育機関や関係部署との連携により構築していきます。

機能訓練・生活訓練の実施

高次脳機能障害者や視覚障害者を含め、機能訓練や生活訓練が必要な障害者が、心身の機能の維持回復や生活に必要なスキルを獲得し、より質の高い地域生活を送ることができるように、障害者支援施設梅ヶ丘において日中活動と入所での支援を組み合わせ実施するほか、関係機関との連携を強化していきます。

（2）医療費の助成等の実施

自立支援医療（更生・育成・精神通院）

障害当事者、支援者等に制度の概要、助成内容の理解を促し、適切な制度利用を推進します。また、障害者の心身の障害の軽減を図り、自立した日常生活、社会生活が迅速に営めるように、円滑な事務処理を遂行していきます。

心身障害者医療費の助成

各総合支所と連携し、医療証の交付や更新、医療費の助成等の事務を行うとともに、文書や電話等における申請の案内や、相談等をより分かりやすく丁寧に行っていきます。

難病医療費の助成及び訪問診療の実施

長期療養により、多額の医療費を要する特殊疾病患者に対する医療費助成について、申請書の受理や東京都への経由事務を適切に実施していきます。また、難病患者等を対象にした専門医等による相談・検診について、地区医師会に委託し、実施していきます。

原子爆弾被爆者関係健診・医療の支援

広島、長崎に投下された原子爆弾の被爆者に対して、健康診断の実施、医療給

付、各種手当と葬祭料の支給に関する申請の受理や、東京都への経由事務について、適切に行っていきます。

大気汚染健康被害対策の実施

東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの患者のうち所定の要件に該当する方について、世田谷区大気汚染障害者認定審査会の意見を聞いて認定し、医療費の助成を行います。

(3) 健康づくりの推進

障害者休養ホームひまわり荘における健康づくりの支援

- 障害者休養ホームひまわり荘において、宿泊や入浴等の休養の場を提供するとともに、健康プログラムや医療相談等を実施し、障害者や障害児の健康の維持・増進を支援します。

健康づくりの普及啓発

各種健康づくりイベントや講習会等を通じ、自分の健康に関心を持ち、ヘルスリテラシー（健康に関する正しい情報を自ら収集し利活用できる力）を高めたいけるような啓発を推進します。

健康推進事業の実施

地域活動に参加していない区民等に対して、地域活動への参加を促すきっかけづくりなど、地域への新たなアウトリーチ型の健康づくり支援に取り組んでいきます。

障害者等への運動指導員等による健康づくり事業の実施

区立保健センターの区立保健医療福祉総合プラザへの移転を契機とし、障害者向け健康講座や障害者も利用できるマシン機器を取り入れた運動プログラム等を充実する等、障害者にとっても利用しやすい環境づくりを推進します。

障害者スポーツ教室・イベントの実施

障害者スポーツ体験会等の種目・ルール等について、障害の種類や程度に十分に配慮し、より多くの障害者が、スポーツ・レクリエーションに参加しやすい環境を整備していきます。

せたがや・がやがや館における健康づくり事業の実施

区立健康増進・交流施設（せたがや・がやがや館）において、障害のある人もない人も体力の維持や健康増進に取り組むための場を提供するとともに、健康

運動指導士による健康教室や運動室を活用した運動プログラムを実施し、区民の健康づくりを支援します。

健康プログラム事業の推進

一人ひとりの健康状況について、健診・問診・体力測定等のメディカルチェックにより把握するとともに、個々の健康状況等に応じた「運動・栄養・休養」のトータル面で捉えたきめ細かな運動指導等のプログラムを提供します。

(4) 予防の推進

介護予防施策の推進

認知症予防を含めた介護予防の普及啓発や効果的な介護予防事業の展開を図るとともに、地域包括ケアの地区展開等により創出・拡充される地域資源を活用しながら、区民同士の支えあいの体制づくりや住民主体の介護予防に取り組みます。

生活習慣病予防及び疾病予防のための健診や予防事業の実施

障害の有無にかかわらず、各種健診の機会等を通じて、一人ひとりの健康状況や環境に応じたハイリスクアプローチや、健康状態の改善に向けた取組みを推進します。

がん検診の実施

国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を踏まえた対策型がん検診の実施に努めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に当たっての世田谷区の基本方針」等を踏まえ、障害者がより受診しやすい環境整備を引き続き検討します。

H I V ・ 性感染症対策の充実

H I V ・ 性感染症対策の充実を図るため、性感染症の相談及びH I V抗体検査(梅毒・クラミジアの検査を含む)について、匿名・無料で実施していきます。

3 . 住まいの確保、生活環境の整備

(1) 居住支援の充実

グループホームの整備促進

新設したグループホームは、ほとんどが中軽度向けで、重度者向けの整備が進んでいない状況です。今後は、身近な地区を意識しながら通所施設等の活用可能な地域資源の状況を勘案するとともに、障害特性ごとの所要量を把握し整備誘導を図っていきます。

居住支援協議会との連携

高齢者や障害者等が、民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備に向けて、世田谷区居住支援協議会において、関係団体や区の関係所管等が連携して、住宅確保要配慮者の居住支援策の検討や情報共有を図っていきます。

民間賃貸住宅での居住継続支援

区内在住の単身障害者または障害者のいる世帯等の住宅確保要配慮者に、民間賃貸住宅の空き室情報を提供することに加え、当該物件への入居までをサポートする、一連の施策を検討していきます。

バリアフリー住宅の普及と誘導

すべての人にとって住みやすい生活環境の実現を目指し、住まい・まち学習セミナーやマンション管理講座を開催して、「住宅のためのユニバーサルデザインヒントブック」を配布し、バリアフリーを図るための情報を提供していきます。

区立・区営住宅の整備

区営住宅等の整備では、順次バリアフリー改修を行うことで、誰もが住みやすい住戸の整備を進めていきます。また、都営住宅等公的住宅の建設・建替えの際には、障害者が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく整備を要請します。

公的住宅入居への配慮

公的住宅入居への配慮として、住宅の確保が困難な障害者を対象に、家族向け・単身向け・高齢者向け等の空き室募集を年2回行うとともに、区営住宅等の建築・改修の際に障害者向け住戸を確保することで、障害者の安定的な住宅供給に努めていきます。

(2) ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及

公共的空間を多様な人が快適に使いこなす工夫を集め、ユニバーサルデザインにつながる幅広い情報をテーマに沿って冊子等にわかりやすく編集し、世田谷UDスタイルなど、ユニバーサルデザインを啓発する冊子等を発行します。

専門家や区民の活躍の場を広げる取組み

ユニバーサルデザインの普及啓発を図るため、区民講師を派遣する区民出張講座を小学校等で実施します。また、普及啓発を行うツールとして冊子等を専門家の協力のもとに作成し、区民参加のイベントや出張講座への教材として利用

するとともに、小学校等への配布等を通じて普及活動を行います。

トイレ等に関する情報提供の推進

トイレやベンチ等を利用しやすいように整備することで、誰もが安全に安心して外出できる地域社会を目指していきます。また、公共的施設における多機能トイレやベンチについて、区のホームページに掲載する等、情報提供を行います。

区立施設やサイン等の整備の推進

ユニバーサルデザインアドバイザー(専門家)等とともに、UD検討会を開催し、ユニバーサルデザインに基づいた整備を推進します。また、区立施設等のサイン整備を進め、多言語を基本とした分かりやすいサインの普及を図ります。

接客・接遇の向上

一人ひとり異なるニーズや必要な配慮について、相手の立場で考え、状況に合わせた丁寧で柔軟な対応を行うため、接遇・応対力向上マニュアルを活用し、区職員の接遇研修を実施していきます。

ユニバーサルデザイン普及講座や普及啓発イベントの実施

多様な場でユニバーサルデザインの考え方、取組み事例等を紹介するイベントや講座を通じ、様々な世代へのユニバーサルデザインの啓発、教育を進めます。また、ユニバーサルデザインについて、分かりやすく説明した冊子等を、小学校等への出張講座や職員研修、区民や事業者への勉強会に合わせて配布します。

(3) 移動のための支援の実施

自動車利用に係る助成の実施

移動困難な障害者等の社会参加の促進や生活圏の拡大に向け、福祉タクシー券の交付や自動車燃料費の助成等により、移動を支援します。

バス等による公共交通不便地域の解消

都市計画道路の整備の進捗等について、関係所管と情報共有を行い、交通事業者(バス)と連携し、新規バス路線の導入・既存路線の活用等の検討を行います。また、公共交通不便地域内で区民主体による移動手段の検討、他分野の取組みや民間連携など、様々な交通手段を用いた取組みの検討を行っていきます。

バス停留所施設の整備促進

バスの利便性向上に向け、バス停のベンチの設置を推進します。また、バス事業者に対する補助金の交付により、上屋の整備を促進します。

介護タクシーの配車相談、利用支援

介護タクシーの配車や福祉移動サービスの相談を行う事業者への支援を行い、障害や高齢により外出が困難な人への移動サービスの充実につなげていきます。

4 . 就労等の活躍の場の拡大

(1) 就労支援の充実

就労支援ネットワークの強化（職員研修・利用者プログラムの充実）

障害者就労支援センターを核として、就労支援施設や関係機関で構成された就労支援ネットワークでは、障害者雇用情報の共有や事例検討、職員研修の実施等により支援力の向上を図るとともに、企業見学や面接練習等の利用者プログラムの充実を図り、就労に向けたスキルの習得に取り組みます。

就労移行支援事業所に限らず、就労継続支援事業所（A型、B型）からの就職者の拡大に取り組みます。

障害者就労支援センターの充実

区内3つの障害者就労支援センター「しごとねっと」、「すきっぷ就労相談室」、「ゆに(UNI)」は、障害特性に応じて就労相談から定着支援、生活支援まで、一貫した就労支援を行うとともに、一般企業等の障害理解、雇用促進に取り組みます。

職場定着支援・生活支援の充実

障害者就労支援センターでは、就労している障害者が安心して働き続けることができるよう、仕事帰りや休日に気軽に相談できる体制を継続します。また、就労障害者やその家族がライフステージの変化に応じ、必要な支援を受けながら地域生活を継続するために、地域障害者相談支援センター等や医療機関等と連携した生活支援の充実に取り組みます。

就労移行支援事業所等から就労した障害者の定着支援を行う就労定着支援事業では、定期訪問や面談等により、仕事の悩み等を継続して相談できる体制を整備し、安定、かつ充実した就労生活を送ることができるように、就労定着支援に取り組みます。また、具体的な支援状況を把握するとともに、連絡会の開催や情報共有、事例検討を行うなど、支援力の向上に取り組みます。

体験実習の拡充

庁内の職場で3日間の就業体験を行う区役所内体験実習を実施するとともに、区が実施するチャレンジ雇用の場を活用し、最大2週間受け入れ、支援員によるアセスメントを行うチャレンジ実習を拡充します。

他機関と連携した就労支援

生活困窮者関係機関調整会議や引きこもり就労支援部会に出席し、障害者就労支援の専門的な知識の提供や支援方法の助言を行うなど、生活困窮者や生きづらさを抱えた若者等を支援する機関と連携して、登録者の特性や希望に応じた就労を実現できるよう取り組みます。

ユニバーサル就労の開発

週 20 時間以上の求人働くことが難しい障害者の多様な働く場を創出し、支援する「せた」JOB 応援プロジェクト」を実施するとともに、関係機関と連携し、障害に限らず、生活困窮者や生きづらさを抱えた若者、引きこもり等を包括的に支援するユニバーサル就労の構築も継続して検討を行います。

通勤や職場における就労支援

通勤や職場における支援が必要な重度の障害者の現状把握を行うとともに、「障害者雇用助成金制度に基づく助成金の拡充」の周知や、「地域生活支援事業における雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用について検討します。

障害者の活躍の場の拡大

精神障害者や発達障害者、引きこもり等の担当所管と連携し、気軽に集える居場所の整備や、障害者のピア活動、就労に限らず、本人の特性に応じた社会参加や社会貢献等の活躍の場につなげていく取組みを進めます。

(2) 雇用の促進

障害者雇用支援プログラムの充実・広報の拡大

世田谷区障害者雇用促進協議会が主催し、障害者雇用に取り組む企業等を対象に実施する「障害者雇用支援プログラム」について、企業ニーズに応じて充実を図り、企業における障害理解や障害者雇用制度の周知、障害者雇用の促進に取り組めます。

世田谷区障害者活躍推進計画の推進

区が一定期間障害者を雇用し、その業務経験を踏まえ一般企業等への就労を促進する障害者チャレンジ雇用や、常勤、会計年度任用職員の採用により計画的な障害者採用を行うとともに、「世田谷区障害者活躍推進計画」に基づく取組みを全庁をあげて推進し、障害の種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備に取り組めます。

保護的就労の見直し

一般企業への就労が難しい障害者が援助者のもとで働き、労働習慣や社会性を取得したうえで、おおむね5年を目途に一般就労への移行を図る保護的就労は、障害者雇用を取り巻く社会情勢に合わせた事業の見直しについて、各外郭団体と検討を行います。

せたJOB応援プロジェクトの実施

- ひとりでも多くの障害者が働く喜びを感じられるように、区内企業等に対し、法定雇用率の算定されない短時間や期間限定の就労、テレワーク、共同作業等の多様な働く場の創出する、せたJOB応援プロジェクトを実施します。

(3) 工賃の向上

共同受注体制の確立

庁内外から障害者施設への作業発注の仲介に取り組むとともに、単独施設では対応が難しい大量業務の共同受注の拡充を図り、安定した作業量の確保、工賃の向上に取り組めます。

経営コンサルタントによる工賃アップ連続セミナーの実施

経営コンサルタントによる工賃アップ連続セミナーを実施し、施設職員の工賃向上のモチベーション向上や、施設が作成した工賃向上計画の着実な推進に取り組めます。

世田谷区障害者優先調達推進方針に基づく物品・役務の調達

区が障害者就労施設等から優先的に物品や役務等を調達することを目的に策定した、世田谷区優先調達推進方針について、年2回の定期庶務連絡や庁内公開サイト等により庁内に周知拡大を図るとともに、庁内のみならず、区の外郭団体や民間企業等に周知拡大し、施設への発注促進につなげます。

福祉ショップの充実

福祉ショップフェリーチェは、商店街のイベントへの参加やチラシ配布等により周知拡大を図るとともに、ワゴンの増設による売り場の拡大や製品の品質向上、魅力アップを図り、売上の向上に取り組めます。

施設製品の販売機会の拡大

施設で働く障害者の工賃の向上と区民の障害理解の促進に向け、区施設や民間事業所に障害者施設製品の常設販売スペースを確保するとともに、各種イベント等における販売会への参加の拡大に取り組めます。

(4) 経済的自立の支援

心身障害者福祉手当等の支給

各総合支所と連携し、各種手当の支給に係る事務を行うとともに、文書や電話等における申請の案内や相談等をよりわかりやすく丁寧に行うなど制度を適正に運営し、生活の自立を支援していきます。

障害年金制度の周知拡大

障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害基礎年金等公的年金の制度の周知や受給漏れを防ぐ取組みを実施します。また、年金相談に関する機能を強化し、スムーズな申請に繋がるように対応していきます。

5 . 相談・地域生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

基幹相談支援センターの運営

相談支援専門員の確保・育成に向けて、初任者から現任、専門知識の獲得と育成段階に応じた研修を実施します。また、地域の相談支援事業所が行ったモニタリング結果や障害者等が作成したセルフプランに対し、専門的見地からの検証、評価、助言等を行うなど、相談支援やプラン作成の質の向上のための取組みを進めていきます。

地域障害者相談支援センターの運営

地域障害者相談支援センター「ぽーと」について、様々な地域資源と連携しながら、相談支援や障害理解と障害者差別解消法の普及・啓発等に取り組みます。また、地域での共生社会の体制づくりに向けて、障害当事者が活躍するピアサポーターの活躍の場や、敷居の低い居場所づくりを進めて行きます。

あんしんすこやかセンターにおける身近な相談

あんしんすこやかセンターにおいて、連携先が明確でない相談等に係る課題整理やネットワークの構築等に取り組みます。

教育相談の充実

令和3年度の世田谷区教育総合センターの開設にあわせて、保護者や子どもに分かりやすく利用しやすい総合的な相談窓口を設置します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる学校教育相談体制や、福祉的な課題を抱える児童生徒・家庭への対応の充実を図ります。

世田谷若者総合支援センターの運営

生きづらさを抱えた若者やその家族が、支援につながりやすい環境を整備するとともに、支援につながった人の社会参加に向けた支援を充実します。

精神保健福祉相談の充実(こころの健康相談、夜間・休日等こころの電話相談)

こころに関する健康や精神疾患について、困りごとや悩みを持つ本人や家族、関係機関等を対象に、専門医師や保健師が相談を実施します。また、保健師の訪問等の継続支援と連動させることで、早期の病状の安定や障害の進行の予防を図ります。

子どもや思春期、依存症等の世代や疾病の特性に合わせて専門相談や家族教室を実施するほか、相談に抵抗感を持ちやすい思春期・青年期の区民を対象に、予約が不要で匿名による相談が可能な敷居の低い相談を実施します。

令和2年4月に区立保健医療福祉総合プラザに開設した区立保健センターにおいて、「夜間・休日等こころの電話相談」を実施し、区の閉庁時における不安等の相談の機会を拡大して、必要な支援機関に繋げるなど、早期の問題解決を図ります。また、ピア相談を設置し、利用者の視点に立った相談と当事者の活躍の場を拡大します。

精神保健福祉相談の充実(多職種チームによる訪問支援)

保健師や精神保健相談員、医師等で構成する「多職種チーム」が、地区担当保健師と連携し、支援が必要な未治療や治療中断等の精神障害者等への訪問支援を行います。また、措置入院の機会をとらえ、退院後の支援の計画化を図り、疾病の再発防止や社会復帰の支援を行います。

発達障害相談の充実

身近な地域において気軽に子どもの発達に関する相談が受けられるように、各地域の子育てステーションにある発達相談室の機能を充実していきます。

精神障害者生活指導(デイケア)の充実

回復途上にある精神障害者を対象に、地区担当保健師の地区活動と連動し、対人関係の改善、生活範囲の拡大及び社会復帰への意欲の向上等を図ることを目的として、集団活動による社会復帰訓練及び相談支援を行う精神障害者生活指導事業(デイケア)を実施します。

(2) 早期支援の推進

出前型相談会の充実

子どもに関わる支援機関等に講師を派遣し、児童虐待の理解や気づき、対応等に関する研修を実施していきます。また、実施にあたっては、初期対応マニュアルやパンフレットのほか、個々の関係機関等に対応した資料を活用し、研修内

容の充実を図っていきます。

発達支援親子グループ事業の充実

拠点である子ども・子育て総合センターの今後の事業展開を踏まえ、当事業についても地域展開を視野に入れて、今後の実施方法の検討を進めます。また、身近で敷居の低い相談の場として広く周知を図れるよう、広報の方法や期間を見直します。

4歳6か月児に対する発達相談案内の配布

子どもの発達に不安を抱える保護者が孤立することのないよう、すべての子育て世帯に対し、相談機会の案内を行います。

乳幼児健診の充実、訪問看護事業との連携

乳幼児健診の充実による要支援者の早期把握と、訪問看護事業等との連携により、要支援者の在宅生活を支えていきます。

(3) 在宅生活の支援

短期入所施設の確保

短期入所施設への補助等により、円滑な事業運営に向けた支援を行うとともに、施設の新規開設の相談時は、短期入所の開設や併設を働きかけていきます。

訪問入浴等在宅サービスによる日常生活の支援

毎年実施する利用者アンケートの意見を集約・分析し、意見等を参考に事業者と連携してサービスの改善や充実を図り、障害者の健康の維持と家族の介護負担の軽減を図ります。

緊急介護人および脳性麻痺者介護人の派遣

各総合支所と連携し、緊急介護人及び脳性麻痺者介護人の派遣に係る調整等を行うとともに、文書等における事業案内をより分かりやすく行っていきます。また、緊急介護人派遣事業については、これまで対象とはならなかった精神障害者保健福祉手帳所持者の一部を対象に拡充するなど、家族会や事業者等の意見を聞きながら事業の充実を図っていきます。

日常生活用具の給付

重度の障害者等に、浴槽や特殊寝台等の介護・訓練支援用具、入浴補助用具や頭部保護帽等の自立生活支援用具、吸入器や透析液加温器等の在宅療養等支援用具、携帯用会話補助装置や点字ディスプレイ等の情報・意思疎通支援用具等の日常生活用具を給付し、障害者等の日常生活における利便性の向上を図ります。

配食サービスの実施

食事を作ることが困難な障害者に対し、栄養のバランスの取れた夕食を配達して、健康の維持・増進を図るとともに、受渡し時に実施している安否確認方法を検証・強化し、より確実な安否確認のしくみづくりを推進していきます。

紙おむつの支給

寝たきり等の状態にある障害者の保清、健康の維持とともに介護者の負担の軽減を図ります。また、品目等に関して利用者ニーズを正確に把握し、変更、改善を検討しながら、サービスの質を向上させていきます。

ふれあいサービスによる生活の支援

社会福祉協議会においてふれあいサービスを提供し、高齢者や障害者の掃除、食事づくり、洗濯等の家事援助、見守り、通院等の外出支援等、日常生活の困りごとの解決を支援していきます。

ごみの訪問収集、粗大ごみの収集

資源・ごみを資源・ごみ集積所まで出すことができない一人暮らしの高齢者・障害者を対象に、玄関先から資源・ごみを収集するとともに、粗大ごみについては、下見のうえ室内から運び出して収集し、住まいの衛生状態の確保を支援します。

(4) 地域移行の促進と定着支援

障害者入所施設（地域生活移行型）からの地域移行の支援

相談支援専門員や関係機関が連携し、個別支援計画及びサービス等利用計画に沿った支援を計画的に実施するほか、グループホーム等の住まいの確保・整備を進めること等により、障害者支援施設梅ヶ丘の入所者等の、円滑な地域移行に取り組みます。

地域自立生活エンパワメント事業の推進

障害当事者による自立生活に向けた支援や援助、相談支援を実施していきます。

自立生活援助の実施

平成 30 年度に創設された自立生活援助を提供する事業所の拡充に向け、さらなる制度周知を行うとともに、退院に向けた病院との連携や個別給付に繋がる仕組みを構築していきます。

(5) 日中活動の充実

日中活動の場の整備・改修の推進

令和2年9月に策定予定の障害者施設整備等に係る基本方針に基づき、各地域の需給バランスを勘案し、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現に向け、日中活動の場を整備するとともに、老朽化した施設を計画的に改修していきます。

医療的ケアに対応できる障害児通所支援施設の整備誘導

医療的ケア児への支援に対応できる人材の育成(看護師、介護職員等)とともに、障害児通所支援施設の計画的な整備誘導に取り組みます。

(6) 地域生活の支援

移動支援事業の実施

全身性障害や視覚障害、知的障害、精神障害、高次脳機能障害のある人が、日常生活に不可欠な外出や余暇活動のための外出を行う際に、移動支援事業者が移動支援に関する研修修了者等による支援を提供し、障害者児の日常生活や社会生活を支援します。

重度障害者の大学等への修学の支援

重度障害者が、大学等の修学時に必要な身体介護等を受ける場合、大学等において支援体制が構築され支援が提供されるまでの間、重度訪問介護等を提供した実績のある指定障害福祉サービス事業者から、大学等への通学等及び大学等の敷地内における身体介護等を受けるための費用を支給し、社会参加を支援します。

失語症者の意思疎通の支援

脳卒中等による脳の傷害により、会話や読み書き、理解等に障害がある失語症の人に対して、公共施設や病院、余暇活動等の場における意思疎通を支援するため、東京都が実施する失語症者向け意思疎通支援者養成講習会の修了者等で区に登録した意思疎通支援者を派遣し、社会生活を支援します。

中途失聴者・難聴者の手話入門教室の実施

突発性・老人性難聴や中等度難聴、外傷、事故、ストレス等により、聞こえが不自由になった人を対象に、手話入門教室を開催し、コミュニケーション手段の1つとして手話の習得を支援するとともに、同じ経験を持つ人同士の交流の場を提供し、不安の解消を図ります。

(7) 家族支援の実施

認知症の家族支援体制の充実

あんしんすこやかセンターや認知症在宅生活サポートセンターと連携し、心理相談やストレスケア講座など、家族会を支援する各種事業の内容の充実に取り組みるとともに、一層の周知を図り、認知症の家族支援の体制の充実を推進していきます。

重症心身障害児者等在宅レスパイト事業の実施

家族等による在宅介護及び訪問看護による医療的なケアを受けて生活する重症心身障害児等に対し、看護師等を派遣して医療的ケアや食事等の介助を提供することにより、家族等の介護負担の軽減を図ります。また、家族や事業者等の意見を聞きながら、より利用しやすい事業となるよう改善に努めます。

6 . 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援

(1) 教育・保育の充実

保育園における障害児保育の充実

障害児保育の受入れについて、受入れ可能枠の拡大を引き続き検討していきます。また、医療的ケア児の切れ目のない支援を提供するため、関連所管や医療機関と連携をより深め、受入れ体制の整備に取り組みます。

区立幼稚園・認定こども園における障害児保育の充実

区立幼稚園・認定こども園において、職員間の連携により子どもの特性に応じた教育・保育の充実を図ります。また、区立幼稚園・認定こども園における介助の人材確保に努めるとともに研修を行い、安全の確保と子ども同士のコミュニケーションのフォロー等の支援を充実させます。

特別支援教育の推進

障害のある子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育推進体制、個に応じた教育環境、教員の専門性の向上等、世田谷型インクルーシブ教育システムの充実に向けて取り組みます。

新BOPの充実

児童数の増加に伴う活動スペースの確保や、児童育成のための人材の確保・育成に取り組むとともに、新BOPのあり方を含めた児童の放課後の居場所について、関係所管とともに検討していきます。

(2) 途切れのない支援

個別的継続支援事業充実

各総合支所保健福祉センター保健福祉課に発達支援コーディネーターを配置し、ライフステージを通して、支援情報の引継ぎ等に関する相談支援を充実します。

就学支援シート・就学支援ファイルを活用した引継ぎの実施

学校間の適切な支援の継続や教育と福祉の連携が図られるようになってきているため、今後も取組みを継続していきます。また、学校や関係機関、保護者がそれぞれの役割を確かめ、必要となる支援を行えるよう活用の促進を図ります。

発達障害ピアサポート支援プログラムみつけばルームの実施

高校生・大学生世代に加え、中学生や中高年世代に向けたピアサポートによる社会参加支援に取り組んでいきます。

(3) スポーツの推進

パラリンピック競技の普及啓発事業の実施

東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業を通じ、パラリンピックの気運醸成やパラリンピック競技の楽しさを広め、参加意識を高めていくとともに、共生社会の実現に向けて、パラリンピック競技の理解を促進していきます。

スポーツ施設の整備

上用賀公園施設整備事業において、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、障害のある人もない人も安全で使いやすい施設を整備します。また、障害者が継続してスポーツ・レクリエーション活動をするための施設の開放や、障害者スポーツの実施が可能な施設の整備を行います。

障害者スポーツ活動を支える人材の育成

障害者スポーツ・レクリエーション活動の講義・実技を交えた講習会を実施するとともに、(一社)日本ボッチャ協会と連携し、ボッチャ講習を行うなど、障害者スポーツを支える人材育成に取り組めます。また、障害者スポーツ活動に必要な場の提供やスポーツ用具の貸出等の支援に取り組めます。

各イベントなどにおける障害者スポーツのPR(体験会等)の実施

他所管と連携し、各種イベントにおけるボッチャ体験ブースの設置や障害者スポーツ冊子「世田谷パラスポーツ」の配布等を通じ、障害者スポーツのPRを行い、区民が障害者スポーツを知るとともに、触れ合う機会を創出していきます。

(4) 文化・芸術活動の振興

誰もが文化芸術にふれることができる取組みの充実

展示会やイベント等の情報発信について、音声対応、字幕対応が可能な電子版等の活用を拡充します。また、情報発信の際には、さまざまなSNSを用いて、誰もが文化・芸術に触れることができる機会を充実させていきます。

障害者児が行う文化活動の支援

障害者施設利用者のアート作品を展示する世田谷区障害者施設アート・オムニバス展、世田谷区障害者施設アート展の開催を通じ、障害者施設の芸術活動を支援するとともに、区民等の障害理解の促進に取り組みます。

文化施設のバリアフリー整備

車椅子の貸し出しや施設内サインの実施施設の拡充を行い、誰にでも、やさしい文化施設を目指します。

展示や公演の鑑賞サポートの実施

展示会にはアプリを活用した音声案内等を拡充し、公演には音声イヤホンの貸出、手話通訳等を配置することで、誰もが楽しめる環境を整備し、文化・芸術に参加できる機会の提供に努めます。

エイブル・アートの支援

障害者芸術が、文化・芸術活動に参加できる環境を整備するため、作品発表の場や障害者アーティストとの交流の機会を提供できるように努めます。

(5) 生涯学習や余暇活動の支援

障害者等の生涯学習活動への支援

障害のある人となない人が、共に集い活動する生涯学習を促進するため、知的障害者を対象とした「いずみ学級」を運営するとともに、肢体不自由者等を対象とした「けやき学級」や聴覚障害者を対象とした「たんぼぼ学級」の運営を支援します。また、こうした活動への区民、事業者等の理解を深めるため、普及・啓発活動等を検討していきます。

図書館サービスの提供

デジタル図書の作成とマルチメディアデジタル図書の購入により、蔵書の増加を図るとともに、多くのデジタル図書をより早く提供するため、目で文字を読むことが困難な人に対して様々な情報を点字・音声データで提供するネットワー

クであるサピエ図書館の利用を促進し、利用量を増やします。また、継続して音訳ボランティア養成講座を開催し、入門講座とステップアップ講座を取り入れ、音訳者の育成に力を入れます。

交流・レクリエーション事業

民間団体等が主催するコンサートやスポーツイベントについて、障害者施設に情報提供を行い、利用者の参加を促進するとともに、参加者同士の交流を図り、共生社会の実現に取り組みます。

障害者の余暇活動の充実

仕事に就いている障害者が、仲間づくりや生涯学習、地域住民との交流等を通して余暇の充実を図るため、多くの登録者が参加できる仕組みを検討し、居場所の提供やサークル活動、地域交流事業等を実施します。

障害者パソコン講習の実施

障害者休養ホームひまわり荘において、障害者の趣味や学習機会の提供、情報バリアフリーの促進に向けて、パソコンの基礎・応用教室や視覚障害者向けのコースを実施していきます。

7. サービスの質及び人材の確保

(1) サービスの質の向上

地域ケア連絡会等を活用した研修・事例検討

重層的な課題や複雑な課題を抱えた家庭を支援していくため、各相談窓口の連携をより強化し、高齢・障害・子どもを横断した世帯への支援を提供していくため、現場の支援者に対し、専門的見地からスーパーバイズする仕組みを検討していきます。

第三者評価の受審促進

第三者評価の受審促進については、各事業者に対して定期的な受審を促すとともに、受審結果を踏まえた改善への取組みを支援すること等により、引き続きサービスの質の向上に取り組みます。

区民への情報提供の充実

区民への情報提供の充実については、サービスを利用している区民や提供している事業者から提出された苦情報告書や事故報告書の内容等も活用しながら、サービスに関わる多くの方々にとって役立つ情報の提供を進めていきます。

事業者指導の実施

区立児童相談所の設置に伴い、障害児施設の指定等の事務が移譲されたことから、巡回支援や技術的支援の状況を踏まえつつ、指導検査の質の確保・向上とともに事業者によるサービスの質の向上のための取組みを支援していきます。

児童発達支援・放課後等デイサービスの拡充と質の向上

児童人口の増加に伴い、配慮を要する子どもたちも増加傾向にあり、子どもたちの個性を伸ばし、一人ひとりの状態に応じた連続性のある支援の場の提供に向けて、療育の場の確保とサービスの質の向上、安定した施設運営の取組みを支援していきます。

(2) 福祉・介護人材等の確保・育成

介護人材の確保・育成

視覚障害者の移動や代読・代筆等による情報取得等を支援する同行援護従事者、常時介護が必要な重度の肢体不自由者や知的障害者、精神障害者の介護等を行う重度訪問介護従事者、知的障害者や高次脳機能障害者の移動の介護を行う移動支援従事者について、都の研修事業指定事業者と連携して研修を実施し、介護人材の確保・育成を図ります。

基幹相談支援センター事業（障害者相談支援人材育成研修の実施）

（再掲）相談支援専門員の確保・育成に向けて、初任者から現任、専門知識の獲得と育成段階に応じた研修を実施します。また、地域の相談支援事業所が行ったモニタリング結果や障害者等が作成したセルフプランに対し、専門的見地からの検証、評価、助言等を行う等、相談支援やプラン作成の質の向上のための取組みを進めていきます。

障害者通所施設等への研修費助成

障害者通所施設やグループホームを対象に研修経費の助成を行い、保健福祉の人材の確保や定着、育成に努めていきます。また、世田谷区福祉人材育成・研修センターと連携し、区主催による支援力向上研修や職層研修も実施していきます。

(3) 事業所の支援

医療的ケアに対応する相談支援事業所の育成

医療的ケアが必要な障害児・者の在宅生活を支え、保健・医療・福祉・教育・保育等の社会資源の拡充を図るため、引き続き、人材育成を進めるとともに、医療的ケア児・者の個々の状況等に応じて対応できる、相談支援機能の強化を進め

ます。

職員研修・巡回訪問の充実

専門性の高い相談支援専門員を育成するために、平成 30 年度から実施している相談支援アドバイザーによるスーパーバイズ(OJT 研修)について、初任者から現任、専門知識の獲得といった育成段階に応じた丁寧な支援や助言ができるように研修を再構築します。また、障害児通所施設への巡回訪問や障害児通所施設職員の職層研修を実施し、質の向上と専門性の獲得を図っていきます。

短期入所施設の運営支援の充実

短期入所施設の円滑な事業運営のため、引き続き助言や補助等により支援していきます。

(4) 職員研修の実施

区職員に対する福祉体験研修等の実施

区の採用 1 年目職員を対象に、車椅子等の体験や障害当事者と意見交換を行い、障害に対する理解の向上に繋げるため、障害福祉体験の研修を実施します。また、障害への理解や差別解消の促進を図るため、人権意識の醸成に繋がる研修を繰り返し実施します。

区保健福祉領域職員の専門研修の実施

保健福祉領域の職員に対する研修を実施する中で、継続的に障害理解の促進を進めていきます。

8 . 障害福祉サービス事業等の運営

(1) 障害福祉サービス等の推計

- 第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定に向けて、障害福祉サービス等の基本的な指針に基づき、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定通所支援及び指定障害児相談支援の種類毎の必要な量の推計を行います。
- また、地域生活支援事業の実施に関する事項を定めます。

(2) 障害福祉サービス等の成果目標

- 国が、障害福祉サービス等の基本的な指針に規定する障害福祉サービス等の成果目標を定めます。

第5章 計画の推進体制



1 . 計画の推進体制

本計画の施策を効果的に展開していくための区の推進体制は次のとおりです。

(1) 区の組織等

5 地域の総合支所保健福祉センター及び区役所本庁による推進体制を基本とし、各施策の担当課が中心となって施策の実施や見直し等に取り組むとともに、関係所管が連携・協力して計画の推進に取り組みます。

また、区の地域行政制度における 28 地区では、地域障害者相談支援センター「ぼーと」が、地域包括ケアの地区展開の取り組みと連携して、包括的な相談支援に取り組み、基幹相談支援センターとともに相談支援事業所を支援していきます。

(2) 区長の附属機関及び各種協議会等

世田谷区地域保健福祉推進条例に基づく区長の附属機関である、世田谷区地域保健福祉審議会、世田谷区保健福祉サービス苦情審査会及び世田谷区保健福祉サービス向上委員会における調査審議、施策の評価・点検の結果等について、施策の検討や見直し等に反映させていきます。

また、障害者施策に関する専門的な事項については、地域保健福祉審議会の常設の部会である世田谷区障害者施策推進協議会において調査審議を行います。

障害者総合支援法に基づき設置する世田谷区自立支援協議会では、障害者の自立を支援するための地域のネットワークづくりや生活支援サービスの検討など、地域における支援体制の整備に向けて協議を行います。

【世田谷区地域保健福祉審議会】

区長の附属機関で学識経験者、福祉・医療関係者・区民等の委員で構成され、区の地域保健福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項について調査審議を行います。

【世田谷区保健福祉サービス苦情審査会】

区長の附属機関で、保健、医療、福祉、法律等の分野の委員で構成され、保健福祉サービス等に対する区民からの苦情について、中立公正な立場で審査を行います。

【世田谷区保健福祉サービス向上委員会】

区長の附属機関で、保健、医療、福祉、法律等の分野の委員で構成され、外部の評価機関が実施する第三者評価等のサービス評価の結果等に基づき、区や事業者が提供する保健福祉サービス等の向上に向けた取り組みなどについて審議を行います。

【世田谷区障害者施策推進協議会】

地域保健福祉審議会の常設の部会で、学識経験者、福祉・医療関係者、区民等の委員で構成され、障害者施策に関する専門的事項について調査審議を行います。

【世田谷区自立支援協議会】

障害者総合支援法に基づく協議会で、学識経験者、事業者や関係機関・団体の代表、保健・医療・法律の分野の委員、障害者又は家族で構成され、地域のネットワークづくりや課題整理、社会資源の開発等について協議を行います。

第6章 計画策定の経過



1 . 審議の経過及び検討体制等

(1) 障害者（児）実態調査の実施

計画策定における基礎資料とするため、障害者及び障害児 5,500 人並びにサービス提供事業者 300 事業所を対象に、障害者等の生活や心身の状況、ニーズ、事業者のサービス提供体制やニーズ等に関して、郵送方式による実態調査を実施しました。

(2) 審議の経過等

開催日	会議名	主な審議案件及び報告案件
令和元年 11月13日	地域保健福祉審議会 (第75回)	(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考え方(諮問) 障害者施設整備等に係る基本方針の策定にあたっての考え方(諮問)
令和元年 12月10日	障害者施策推進協議会 (令和元年度第2回)	(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定について (仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定に向けたスケジュール 次期世田谷区障害者計画・障害福祉計画(障害児福祉計画)の策定に向けた世田谷区自立支援協議会からの意見
令和2年 1月24日	自立支援協議会 (令和元年度第2回)	世田谷区障害者計画の取り組み状況と課題 障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた検討素材
令和2年 2月28日	障害者施策推進協議会 (令和元年度第3回) 書面開催	(仮称)世田谷区障害施策推進計画・障害者施設整備等基本方針策定に向けたスケジュール 世田谷区障害者(児)実態調査報告書(速報版) 世田谷区障害者計画の取り組み状況と課題 次期計画の検討に向けた論点(課題)整理 (仮称)世田谷区障害施策推進計画の基本的事項について 障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた議論の進め方 障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた所要量等調査
令和2年 4月10日	障害者施策推進協議会 (令和2年度第1回) 書面開催	(仮称)世田谷区障害施策推進計画・障害者施設整備等基本方針策定に向けたスケジュール 障害者等に関する統計数値について 世田谷区障害者(児)実態調査の結果について (仮称)世田谷区障害施策推進計画の基本的事項について (仮称)世田谷区障害施策推進計画の施策の体系及び章立てについて

開催日	会議名	主な審議案件及び報告案件
		障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた所要量等調査結果について(速報版) 次期世田谷区障害者計画・障害福祉計画(障害児福祉計画)の策定に向けた世田谷区自立支援協議会からの意見(一次意見の追加)
令和2年 5月25日	障害者施策推進協議会 (令和2年度第2回) 書面開催	(仮称)世田谷区障害施策推進計画・障害者施設整備等基本方針策定に向けたスケジュール 目標達成のための重点的な取組みについて 目標達成のための重点的な取組みの施策展開の方向性について ・精神保健福祉施策 ・医療的ケア児(者)の支援 障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けたまとめ方(案)について 次期世田谷区障害者計画・障害福祉計画(障害児福祉計画)の策定に向けた世田谷区自立支援協議会からの意見について(二次意見) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(厚労省告示)
令和2年 6月29日	障害者施策推進協議会 (令和2年度第3回)	重点的な取組みの次期計画の施策展開の方向性について ○精神障害施策 ○医療的ケア児(者)の支援 ○日中活動の場と住まいの確保 ○活躍の場の拡大(障害者就労、ピア支援、日中活動) ○地域生活支援拠点等の体制整備 ○相談支援 ○共生社会 ○サービスの質及び人材の確保 ○乳幼児期支援の連携 ②せたがやノーマライゼーションプラン - (仮称)世田谷区障害施策推進計画 - の策定にあたっての考え方について《中間まとめ案》 障害者施設整備等に係る基本方針策定の考え方(答申案)
令和2年 7月17日	地域保健福祉審議会 (第76回)	せたがやノーマライゼーションプラン - (仮称)世田谷区障害施策推進計画 - の策定にあたっての考え方について《中間まとめ案》 ②障害者施設整備等に係る基本方針策定の考え方(答申案)
令和2年 7月31日	自立支援協議会 (令和2年度第1回) 書面開催	世田谷ノーマライゼーションプラン - (仮称)世田谷区障害施策推進計画 - の策定にあたっての考え方について《中間まとめ案》

開催日	会議名	主な審議案件及び報告案件
		障害者施設整備等に係る基本方針の考え方(答申案)

(3) 世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿

区分	氏名	職(所属)	備考
学識経験者	中村 秀一	医療介護福祉政策研究フォーラム理事長	会長
	和気 純子	東京都立大学人文社会学部教授	副会長
	石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授	
	加藤 悦雄	大妻女子大学家政学部児童学科准教授	
	北本 佳子	昭和女子大学人間社会学部教授	
	諏訪 徹	日本大学文理学部社会福祉学科教授	
	星 旦二	東京都立大学名誉教授	
区民	吉村 俊雄	世田谷区社会福祉協議会 副会長	
	坂本 雅則	世田谷区民生委員児童委員協議会 会長	
	西崎 守	世田谷区町会総連合会 副会長	
	蓮見 早苗	用賀あんしんすこやかセンター 管理者	
	坂 ますみ	世田谷区肢体不自由児者父母の会 会長	
	飯田 政人	福音寮 施設長	
	窪田 美幸	世田谷区医師会 会長	
	吉本 一哉	玉川医師会 会長	
	端山 智弘	世田谷区歯科医師会 会長	~ R2.7.7
	田村 昌三	世田谷区歯科医師会 会長	R2.7.8 ~
	大島 基嗣	玉川歯科医師会 会長	
	富田 勝司	世田谷薬剤師会 会長	
	高野 和則	玉川砧薬剤師会 会長	
	福原 英信	区民公募委員	
	矢崎 秀明	区民公募委員	

(順不同、敬称略)

(4) 世田谷区障害者施策推進協議会 委員名簿

区分	氏名	職(所属)	備考
学識経験者	石渡 和実	東洋英和女学院大学大学院 人間科学研究科 教授	部会長
	鈴木 敏彦	和泉短期大学 児童福祉学科 教授	副部会長
	渡部 匡隆	横浜国立大学 教育人間科学部 教授	
	朝日 雅也	埼玉県立大学 社会福祉子ども学科 教授	
	田上 美千佳	千葉大学大学院 看護学研究科 教授	
区民委員	渡邊 浩	世田谷区医師会 医療連携・福祉事業部担当理事	~ R1.6.26
	山形 邦嘉	世田谷区医師会 医療連携・福祉事業部担当理事	R1.6.27 ~
	池上 晴彦	玉川医師会 福祉部担当理事	~ R1.6.20
	高見 光央	玉川医師会 福祉部担当理事	R1.6.21 ~
	田中 教順	世田谷区歯科医師会 副会長	~ R2.6.19
	荒金 光夫	世田谷区歯科医師会 副会長	R2.6.20 ~
	島貫 博	玉川歯科医師会 副会長	
	八木 亮	世田谷薬剤師会 副会長	
	高野 和則	玉川砧薬剤師会 会長	
	北島 直美	東京都立青鳥特別支援学校 PTA 元会長	
	田村 康二郎	東京都立光明学園 統括校長	
	大竹 博	世田谷区視力障害者福祉協会 理事長	
	兵藤 毅	世田谷区聴覚障害者協会 副会長	
	告野 恵子	世田谷さくら会 理事	
	木村 悠子	世田谷区重症心身障害児(者)を守る会 副会長	
	坂 ますみ	世田谷区肢体不自由児(者)父母の会 会長	
	渡部 伸	世田谷区手をつなぐ親の会 会長	
	荻野 陽一	特定非営利活動法人 世田谷ミニキャブ区民の会 理事長	
	今井 雅子	高次脳機能障害者と家族の会 代表	
	尾崎 ミオ	東京都自閉症協会 副理事長	
	中島 浩志	渋谷公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	~ R1.3.31
	征矢 孝	渋谷公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	R1.4.1 ~
	松本 清美	東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課 援助担当主任	
	大濱 唯菜	世田谷区精神保健福祉4団体代表者協議会 事務局	~ R1.11.30
	益山 央子	世田谷区精神保健福祉4団体代表者協議会 事務局	R1.12.1 ~
	庄司 恵美	公募区民委員	
浜畑 由美子	公募区民委員		
杉田 春義	世田谷区身体障害者福祉協会 会長	オブザーバー	

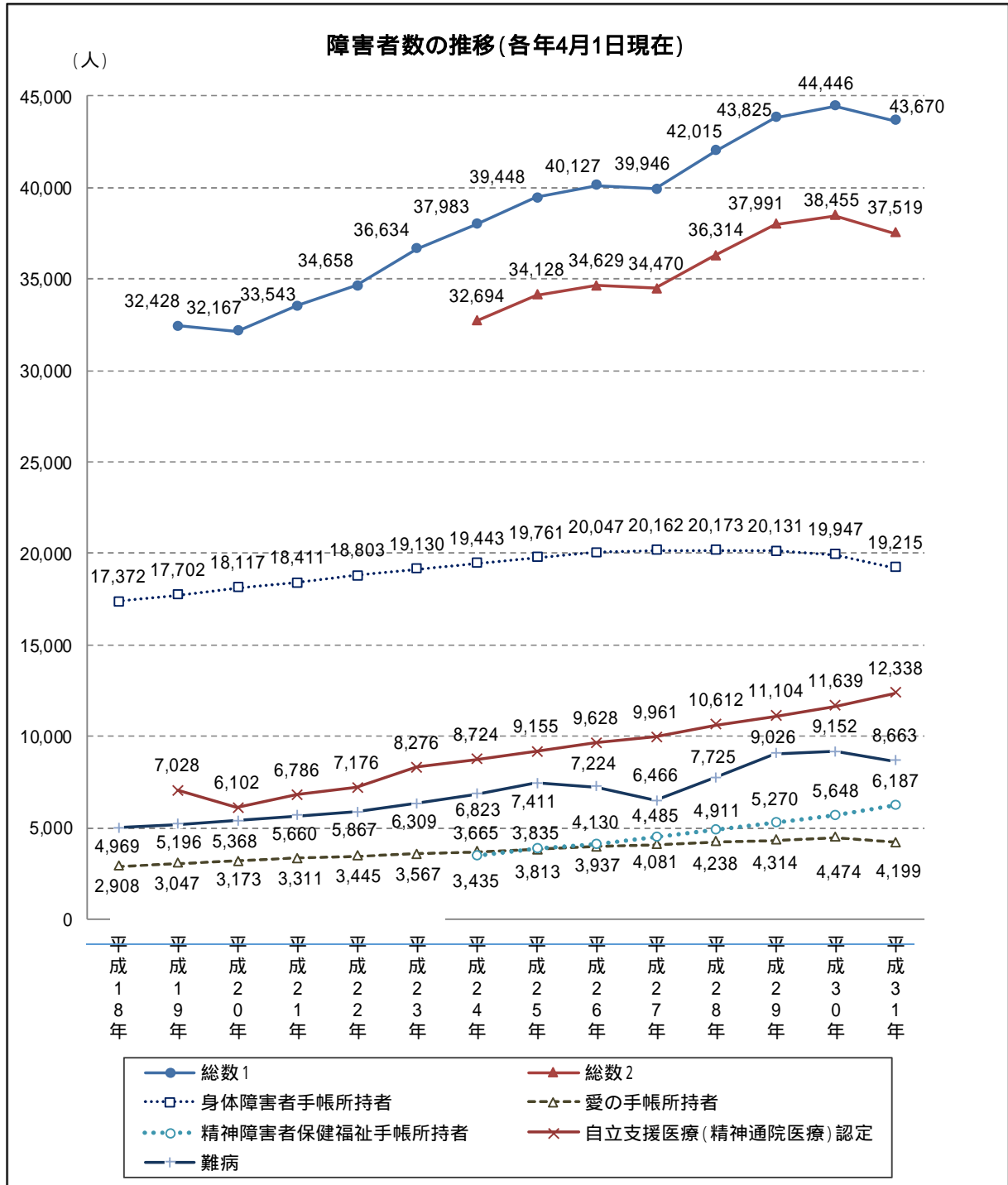
(順不同、敬称略)

第7章 資料編



1. 統計資料

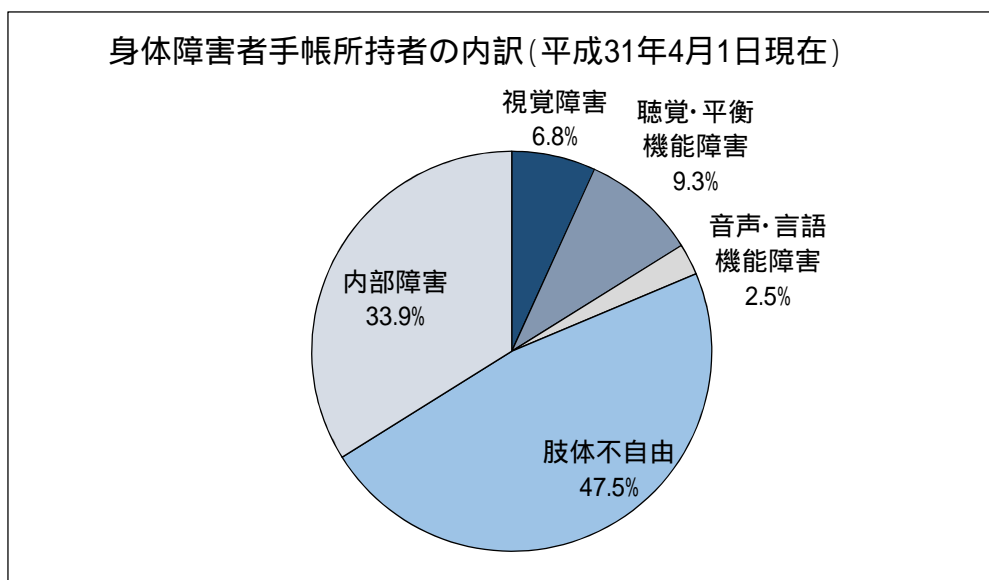
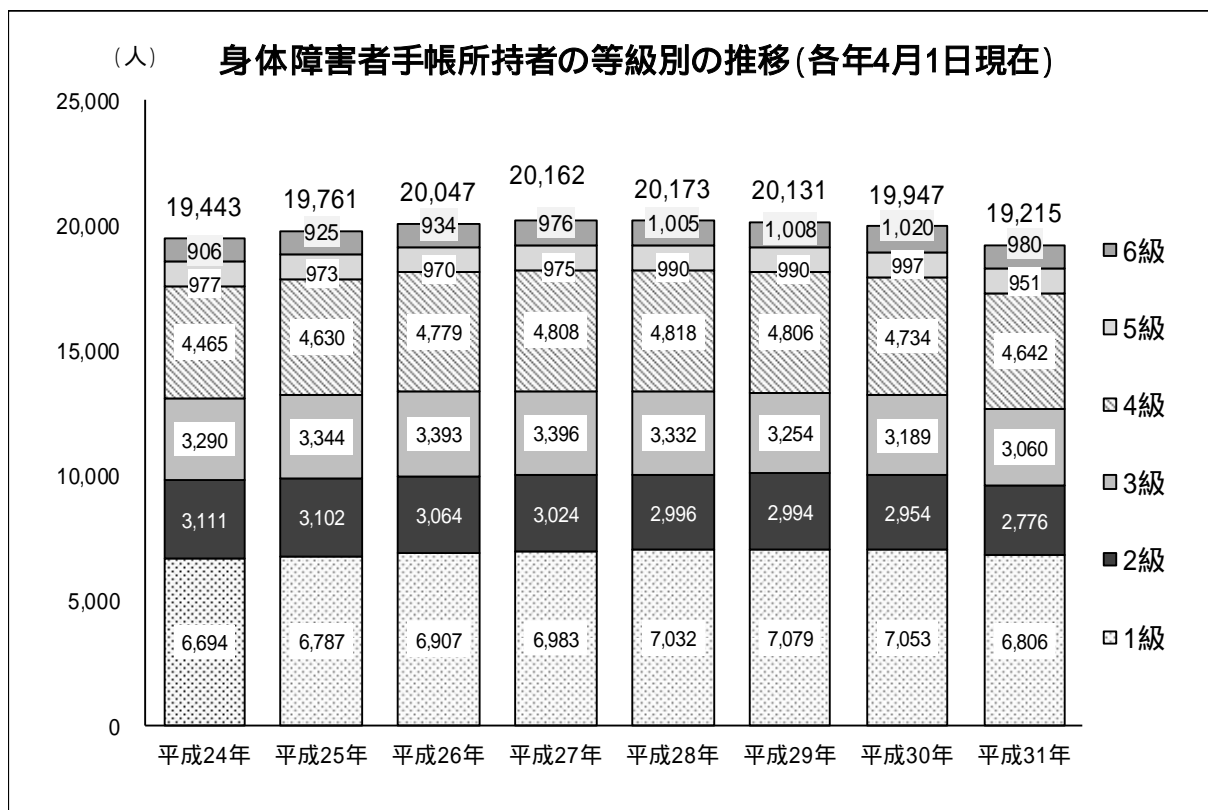
(1) 障害者数の推移 (各年4月1日現在)



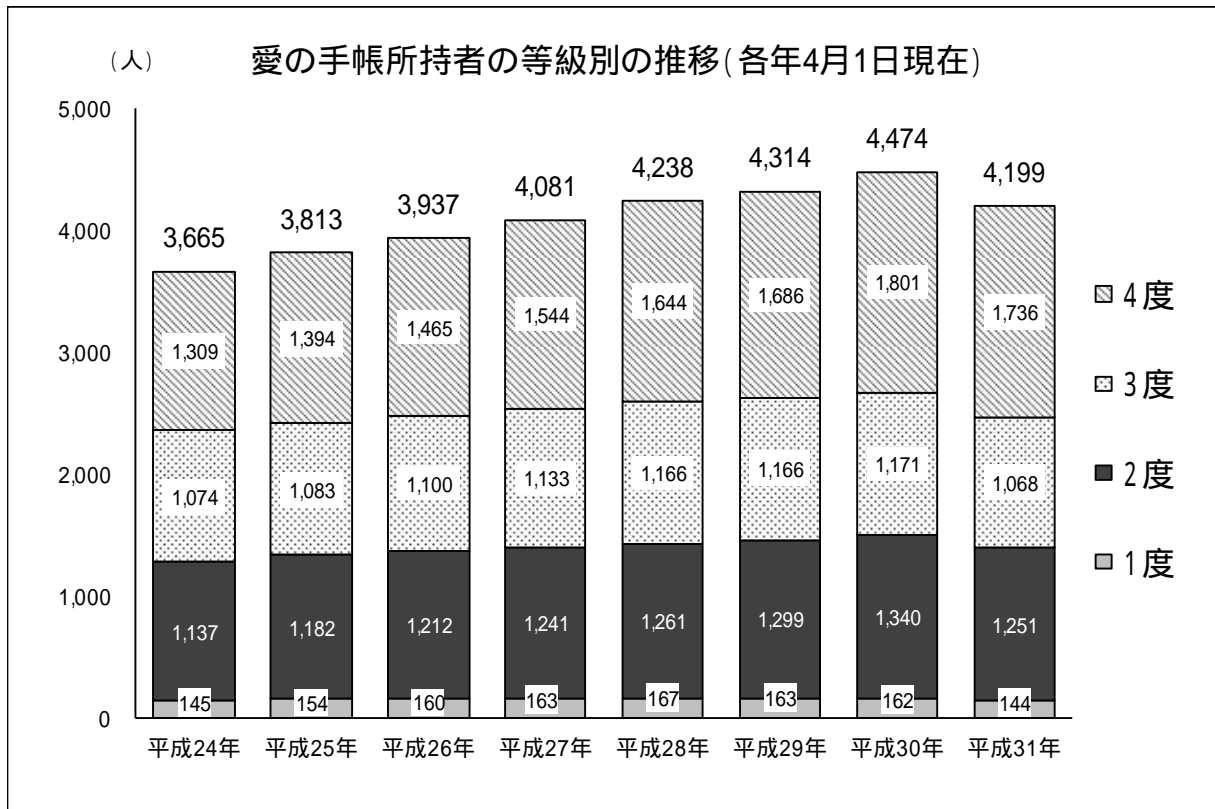
総数1：身体障害者手帳所持者 + 愛の手帳所持者（重複除く） + 自立支援医療費（精神通院医療）認定件数 + 難病
 総数2：身体障害者手帳所持者 + 愛の手帳所持者（重複除く） + 精神障害者保健福祉手帳所持者 + 難病
 身体障害者手帳範囲拡大 平成22年度肝臓機能障害
 身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者 平成31年度に、本人・家族等から転出や死亡等の申し出がされていない
 住民票除票者を除いた数値に変更
 難病欄の数字 東京都の難病医療費等助成の申請件数(但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く)
 精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院医療)認定件数の出典は東京都福祉保健局

(2) 各種障害者手帳所持者の推移 - 等級別

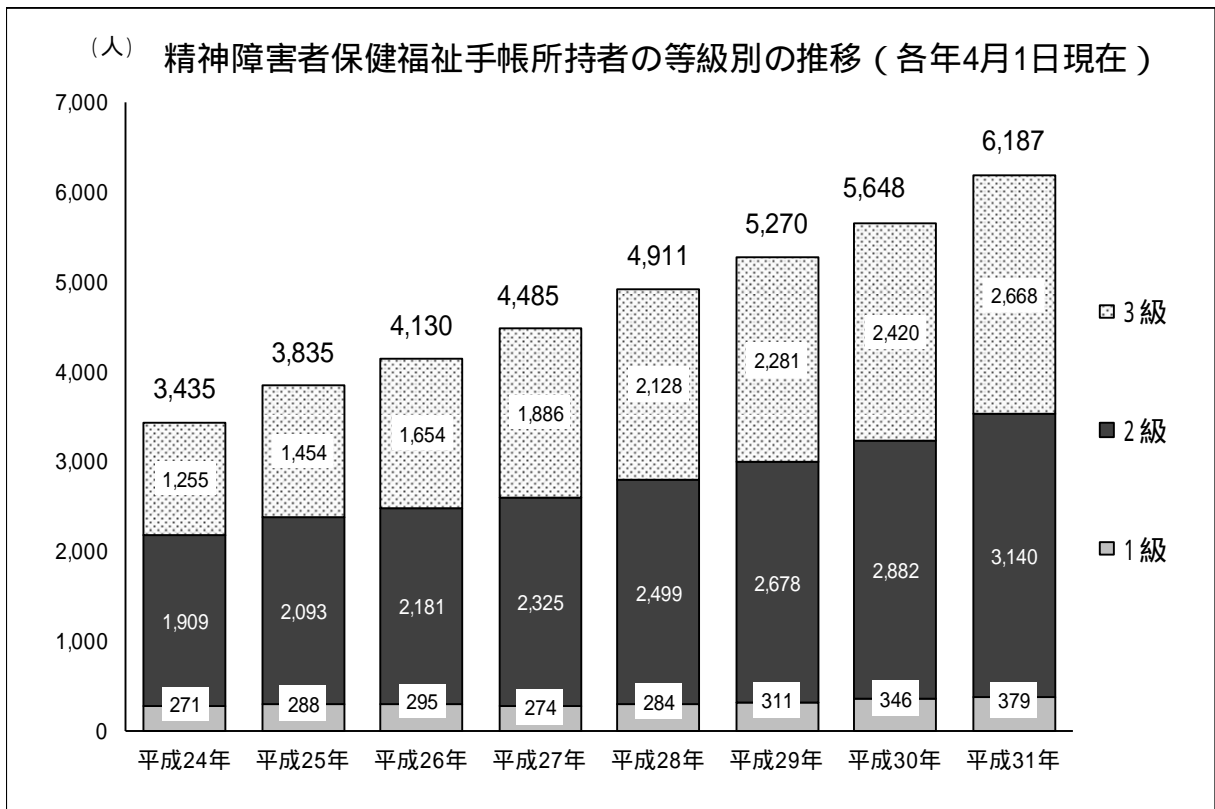
身体障害者



知的障害者

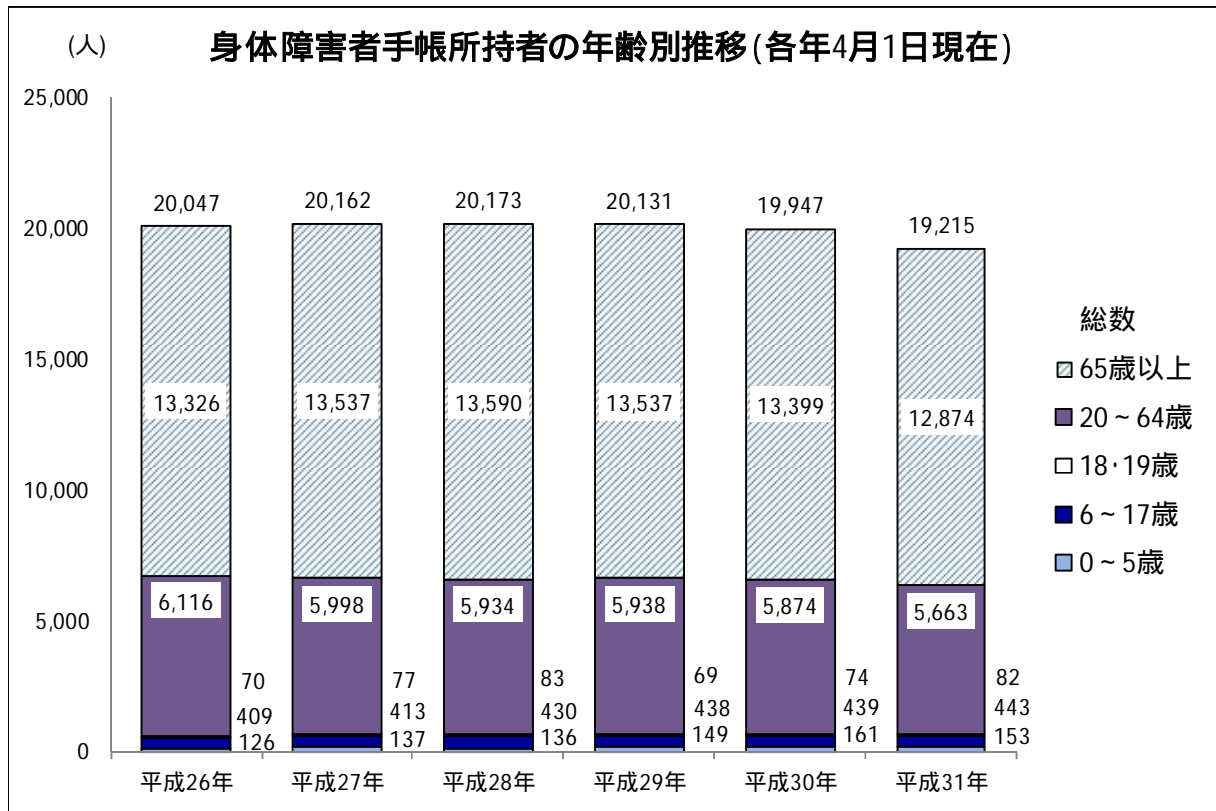


精神障害者

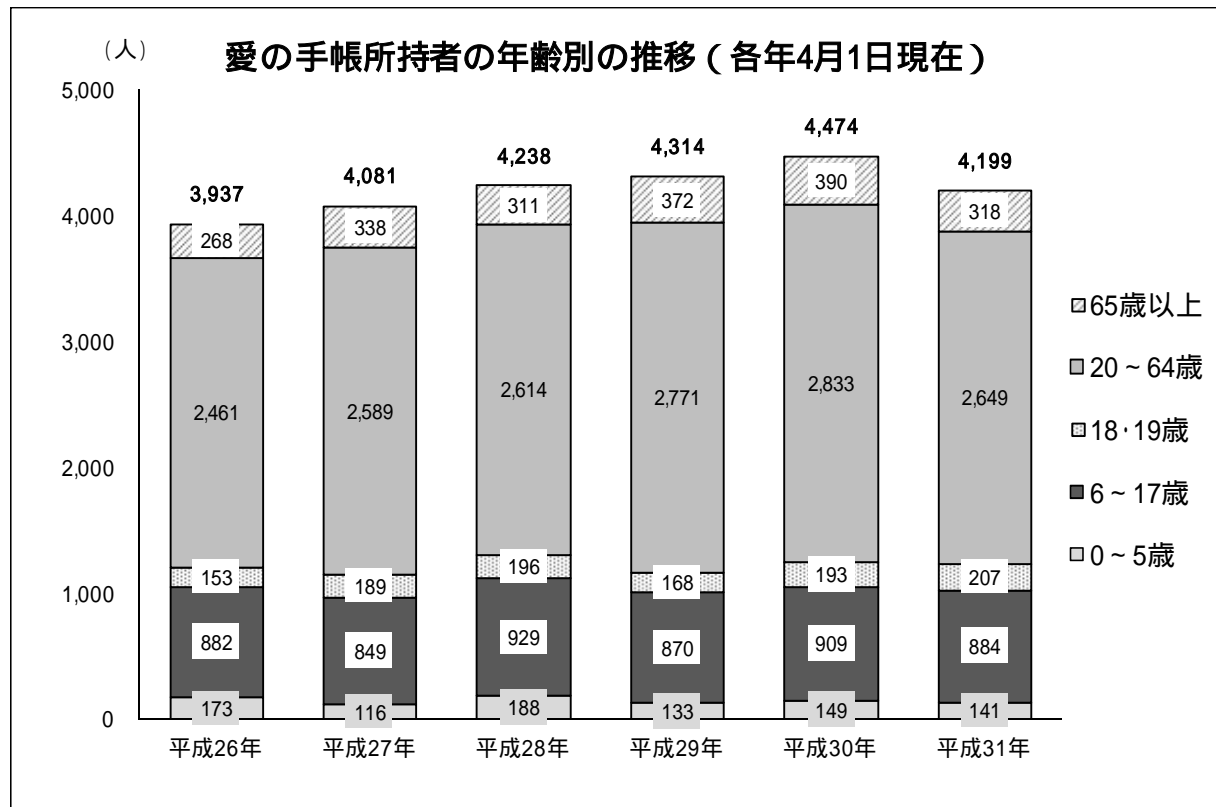


(3) 手帳所持者の推移 - 年齢別

身体障害者



知的障害者



(4) 手帳所持者の推移 - 地域別

身体障害者（平成 31 年 4 月 1 日現在）

障害 地域	総数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	19,215	1,377	1,894	515	9,629	6,873
世田谷	5,166	368	549	141	2,528	1,840
北沢	3,117	219	291	77	1,620	1,111
玉川	4,270	298	395	110	2,119	1,561
砧	3,843	263	379	117	1,988	1,331
烏山	2,819	229	280	70	1,374	1,030

内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

年齢構成 地域	総数	0～5歳	6～17歳	18～19歳	20～64歳	65歳以上
総数	19,215	153	443	82	5,663	12,874
世田谷	5,166	31	99	20	1,509	3,507
北沢	3,117	23	49	14	931	2,100
玉川	4,270	37	94	16	1,210	2,913
砧	3,843	47	135	17	1,129	2,515
烏山	2,819	15	66	15	884	1,839

等級 地域	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数	19,215	6,806	2,776	3,060	4,642	951	980
世田谷	5,166	1,768	714	845	1,289	277	273
北沢	3,117	1,075	447	510	770	164	151
玉川	4,270	1,538	603	666	1,060	205	198
砧	3,843	1,380	575	617	891	168	212
烏山	2,819	1,045	437	422	632	137	146

知的障害者（平成 31 年 4 月 1 日現在）

年齢構成 地域	総数	0～5 歳	6～17 歳	18～19 歳	20～64 歳	65 歳以上
総数	4,199	141	884	207	2,649	318
世田谷	1,190	39	214	68	772	97
北沢	605	22	104	32	399	48
玉川	851	30	197	46	520	58
砧	885	24	229	31	552	49
烏山	668	26	140	30	406	66

程度 地域	総数	1 度	2 度	3 度	4 度
総数	4,199	144	1,251	1,068	1,736
世田谷	1,190	39	343	318	490
北沢	605	19	190	153	243
玉川	851	35	247	220	349
砧	885	32	278	208	367
烏山	668	19	193	169	287

（ 5 ）精神障害者生活指導（デイケア）利用者数の推移

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数*		489	477	382	396	382
実人数		122	151	133	127	113
新規登録		20	18	18	15	13
延人数		4,104	4,022	3,585	3,458	3,040

*実施回数は半日を 1 回として計上

（ 6 ）小児精神障害者入院医療費助成件数の推移

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請件数		8	21	31	23	18

(7) 施設入所者・精神科病院への入院者の状況

都道府県別施設入所者

都道府県別施設入所者			
北海道	7人	青森	5人
宮城	3人	秋田	16人
山形	10人	福島	3人
茨城	17人	栃木	27人
群馬	12人	埼玉	10人
千葉	33人	東京	197人
神奈川	24人	山梨	10人
長野	11人	岐阜	3人
静岡	21人	滋賀	1人
京都	1人	鳥取	1人
徳島	1人		
合計		413人	

世田谷区における平成 31 年 3 月サービス提供請求分

精神科病院への 1 年以上入院者

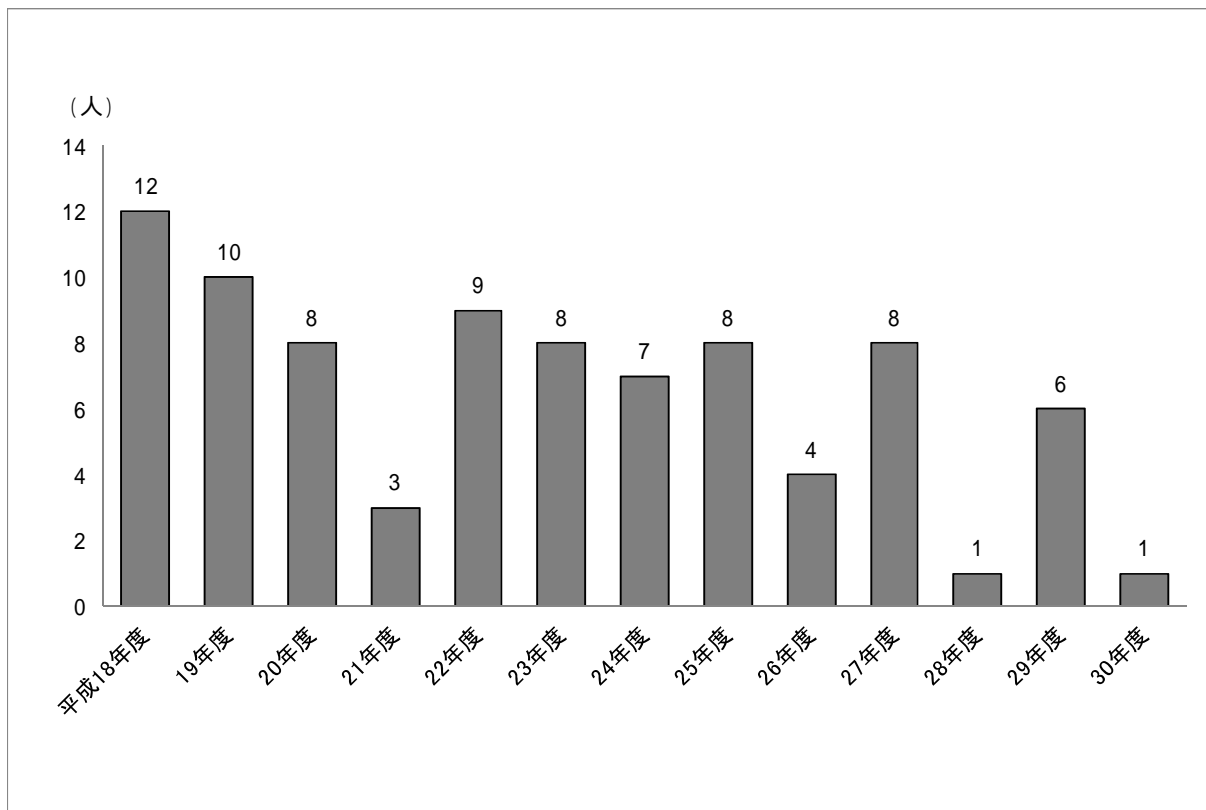
精神科病院への 1 年以上入院者 所在地別			
東京都	426人	北海道	1人
うち世田谷区	61人	山形県	1人
うち世田谷区を除く特別区	35人	福島県	1人
うち 23 区外	330人	群馬県	1人
神奈川県	54人	静岡県	1人
埼玉県	43人	大阪府	1人
千葉県	20人	兵庫県	1人
茨城県	7人	石川県	1人
福岡県	3人	宮崎県	1人
栃木県	2人	長崎県	1人
京都府	2人	熊本県	1人
合計		568人	

精神科病院への 1 年以上入院者 年齢別	
65 歳以上	377人
65 歳未満	191人
合計	
568人	

厚生労働省調査による入院前住所地が世田谷区である入院患者(令和元年 6 月 30 日現在)

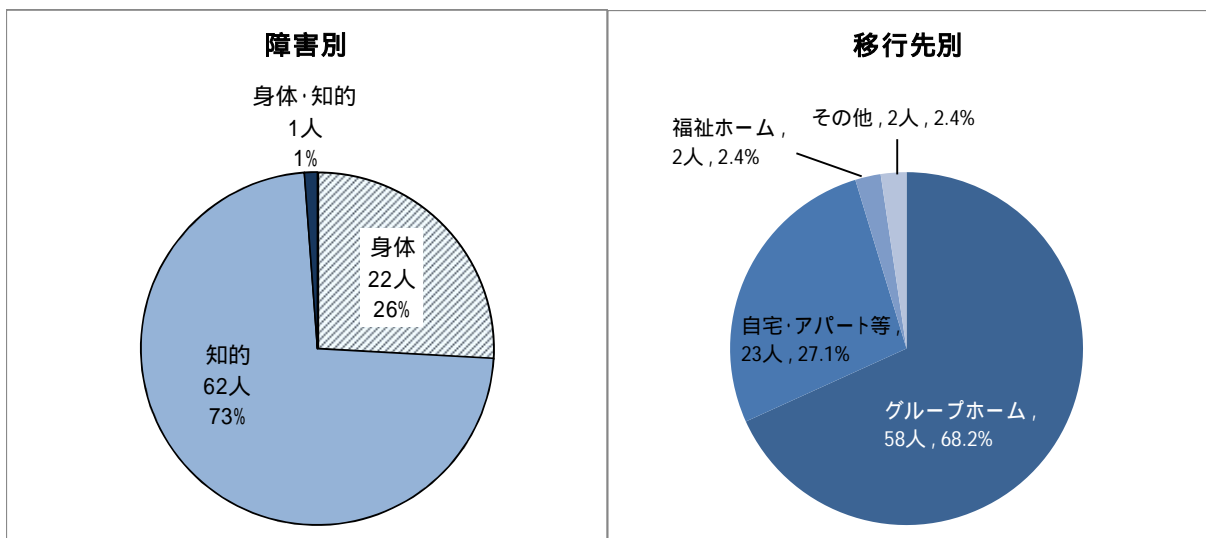
(8) 施設入所者の地域生活移行

入所施設から地域生活への移行者数



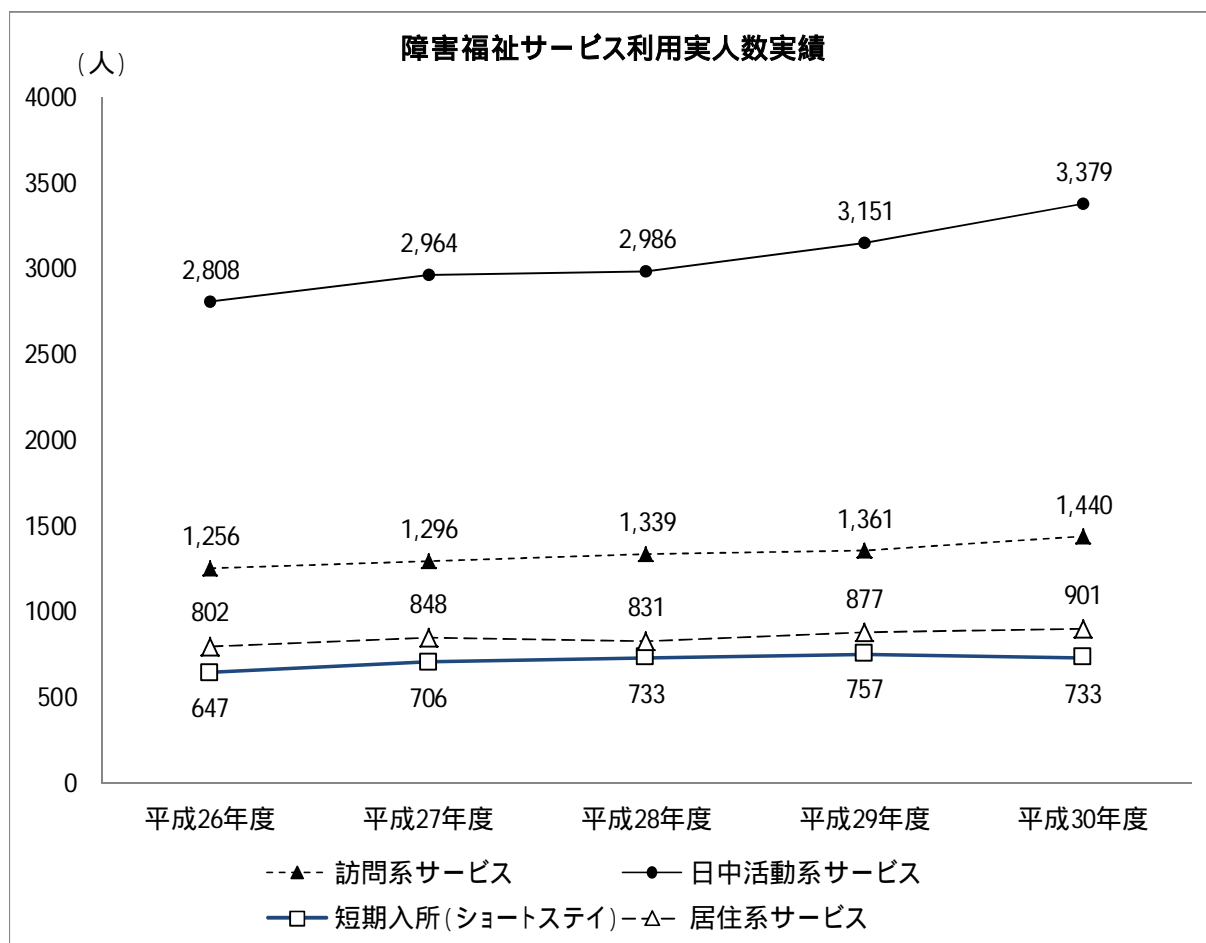
障害者自立支援法の施行（平成 18 年 4 月）により、「日中生活の場」と「居住の場」をそれぞれ独立したサービスとして整備していく方向が打ち出され、あわせて、障害福祉計画の作成が開始されたことから、施設入所者の地域生活への移行状況について把握を開始している。

地域生活への移行者数（平成 18 年度から平成 30 年度までの累計）



(9) 障害福祉サービス等の利用状況

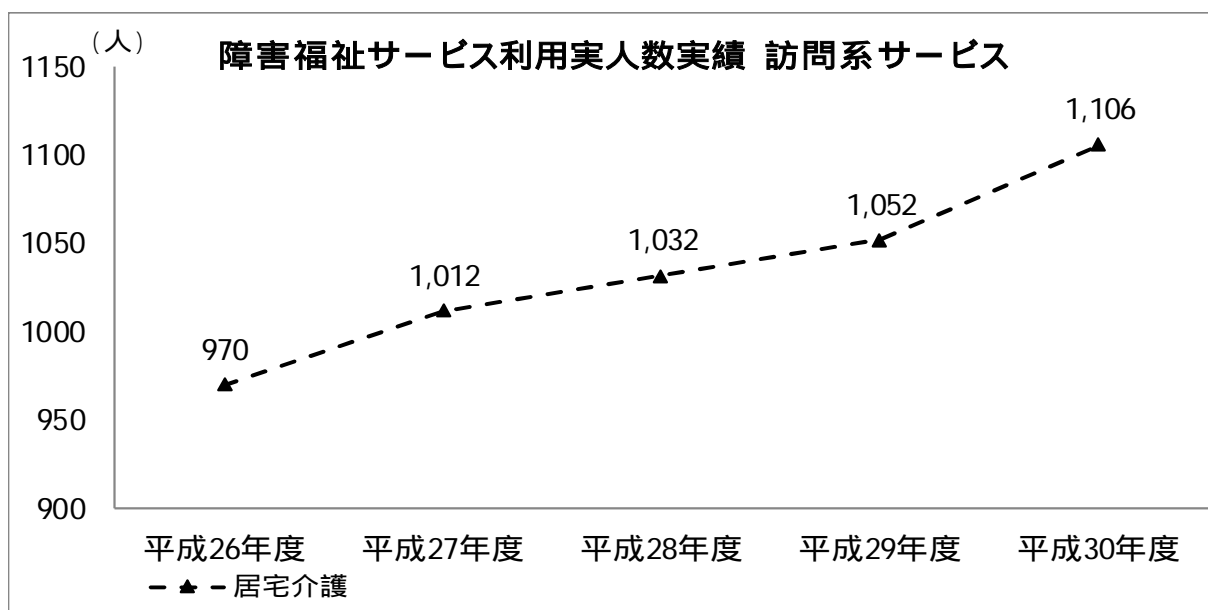
障害福祉サービスの利用実績（各年4月～3月実績）



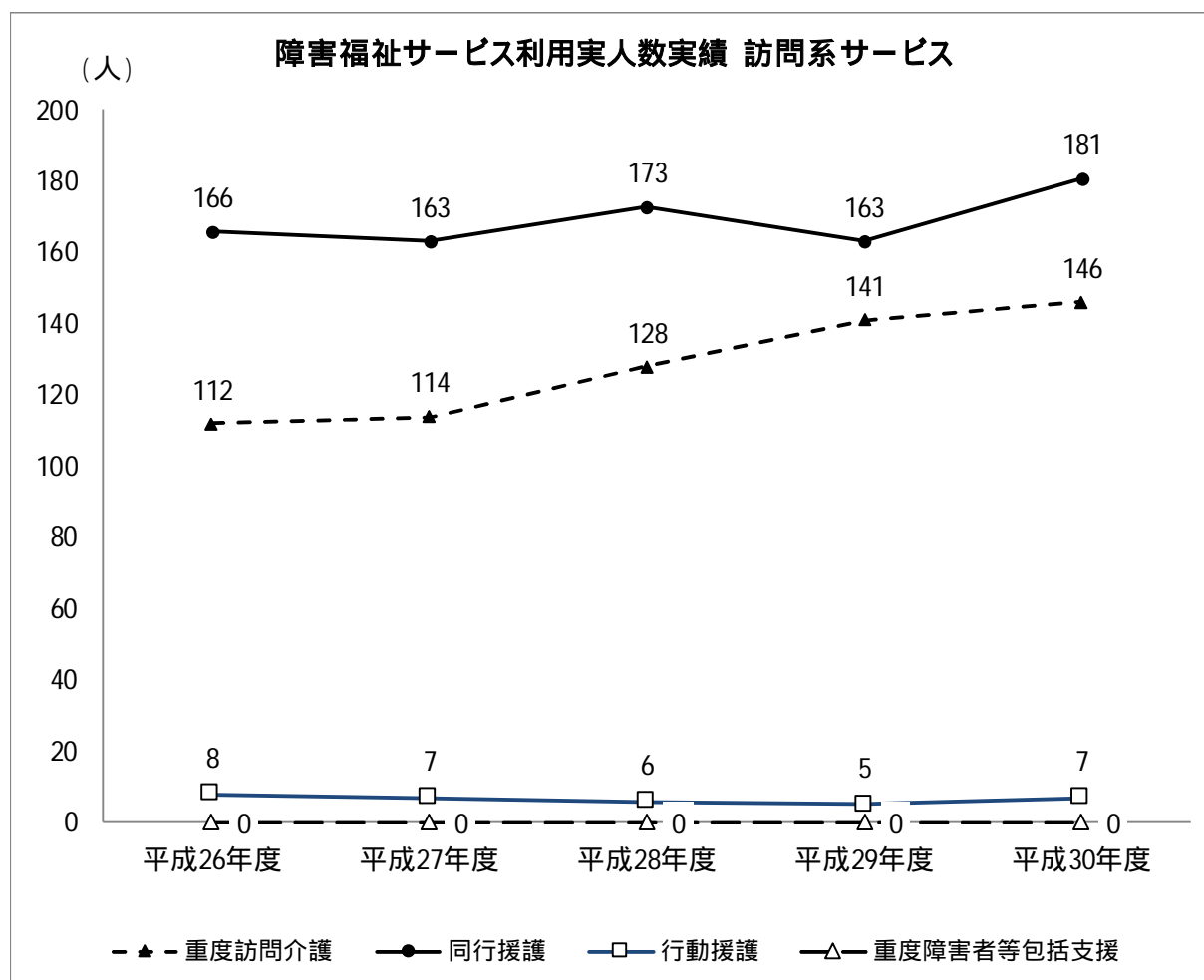
項目の説明

項目名	含まれるサービス名
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護
短期入所（ショートステイ）	短期入所
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援

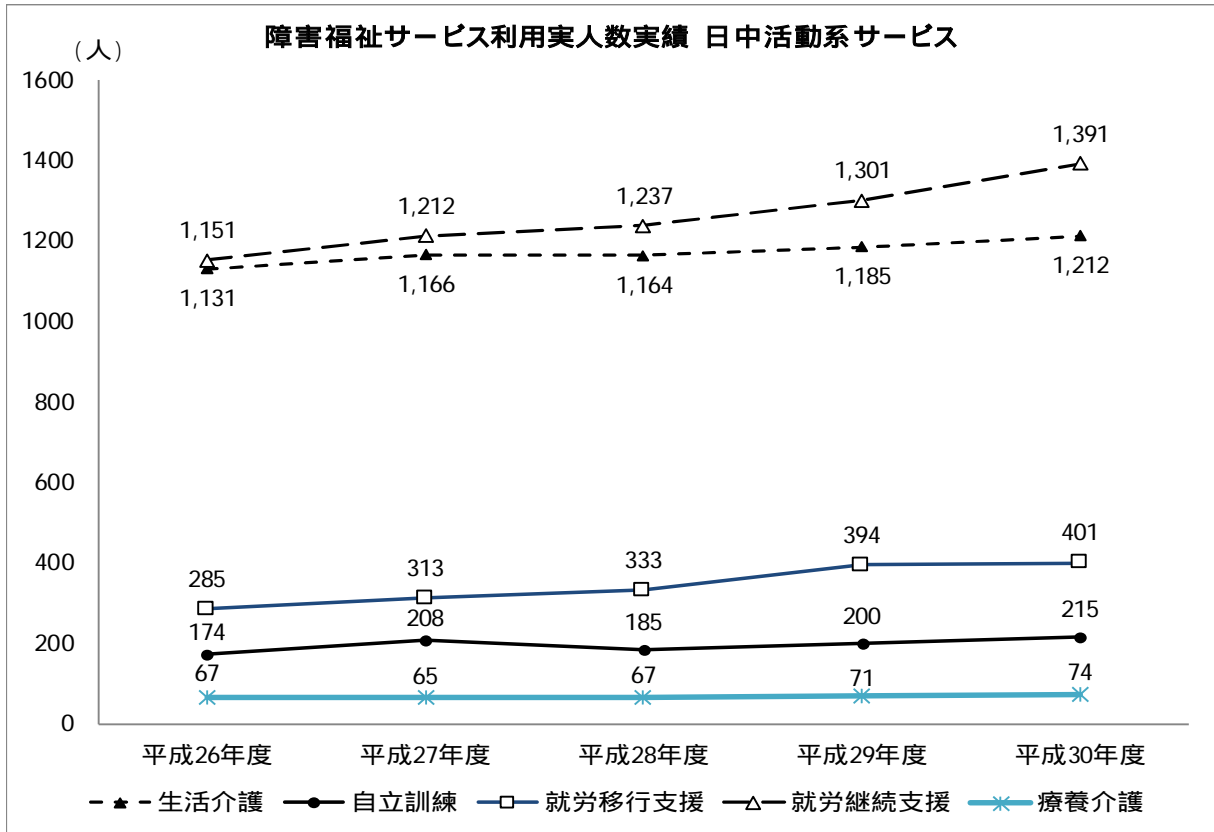
ア) 訪問系サービス（居宅介護）



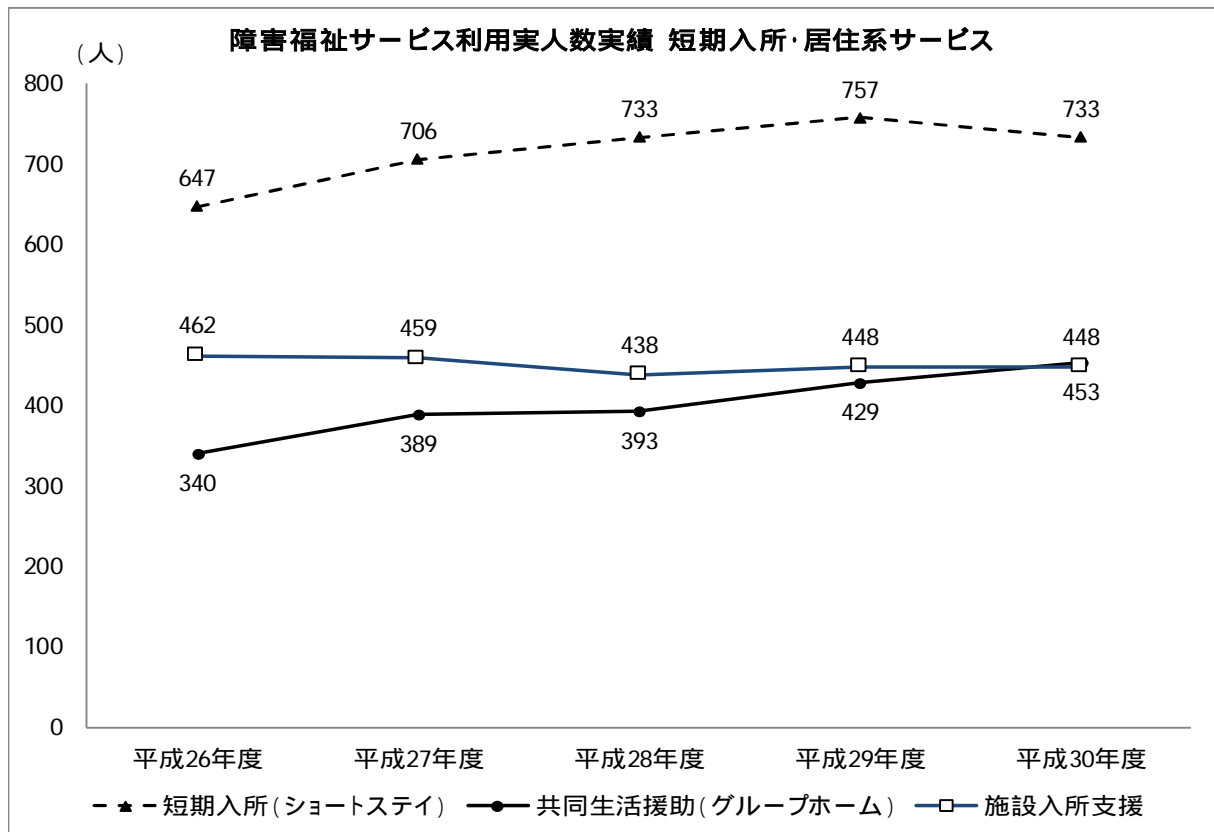
イ) 訪問系サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援）



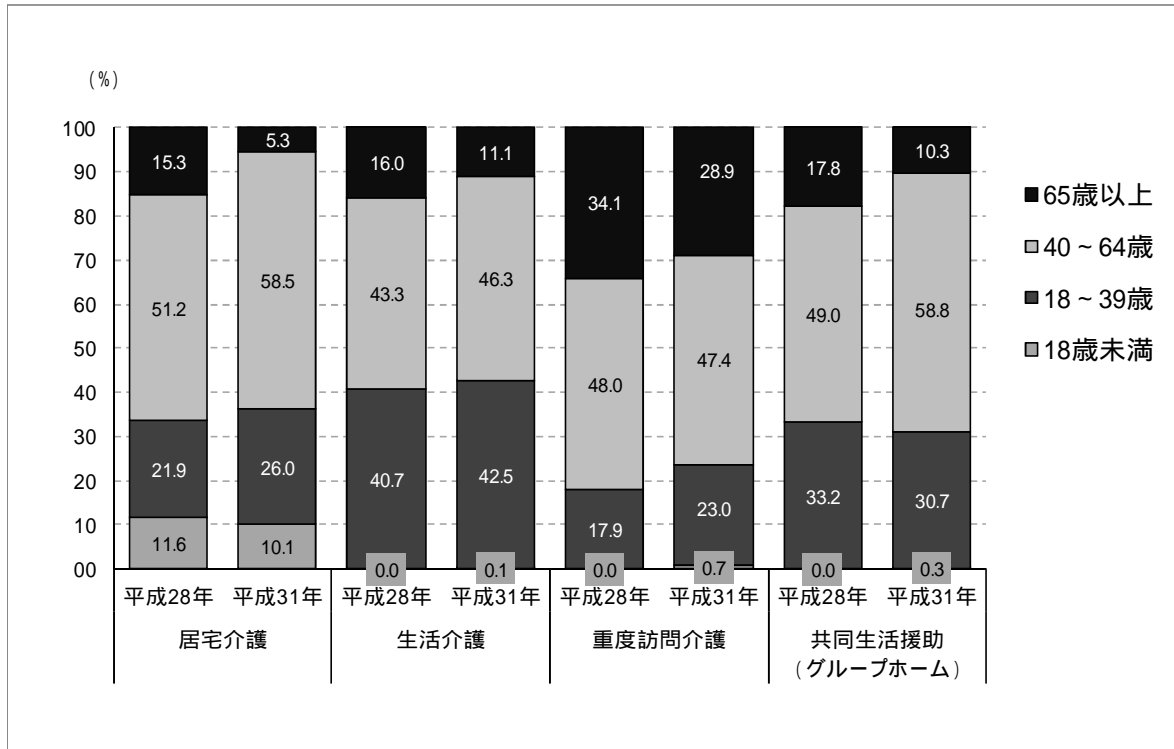
ウ) 日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護）



エ) 短期入所・居住系サービス（短期入所・共同生活援助・施設入所支援）



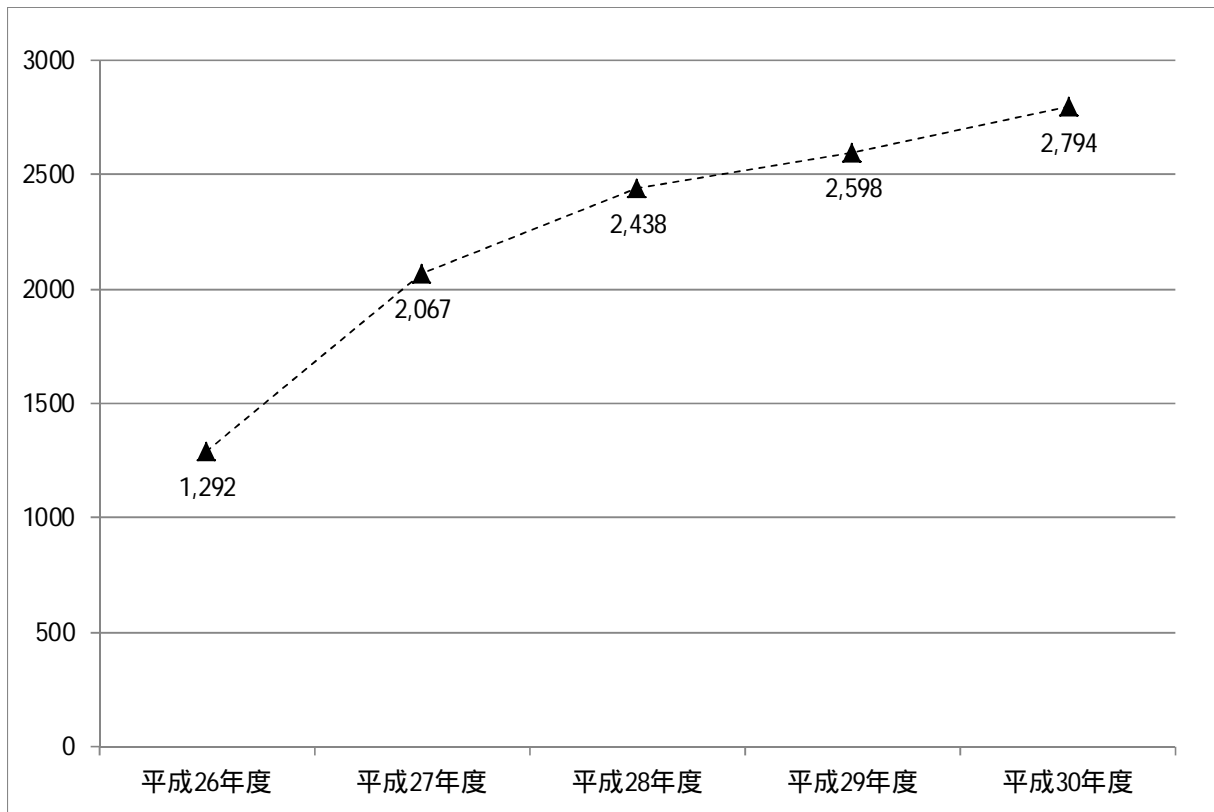
主な障害福祉サービス利用者の年齢別構成比（各年3月請求分）



発達障害者支援の実績

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
出前型ミニ講演会	回数	55	33	25	
	参加者数	1,108	587	386	
当事者本人への支援	発達障害相談・療育センターにおける療育	延べ回数	3,065	4,585	4,269
	高校・大学世代に向けたプログラム「みつけばルーム」	延べ参加人数	216	554	638
保護者・家族支援	保護者学習会・先輩保護者との懇談会	回数	11	20	27
		延べ参加人数	136	323	255
関係機関への支援	職員を対象にした専門研修	回数	14	14	14
		延べ受講人数	355	306	353
	巡回訪問(巡回支援専門員)	施設数	338	183	231
		延べ回数	506	298	327
	小中学校に対する講師派遣	延べ回数	11	10	5
	発達障害キーパーソン研修	回数	5	5	5
延べ参加人数		118	68	68	
相談	発達障害相談・療育センターの電話・来所相談	延べ相談件数	2,613	2,325	2,258
ライフステージを通じた支援	「スマイルブック」配布		165	94	132
		回数	12	9	6
	「スマイルブック」講習会	延べ参加人数	131	94	57

相談支援利用実人数の実績（各年4月～3月実績）



(1 0) 地域障害者相談支援センターにおける相談対応

地域障害者相談支援センターへの相談件数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	18,149	19,555	14,605
うち精神障害	13,350	14,504	10,664

平成 29 年度までは 1 日あたり延べ人数、平成 30 年度は 1 日あたり実人数により算出した数値に変更

あんしんすこやかセンターとの連携件数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	78	216	189
うち精神障害	-	127	103

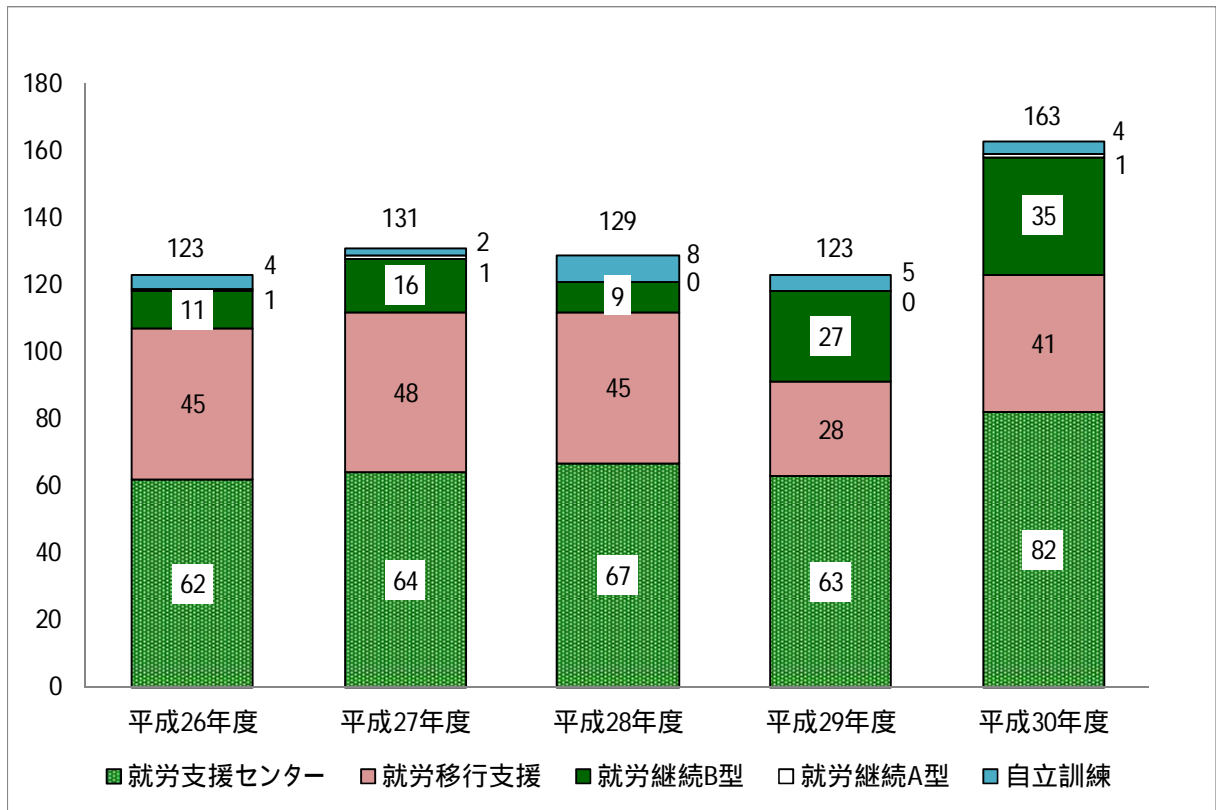
精神障害の内訳件数は平成 29 年度より集計。

地域包括ケア会議出席回数

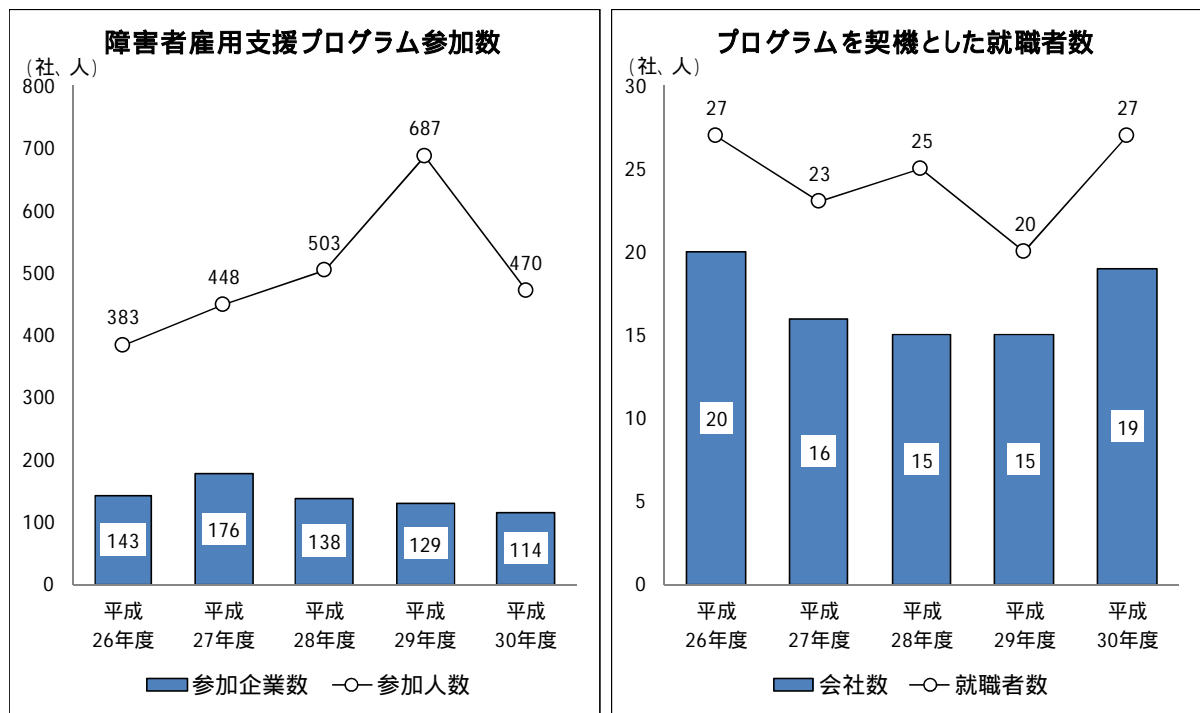
年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
出席回数	48	103	139

(1 1) 障害者の就労状況

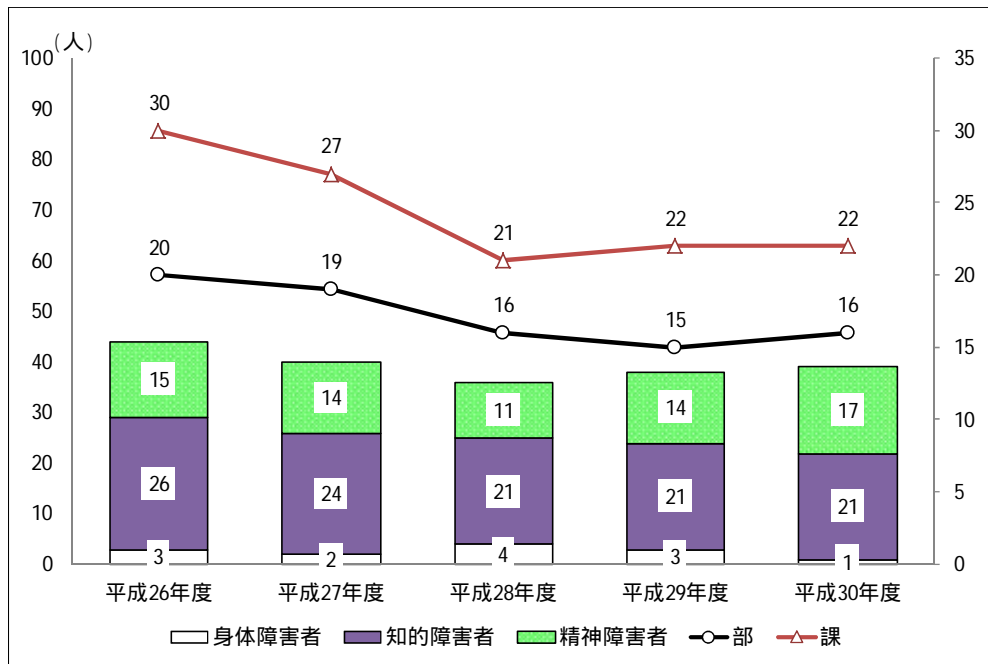
一般就労への移行者（企業等への就職者）数



障害者雇用支援プログラムと就職者数

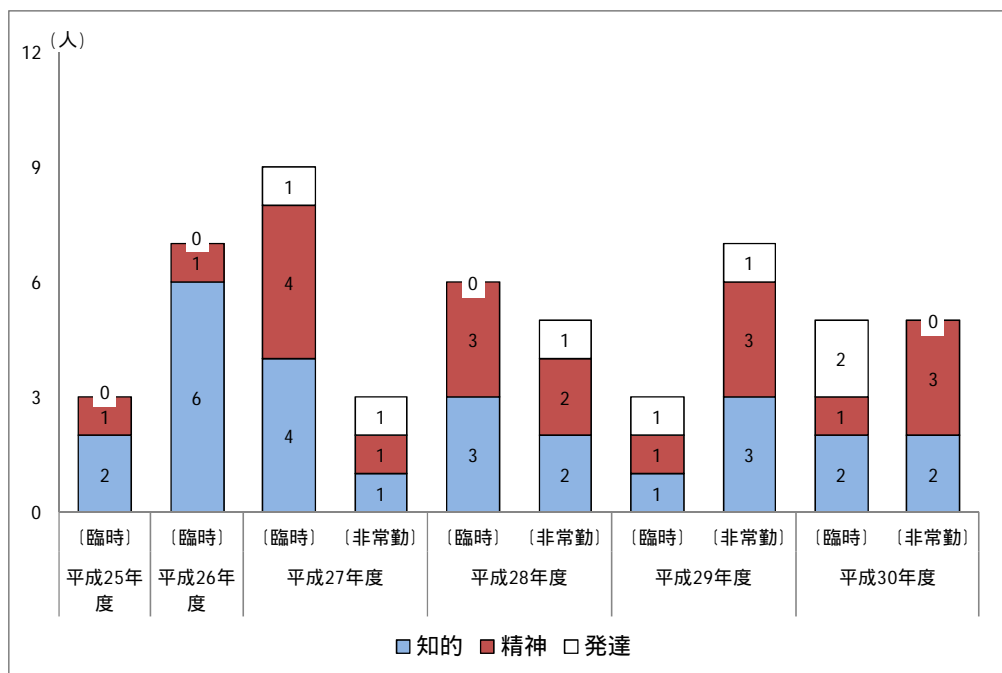


区役所内障害者体験実習実績



区内の就労支援施設等に通う方が、区役所で3日間仕事の体験をすることで、就労へのイメージを深め、就労意欲の向上を図る事業。

世田谷区チャレンジ雇用実績

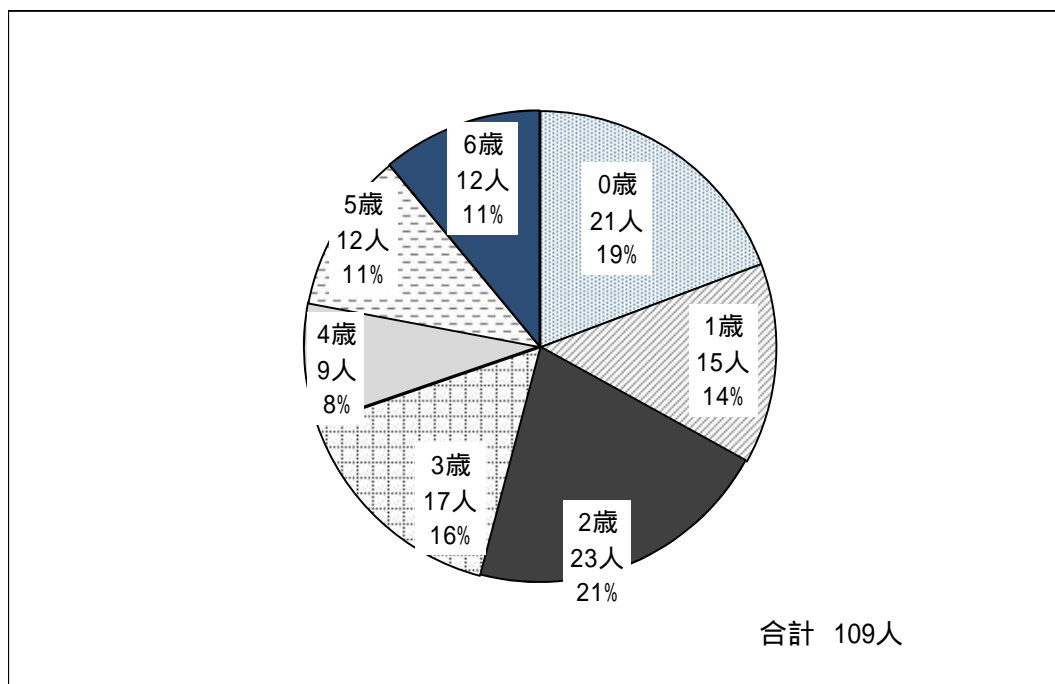


「チャレンジ雇用」とは、国や自治体が障害者を一定期間雇用し、雇用期間終了後はその業務経験を踏まえ、一般企業等への就労につなげる制度。区では知的障害者、精神障害者、発達障害者を対象に、平成22年より臨時職員としての雇用を開始。

平成25年度より本庁舎内に雇用の場を広げ、平成27年度からは非常勤としての採用を行っている。

(1 2) 医療的ケア児の状況

医療的ケア利用の年齢別実人数



医療的ケアの内容

年齢別の医療的ケアの内容(複数該当あり)

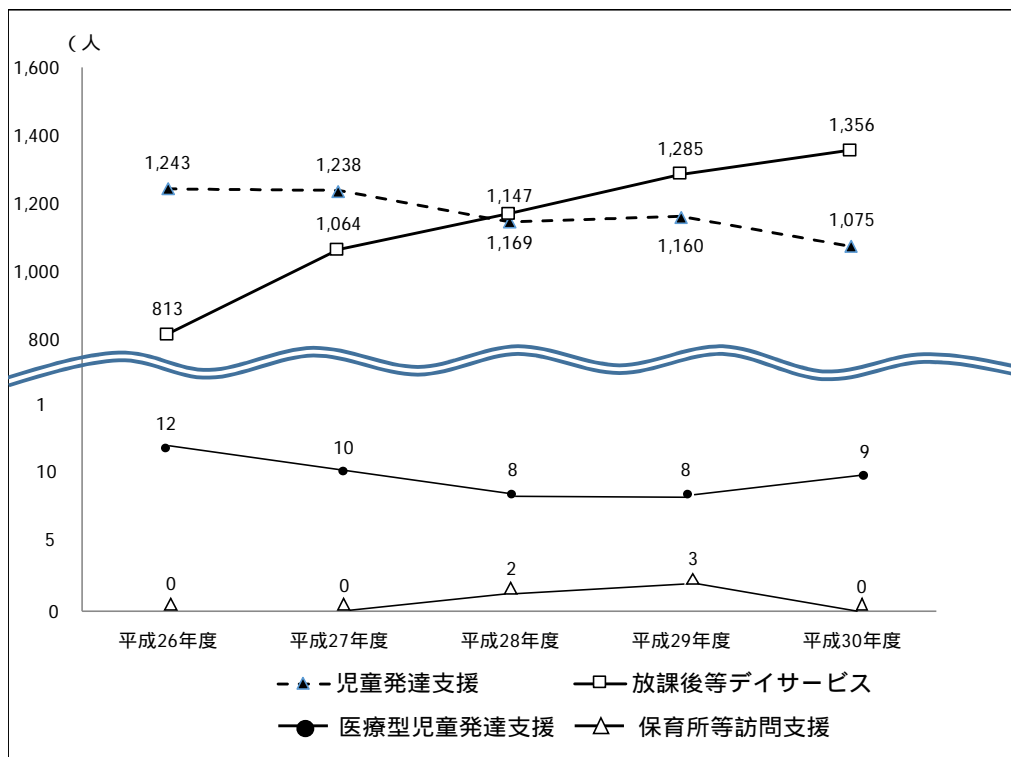
(単位:件)

医療的ケアの内容	年齢								計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳		
人工呼吸器 (TPPV・NPPV・夜間のみも含む。)	3	7	9	5	3	4	4	35	
気管切開	2	6	8	6	1	5	7	35	
鼻咽頭エアウェイ	1	1	2	2	0	0	1	7	
酸素	8	9	8	5	4	9	2	45	
吸引	8	9	11	10	5	8	9	60	
吸入(ネブライザー)	0	7	6	6	0	3	4	26	
IVH(中心静脈栄養)	1	0	0	0	0	0	0	1	
経管栄養(経鼻・胃ろう)	7	12	11	10	8	7	6	61	
腸ろう	1	0	0	1	0	0	0	2	
透析(腹膜透析も含む)	0	0	0	2	0	0	0	2	
定期導尿	2	0	0	0	2	0	0	4	
人工肛門	2	1	4	1	1	3	1	13	
計	35	52	59	48	24	39	34	291	

令和元年7月10日時点で世田谷保健所健康推進課(母子保健担当)保健師が把握した内容。

(1 3) 障害児サービスの利用状況

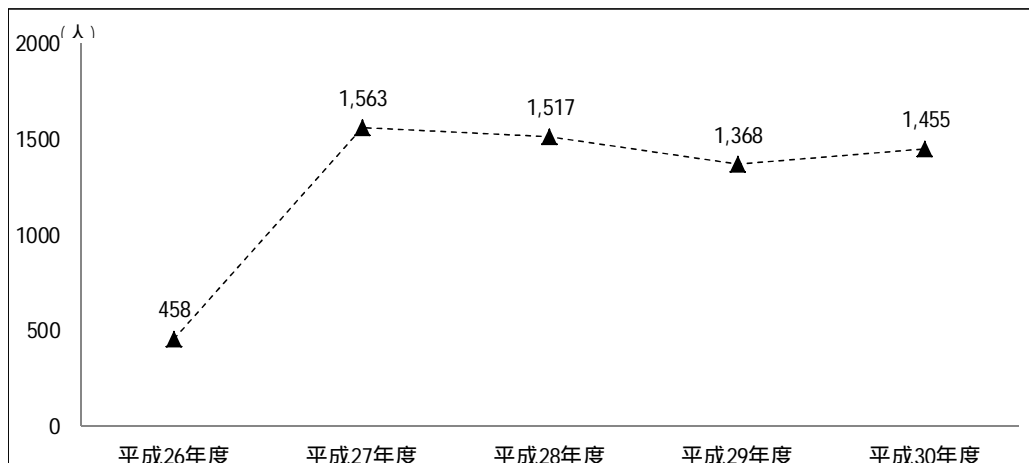
児童福祉法に基づく障害児サービス利用実績（各年4月～3月実績）



重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
契約事業者数	7	13	17
実利用者数	47	55	59
延べ利用回数	458	595	629

障害児相談支援の実績（各年4月～3月実績）



(1 4) 障害者 (児) 施設等 (令和 2 年 2 月現在)

日中活動系事業所

ア) 生活介護事業所 [計 26 事業所 731 人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体等	知的	精神	障害児	難病等
1	世田谷	池尻	区立三宿つくしんぼホーム	20		○			
2	世田谷	池尻	あけぼの学園	20					
3	世田谷	上町	区立駒沢生活実習所	40					
4	世田谷	経堂	区立ほほえみ経堂	20					
5	世田谷	経堂	にこにこみやさか	20				○	○
6	世田谷	下馬	ケアセンターふらっと	20		○	○		
7	北沢	梅丘	区立すまいる梅丘	25					
8	北沢	北沢	東北沢つどいの家	13					
9	北沢	松原	区立梅丘ウッドペッカーの森	6					
10	北沢	松原	東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設 梅ヶ丘	60				○	○
11	北沢	松沢	区立桜上水福祉園	35					
12	玉川	九品仏	区立九品仏生活実習所	42					
13	玉川	九品仏	区立奥沢福祉園	40					
14	玉川	等々力	玉堤つどいの家	13					
15	玉川	上野毛	区立九品仏生活実習所中町分場	15					
16	砧	祖師谷	わくわく祖師谷	20					
17	砧	成城	イタール成城	45					
18	砧	船橋	区立千歳台福祉園	45					
19	砧	船橋	おおらか学園	23					
20	砧	砧	友愛デイサービスセンター	20					
21	砧	砧	区立岡本福祉作業ホーム	24					
22	砧	砧	泉の家	20					
23	砧	砧	友愛園	60					
24	烏山	上北沢	コイノニアかみきた	20					
25	烏山	烏山	区立給田福祉園	50					
26	目黒区	目黒区	あゆみ園	15					
			計	731					

障害者支援施設梅ヶ丘と友愛園は施設入所支援を実施している。

イ) 自立訓練事業所 [計 6事業所 92人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体等	知的	精神	障害児	難病等
1	世田谷	経堂	にこ	20					
2	世田谷	下馬	ケアセンターふらっと	6					
3	世田谷	上馬	ヒーリングセンター世田谷	20					
4	北沢	松原	東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設 梅ヶ丘	30				○	○
5	玉川	用賀	就労支援施設ゆに(UN!)	10		○	(発達)		
6	玉川	深沢	アディクションリハビリテーションセンター すとおりの	6					
			計	92					

ウ) 就労移行支援事業所 [計 16事業所 212人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体等	知的	精神	障害児	難病等
1	世田谷	下馬	区立世田谷福祉作業所	6					
2	世田谷	上馬	就労移行支援事業所グディ	20					
3	玉川	九品仏	One-self(ワン-セルフ)	8			(精・発)		○
4	玉川	等々力	区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	6					
5	玉川	用賀	特定非営利活動法人T&E企画	20					
6	玉川	用賀	Do-will	19					
7	玉川	用賀	就労支援施設ゆに(UN!)	10		○	(発達)		
8	玉川	用賀	さわやかはーとあーす	10					
9	玉川	二子玉川	区立玉川福祉作業所	6					
10	砧	船橋	さら就労塾@ぼればれ	28					
11	砧	船橋	区立障害者就労支援センターすきっぷ	40					
12	砧	喜多見	区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム	15					
13	砧	砧	区立岡本福祉作業ホーム	6					
14	砧	砧	区立砧工房	6					
15	砧	砧	世田谷更生館	6				○	○
16	砧	砧	泉の家	6					
			計	212					

エ) 就労継続支援A型事業所 [計 2事業所 40人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体	知的	精神
1	玉川	等々力	しごとも	30			○
2	玉川	用賀	Scopo	10	○		
			計	40			

オ) 就労継続支援B型事業所 [計 47 事業所 1,130 人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体等	知的	精神	障害児	難病等
1	世田谷	太子堂	リパティ世田谷	20					
2	世田谷	太子堂	Factory藍分場アンシェーヌ藍	18					
3	世田谷	若林	Factory藍	22					
4	世田谷	上町	上町工房	25					
5	世田谷	上町	ハーモニー	20					
6	世田谷	下馬	区立下馬福祉工房	35					
7	世田谷	下馬	区立世田谷福祉作業所	45					
8	世田谷	上馬	Naviolけやき	20			○		
9	北沢	梅丘	Crazy Cats	20					
10	北沢	梅丘	区立梅丘ウッドベッカーの森	14					
11	北沢	新代田	まもりやま工房	40					
12	北沢	北沢	エイト	20					
13	北沢	松原	白梅福祉作業所	40					
14	北沢	松原	まごの手便	20					
15	北沢	松沢	のぞみ園	20			○		
16	玉川	九品仏	One - Self(ワン-セルフ)	12			(精・発)		○
17	玉川	等々力	社会就労センターパイ焼き窯	30					
18	玉川	等々力	社会就労センターパイ焼き窯(分室)	10			○		
19	玉川	等々力	パイ焼き茶房	10					
20	玉川	等々力	パイ焼き茶房(作業分室)	10					
21	玉川	等々力	区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	13					
22	玉川	等々力	区立玉川福祉作業所等々力分場	19					
23	玉川	上野毛	アン	20					
24	玉川	用賀	用賀福祉作業所	22					
25	玉川	用賀	就労支援施設ゆに(UNI)	20		○	(発達)		
26	玉川	用賀	さわやかはーとあーす世田谷	40					
27	玉川	二子玉川	区立玉川福祉作業所	45					
28	玉川	深沢	アディクションリハビリテーションセンター すとおりい	14					
29	砧	祖師谷	nicoRe	20					
30	砧	祖師谷	わくわく祖師谷	40					
31	砧	船橋	にゃんこの館	20					
32	砧	船橋	風の谷プロジェクト	20					
33	砧	喜多見	喜多見夢工房	15					
34	砧	喜多見	TODAY喜多見	20				○	○
35	砧	喜多見	喜多見夢工房分室	10					
36	砧	喜多見	就労支援施設ゆに(UNI)分場フェリーチェ	10		○	(発達)		
37	砧	砧	区立岡本福祉作業ホーム	10					
38	砧	砧	区立砧工房	37					
39	砧	砧	泉の家	25					
40	砧	砧	世田谷更生館	54				○	○
41	烏山	上北沢	喫茶室パイン	20					
42	烏山	上北沢	ワークランド・フレンドパーク	25					
43	烏山	上北沢	コイノニアかみきた	30					
44	烏山	上祖師谷	さくら美術工房	20		○			
45	烏山	烏山	区立烏山福祉作業所	66					
46	烏山	烏山	ちくさ企画	24					
47	烏山	烏山	すまいるフラワー	20					
			計	1,130					

カ) 地域活動支援センター [計 3 事業所]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体	知的	精神
1	北沢	松原	[型]地域活動支援センターMOTA	-			
2	砧	祖師谷	[型]サポートセンターきぬた	-			
3	砧	成城	[型]地域活動支援センター陽だまりの庭	-			

キ) 日中一時支援 [計 8 事業所 64 人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体	知的	児童	重症心身障害者・児
1	世田谷	池尻	重症心身障害児療育相談センター	4				
2	世田谷	若林	ひかり	40				
3	玉川	上野毛	区立身体障害者自立体験ホームなかまっち	3				
4	玉川	上野毛	みくりキッズくりにつくぼれぼれ	4				
5	砧	喜多見	生活支援ホーム世田谷	5				
6	砧	喜多見	ホーム いろえんぴつ	3				
7	砧	砧	泉の家	3				
8	烏山	上祖師谷	やすらぎステイズ	2				
			計	64				

入所系事業所

ア) 短期入所事業所 [計 16 事業所 83 人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	内児童 定員数	身体等	知的	精神	難病等	障害児	重症心身障 害者・児
1	世田谷	池尻	たんぼぼの会池尻	1							
2	世田谷	上町	短期入所 どんぐりホーム上町	2							
3	北沢	松原	区立松原けやき寮	1							
4	北沢	松原	東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設 梅ヶ丘	28	8				○		
5	北沢	松沢	グループホームえにし	2							
6	玉川	上野毛	区立身体障害者自身体験ホームなかまっち	3						○	
7	玉川	上野毛	まんまる 医療型特定短期入所	5						○	
8	砧	成城	みつばち	5						○	
9	砧	喜多見	生活支援ホーム世田谷	5							
10	砧	喜多見	ケアこげら 世田谷宇奈根	3							
11	砧	喜多見	ホーム いろえんびつ	3							
12	砧	砧	友愛デイサービスセンター	3							
13	砧	砧	泉の家	3							
14	砧	砧	もみじの家	11						○	
15	烏山	上祖師谷	やすらぎステイズ	2						○	
16	烏山	烏山	短期入所ここから	6							
			計	83	8						

イ) 施設入所支援 [計 2 事業所 120 人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体等	知的	精神	障害児	難病等
1	北沢	松原	東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設 梅ヶ丘	60	○			○	
2	砧	砧	友愛園	60					
			計	120					

共同生活援助事業所 [計 48 事業所 337 人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体	知的	精神	重度身体
1	世田谷	池尻	ホープ三軒茶屋	8				
2	世田谷	若林	Garden藍	9				
3	世田谷	上町	どんぐりホーム上町	5				
4	世田谷	上町	グループホーム プリムラ	7				
5	世田谷	経堂	グランシエル桜丘1・2	14				
6	世田谷	下馬	グループホームグレープバイン	6				
7	世田谷	下馬	野沢寮	4				
8	世田谷	下馬	Garden藍	6				
9	世田谷	下馬	グループホームJoy	4				
10	北沢	新代田	いちごLiving	6				
11	北沢	松原	グランシエル明大前	12				
12	北沢	松沢	「めぐ」	7				
13	北沢	松沢	グループホームえにし	13				
14	北沢	松沢	グループホーム赤堤	4				
15	玉川	等々力	はるの邑	7				
16	玉川	等々力	とどろきの杜	7				
17	玉川	等々力	等々力ホーム	4				
18	玉川	用賀	グループホームはーとあーす世田谷	7				
19	砧	成城	バンブル	10				
20	砧	船橋	桐花荘	4				
21	砧	喜多見	生活支援ホーム世田谷	16				
22	砧	喜多見	ホーム いろえんびつ	7				
23	砧	喜多見	グループホームビートル喜多見	10				
24	砧	喜多見	宇奈根あーゆるハウス	4				
25	砧	喜多見	グループホームアネモネ	10				
26	砧	砧	グループホームきぬた	5				
27	烏山	上北沢	私の家せつ世田谷	5				
28	烏山	上北沢	花みずき寮	6				
29	烏山	上北沢	ラポール八幡山	3				
30	烏山	上北沢	コイノニアかみきた	8				
31	烏山	上祖師谷	ゴールドクレスト	5				
32	烏山	上祖師谷	第1さくらハウス	6				
33	烏山	烏山	からすやまホーム	4				
34	烏山	烏山	さぎそうハウス	7				
35	烏山	烏山	グループホームここから	11				
36	烏山	烏山	グループホーム 西田荘	14				
37	烏山	烏山	第12いたるホーム カノン	10				
38	烏山	烏山	私の家せつ烏山	4				
39	烏山	烏山	ちぐさホーム	7				
40	烏山	烏山	第2さくらハウス	6				

	地域名	地区名	事業所名	定員数	身体	知的	精神	重度身体
41	烏山	烏山	第3さくらハウス	6				
42	烏山	烏山	第4さくらハウス	6				
43	烏山	烏山	第5さくらハウス	6				
44	烏山	烏山	ちぐさハイム	7				
45	烏山	烏山	メゾンちぐさ	6				
46	烏山	烏山	グループホームSmiley	4				
47	烏山	烏山	未来ハウス芦花公園	4				
48	烏山	烏山	おはなの家	6				
			計	337				

障害児通所支援事業所

ア) 児童発達支援事業所 [計 34 事業所 405 人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	児童	重症心身障害児
1	世田谷	池尻	あけぼの学園	5		
2	世田谷	池尻	発達支援つむぎ 池尻ルーム	10		
3	世田谷	池尻	からふるone	10		
4	世田谷	若林	アプリ児童デイサービス若林	10		
5	世田谷	若林	Ohana kids station デイサービス	5		
6	世田谷	経堂	アプリ児童デイサービス桜丘	10		
7	世田谷	経堂	障害児保育園ヘレン経堂	15		
8	世田谷	下馬	LITALICOジュニア駒沢教室	10		
9	北沢	梅丘	幼児グループわんぱく	10		
10	北沢	梅丘	プレミア・ケア・ジュニア世田谷店	10		
11	北沢	北沢	スタジオそら北沢	10		
12	北沢	松原	児童支援事業所 ぷらみんぽーと	50		
13	北沢	松沢	A B Aスクール ペッピーパッチ	10		
14	玉川	九品仏	LITALICOジュニア自由が丘教室	10		
15	玉川	用賀	スタジオそら用賀	10		
16	玉川	二子玉川	ほわわ世田谷	5		
17	玉川	二子玉川	運動療育スパークスタジオ世田谷	10		
18	玉川	深沢	子育てステーション桜新町 発達相談室	10		
19	玉川	深沢	発達支援つむぎ 駒沢ルーム	10		
20	砧	成城	愛育学園すみれ	10		
21	砧	成城	LITALICOジュニア成城教室	10		
22	砧	成城	イリス成城	10		
23	砧	船橋	子どもの生活研究所 めばえ学園	20		
24	砧	船橋	プレイ&リズム希望丘	20		
25	砧	船橋	アプリ児童デイサービス千歳台	10		
26	砧	喜多見	スタジオそら喜多見	10		
27	砧	喜多見	こどもデイういず	5		
28	砧	砧	世田谷区発達障害相談・療育センター	30		
29	砧	砧	児童デイサービス プラス砧	10		
30	砧	砧	TAKUMI 祖師ヶ谷大蔵	10		
31	烏山	烏山	子育てステーション烏山発達相談室	10		
32	烏山	烏山	プレミア・ケア・ジュニア芦花公園店	10		
33	烏山	烏山	幼児グループにじのこ	10		
34	烏山	烏山	児童デイサービスここから	10		
			計	405		

イ) 放課後等デイサービス事業所 [計 37 事業所 450 人]

	地域名	地区名	事業所名	定員数	児童	重症心身障害児
1	世田谷	池尻	あおぞら縁	10		
2	世田谷	池尻	わんぱくクラブ三宿	10		
3	世田谷	池尻	からふるone	10		
4	世田谷	太子堂	わんぱくクラブ三軒茶屋	20		
5	世田谷	若林	アプリ児童デイサービス若林	10		
6	世田谷	若林	ウイングせたがや代田	10		
7	世田谷	若林	Ohana kids station デイサービス	5		
8	世田谷	経堂	アプリ児童デイサービス桜丘	10		
9	世田谷	下馬	LITALICOジュニア駒沢教室	10		
10	北沢	梅丘	プレミアム・ケア・ジュニア世田谷店	10		
11	北沢	梅丘	そらのいる梅丘	10		
12	北沢	北沢	スタジオそら北沢	10		
13	北沢	松原	放課後等デイサービス らしさ	10		
14	北沢	松原	児童支援事業所 ぷらみんぼーと	50		
15	北沢	松沢	デイサービスにじのこ赤堤	10		
16	玉川	用賀	スタジオそら用賀	10		
17	玉川	用賀	ウイング用賀	10		
18	玉川	二子玉川	運動療育スパークスタジオ世田谷	10		
19	玉川	深沢	子育てステーション桜新町 発達相談室	10		
20	玉川	深沢	わんぱくクラブ駒沢	20		
21	玉川	深沢	アプリ児童デイサービス駒沢	10		
22	砧	成城	イリス成城	10		
23	砧	船橋	プレイ&リズム希望丘	20		
24	砧	船橋	アプリ児童デイサービス千歳台	10		
25	砧	喜多見	スタジオそら喜多見	10		
26	砧	喜多見	こどもデイういず	5		
27	砧	砧	世田谷区発達障害相談・療育センター	30		
28	砧	砧	児童デイサービス プラス砧	10		
29	砧	砧	TAKUMI 祖師ヶ谷大蔵	10		
30	烏山	上祖師谷	凸凹Kidsすぺいす	10		
31	烏山	烏山	子育てステーション烏山発達相談室	10		
32	烏山	烏山	デイサービスにじのこ給田	10		
33	烏山	烏山	プレミアム・ケア・ジュニア芦花公園店	10		
34	烏山	烏山	テラス児童デイサービス烏山	10		
35	烏山	烏山	児童デイサービスここから	10		
36	烏山	烏山	はびねす	10		
37	烏山	烏山	アプリ児童デイサービス北烏山	10		
			計	450		

相談支援事業所

ア) 相談支援事業所 [計 43 事業所]

	地域名	地区名	事業所名	種別		
1	世田谷	池尻	重症心身障害児療育相談センター	特定		障害児
2	世田谷	池尻	からふるplan	特定		障害児
3	世田谷	若林	相談支援センターわんぱく	特定		障害児
4	世田谷	若林	コンシェルジュ藍	特定		
5	世田谷	経堂	相談支援ウイング	特定		障害児
6	世田谷	下馬	ケアセンターふらっと	特定		
7	世田谷	下馬	相談支援事業所 わいわい	特定		
8	世田谷	下馬	相談室なびお	特定		
9	世田谷	上馬	ナイスケア世田谷相談支援センター	特定		障害児
10	北沢	梅丘	自立生活センターハンズ世田谷	特定		障害児
11	北沢	梅丘	ソレイユ相談支援センター	特定		
12	北沢	代沢	シモキタステーション	特定		障害児
13	北沢	新代田	team shien m.a	特定	一般	
14	北沢	松原	地域生活支援センターMOTA	特定	一般	
15	北沢	松原	まつばらけやき相談支援センター	特定	一般	障害児
16	北沢	松原	相談支援センターかりんとう	特定		障害児
17	北沢	松原	相談支援事業所 梅ヶ丘	特定	一般	障害児
18	北沢	松原	おおきなき明大前	特定		障害児
19	北沢	松原	相棒相談支援センター	特定		障害児
20	北沢	松沢	東京総合福祉	特定		障害児
21	玉川	九品仏	相談支援事業所青い鳥	特定		障害児
22	玉川	等々力	はるの相談室	特定		
23	玉川	上野毛	プリズム	特定		
24	玉川	上野毛	なかまっち相談室	特定	一般	障害児
25	玉川	用賀	発達障害者就労支援センターゆに(UNI)相談支援事業所	特定		
26	玉川	二子玉川	相談支援センター フォルテ	特定		
27	玉川	二子玉川	相談支援 ツナカン	特定		障害児
28	玉川	深沢	エムツー・サポート指定特定相談支援事業所	特定		障害児
29	玉川	深沢	桜新町総合支援サービス	特定		障害児
30	玉川	深沢	相談支援センター架け橋	特定	一般	障害児

	地域名	地区名	事業所名	種別		
31	砧	祖師谷	相談支援センターあい	特定		障害児
32	砧	祖師谷	地域生活支援センターサポートセンターきぬた	特定	一般	
33	砧	船橋	子どもの生活研究所	特定		障害児
34	砧	船橋	オリーブ・ケア千歳台	特定		障害児
35	砧	喜多見	相談支援アンジュ	特定	一般	障害児
36	砧	砧	世田谷区発達障害相談・療育センター相談支援事業所	特定		障害児
37	砧	砧	相談支援センターおかもと	特定		
38	砧	砧	TAKUMI相談支援センター世田谷	特定		障害児
39	烏山	上北沢	マーベラス	特定		
40	烏山	上祖師谷	オレンジケア相談室	特定		
41	烏山	烏山	相談支援ここから	特定		障害児
42	烏山	烏山	相談室にじのこ	特定		障害児
43	烏山	烏山	相談支援センターちぐさ	特定	一般	

イ) 基幹相談支援センター [計 1 事業所]

	地域名	地区名	事業所名
1	北沢	松原	世田谷区基幹相談支援センター

ウ) 地域相談支援センター [計 5 事業所]

	地域名	地区名	事業所名
1	世田谷	下馬	世田谷地域障害者相談支援センター ぽーとせたがや
2	北沢	松原	北沢地域障害者相談支援センター ぽーときたざわ
3	玉川	上野毛	玉川地域障害者相談支援センター ぽーとたまがわ
4	砧	祖師谷	砧地域障害者相談支援センター ぽーときぬた
5	烏山	烏山	烏山地域障害者相談支援センター ぽーとからすやま

(1 5) 障害者差別解消に関する相談・問合せの状況

相談・問合せ等の件数

相談等の内容	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		件数	割合	件数	割合
障害者差別解消法に基づく相談		29	33.3%	12	21.8%
不当な差別的取扱いについて		5	5.7%	1	1.8%
合理的配慮について		24	27.6%	11	20%
物理的環境への配慮		9	10.3%	1	1.8%
意思疎通への配慮		10	11.5%	3	5.5%
ルール・慣行の柔軟な運用		5	5.7%	7	12.7%
環境の整備について		3	3.4%	1	1.8%
その他の相談・問合せ		55	63.2%	42	76.4%
合計		87	100.0%	55	100.0%

相談者の分類

相談者	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		件数	割合	件数	割合
当事者		42	48.3%	35	63.6%
家族		11	12.6%	8	14.5%
当事者団体		1	1.1%	2	3.6%
区民		1	1.1%	0	0.0%
区委託事業者・指定管理者		4	4.6%	2	3.6%
民間事業者		10	11.5%	0	0.0%
区職員		16	18.4%	7	12.7%
不明・その他		2	2.3%	1	1.8%
合計		87	100.0%	55	100.0%

相談等への対応状況

相談者	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		件数	割合	件数	割合
障害者差別解消法に基づく対応		29	33.3%	12	21.8%
状況を確認し、対応方法について協議		18	20.7%	4	7.3%
相談への対応を依頼し、対応経過を確認		8	9.2%	8	14.5%
相談内容を関係者に連絡		3	3.4%	0	0.0%
環境の整備 相談内容について助言		3	3.4%	1	1.8%
その他の対応		55	63.2%	42	76.4%
法律や区の体制、広報等について説明		3	3.4%	1	1.8%
保健福祉サービスに対する意見として対応		3	3.4%	2	3.6%
その他の意見として対応		49	56.3%	39	70.9%
合計		87	100.0%	55	100.0%

2 . 重点的な取組みに係る次期計画の施策展開の方向性

「精神障害施策」

1 はじめに

区では、精神障害者施策の充実に向けて、国補助事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」を活用し、取組みを進めています。今後も、同補助事業で示されている他メニューの活用を含め、地域における支援体制の充実を図る必要があります。

なお、現在（令和2年5月）の新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響は、今後も長期化することが見込まれており、次期計画の期間中、社会不安等により心のケアが必要となる方（アルコール等への依存症や自死を考える方を含む。）の増加に留意する必要があります。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】精神科病床における長期入院患者に関する目標値や目標（例）

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

精神科病院長期入院患者については、病院の所在する自治体別の入院患者数のみ公表されており、区では、病院別の入院患者数を把握できていませんでした。令和元年度に区が実施した精神科病院への長期入院患者に関するアンケート調査（対象者568名）によると、長期入院患者のうち、住まいの確保や家族の理解等の受入れ条件が整えば、退院可能で本人に退院の意思がある区民が60名以上いることが判明しました。また、長期入院患者の6割以上は、65歳以上であることが判明しました。

（2）課題（評価を踏まえた改善）

第5期障害福祉計画では、国が示す成果目標として精神科病床における1年以上の長期入院患者数や早期退院率が設定されていますが、区として具体的な目標値を示すことが困難でしたが、第6期障害福祉計画では具体的な目標値が必要です。

また、65歳以上の方の地域移行にあたっては、介護保険サービスの利用も想定する必要があり、対象者の年齢や利用できるサービスに応じた地域の支援チームの体制づくりが必要です。

（3）次期計画の施策展開の方向性（計画）

区では、令和2年度から試行実施する「精神科病院に長期入院している区民への訪問支援事業」により、地域の支援者が区民一人ひとりに対して定期的なアセス

メントを行い、本人の状況に応じた支援を行うことで、希望する生活の実現に繋げる事業を進めていきます。

入院から地域生活への移行が実現した人数を目標値に設定するのではなく、入院患者を訪問し、本人の意向確認や状況確認を行い、本人が希望する生活に関する意思決定を支援する人数を目標値とします。

具体的な目標値としては、過去の地域移行に関する国の調査研究において、長期入院患者のうち全体の14%は退院可能とされていることを踏まえ、令和元年6月末現在、区民の長期入院患者568人の14%である80人に対して定期的なアセスメントを行うほか、必要に応じて家族支援を行う等により、本人が希望する生活の実現に繋げていきます。

ケアマネジャー等の高齢・介護に携わる支援者向けに、障害福祉サービスの制度理解を進める研修を行う等、連携強化に向けた取組みを進めていきます。

入院期間が長期にならずに退院でき、退院後も地域での暮らしが継続できるように保健・医療・福祉の関係機関と連携強化を図りながら地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

<参考1> 国の第6期障害福祉計画の成果目標（案）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本とする。（新規）
- 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。（令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少となる。）
- 精神病所病床における退院率の上昇：3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、12か月時点92%以上を基本とする。

<参考2> 意思決定支援のプロセス 精神障害者支援連絡協議会 委員意見より

○意思決定には、以下の3段階がある。

「1 意思の醸成の支援」 「2 意思を表明する支援」 「3 意思を実現する支援」

入院患者を訪問し本人の意向や状況を確認する行為は、この1,2にアプローチするものであり重要な要素であるが、「本人の希望を聴いて何もしないのはその人に暴力を振っていることと一緒に」というため、3の段階が必要となる。また、3を実現するための1,2のプロセスであるとも言える。

【課題2】ピアサポーターが活躍する機会の拡充

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区では、精神障害当事者が自身の病気や障害を経験してきたことを強みとして活かし、当事者だからこそ分かり合える気持ちに寄り添った支援を行う、「こころの相談機能の整備」で実施する夜間休日電話相談（ピア相談等）や、「精神科病院への長期入院患者の訪問支援事業」における長期入院患者の退院への動機づけを支援するピアサポーター等、当事者が地域で活躍する機会の拡充に向け

て取り組んでいます。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

今後も地域で支えあう社会の実現に向けて、同じ立場で考えることができるピアサポーターが、当事者の希望や個々の状況に合わせた多様なピア活動ができる環境を整備していく必要があります。

ピア活動以外にも、個人の経験やストレングス(強み)を活かした社会参加や、社会貢献活動に結びつくような取組みを進めていく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

障害当事者が地域で支えあう社会の実現に向けて、ピアサポーターやピアサポーターの支援者を養成する体制の整備を行うほか、ピア活動を希望する方を登録・認証する仕組みづくりや、社会参加から雇用まで幅広く当事者が活躍できる機会や場を創出し、マッチングする仕組みづくりに向けて検討を進めます。

ピアサポーターとピアサポーターの支援者双方においても、指導的な立場ではなく、対等な関係性で仲間として支え合うための環境整備についても検討します。

【課題3】普及啓発・理解促進

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

精神障害者や精神疾患等の理解及び差別・偏見の解消をめざし、地域で暮らす人々や地域生活を支える支援者に対し、精神疾患や障害に対する正しい知識を普及・啓発し、人格や個性を尊重する社会の土台づくりを行っています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

今後も、精神障害や精神疾患への理解が地域社会全体に浸透するような取組みを継続的・効果的に進める必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

全区的な機能である区立保健医療福祉総合プラザに設置した区立保健センターを活用し、広く区民に対する精神疾患の理解促進を図るとともに、当事者や家族が企画・運営する講演会を実施する等、精神障害や精神疾患に関する正しい知識を学ぶ機会を創出します。

上記の全区的な取組みと調整しながら、各地域の保健福祉センター健康づくり課では、地域のネットワークのつながりを活用したこころの健康づくりにより、精神障害についての理解促進を図ります。

不動産関係者や企業、民生委員、ケアマネジャー、教育現場等、地域生活を送るうえで協力を得たい関係機関との連携強化を図るため、出前講座を実施する等普及啓発について、一層効果的に促進していきます。

相談支援専門員や区職員等、地域生活を支える支援者に対する育成研修プログラムに、精神疾患等の理解を深める内容を加え、また、地域では、地域ならではのネットワークを活かし、地域住民や支援者、区職員を対象として事例を通じた理解を促進するため、当事者や家族による経験談等の講話を盛り込む等、精神障

害者が地域で安心して生活できる社会の実現に向けて理解促進を進めていきます。

【課題4】日中の居場所づくり

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区内には日中活動の場として、生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等があり、3,300人を超える方に対し、利用目的に合わせたサービスを提供しています。

地域の保健福祉センター健康づくり課のデイケア事業は、病状等が不安定などの理由で、上記通所施設にはまだ通所できない方に対し、地区担当保健師の家庭訪問等相談支援により、精神疾患の病状に合わせてながら実施しています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

日中活動を希望する精神障害者の中には、職員や他の利用者との人間関係を築くことが苦手な方、治療方針として通所が望ましいが症状の変動や体調悪化により通えなくなる方、通所の意思はあるが体力的に毎日通うのが難しい方等、既存の通所施設の利用が難しい方がいます。

65歳を迎えた後に介護を必要としながら通われている方や、働くことに限らない日中活動ができる場を求めている方等、多様な状況により、法の枠組みに沿って提供される施設への定期通所が馴染まない方がいます。

こうした方々に対する日中の居場所となる場が、地域には限られているため、個々の特性や状況、ニーズに応じた日中活動の場の確保が必要です。

精神障害者の居場所については、地域ごとの整備・充実や支援者の育成も課題であり、これらの課題解決を含めてサービスを充実させていく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

既存の通所施設がそれぞれの特色を活かしながら、ニーズに沿った柔軟な受入れ、施設の機能転換や機能付加等について、事業者の意向を伺いながら進めます。従来の通所施設とは異なる日中活動の場の整備や、地域施設の活用、地域の社会福祉協議会と連携した居場所（カフェ等）など、それぞれのライフスタイルに応じた日中活動の展開に取り組みます。

また、話を聞いてくれる相手がいる場や、人との交流が苦手な利用者が交流や活動を促されないで、その場にいること自体が尊重される場、余暇活動プログラムの提供がある場等、個々の特性や状況、ニーズに応じた多様な精神障害者の日中の居場所づくりと、それらを支える支援者の人材育成に取り組みます。

【課題5】住まいの確保支援

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区では、民間賃貸住宅の空き部屋情報を提供するお部屋探しサポート事業を実施するほか、民間法人による障害者グループホームの運営を支援しています。

(2) 課題 (評価を踏まえた改善)

住まいが確保されると、地域生活を送るための様々な支援も進みやすくなるだけでなく、障害者本人の自立心、自発心が促される等、自立に向けた重要な一歩となります。

精神科病院やグループホームから地域での在宅生活に移行するためには、生活の基盤となる住まいを確保することが前提であり、そのためには、賃貸物件オーナーへの不安解消や理解促進が不可欠です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性 (計画)

精神科病院からの退院者を地域で支えるための緊急介護人派遣制度の拡充や、総合支援法の個別給付である「自立生活援助」サービスの充実、地域住民の協力により障害者の生活を地域で見守る体制の強化を図る等、賃貸物件オーナーの不安を軽減し、入居を促進させる施策を推進します。

賃貸物件オーナーに対し、障害者の地域生活を支える支援チームや福祉サービスの紹介、安定した地域生活を実現している事例等を区の障害福祉部門と居住支援部門が連携し、不動産団体向けのセミナー開催やPR動画の作成等により積極的に周知することで、精神障害者の居住支援に協力的な賃貸物件オーナーの発掘・拡充に努めていきます。

【課題6】退院後の生活体験機能の構築

(1) 取組みの状況 (実施状況の評価)

区内には居住支援事業として障害者グループホームが48か所(平成31年4月現在)あり、区は民間法人による運営の支援を行っています。

知的障害者を対象とする松原けやき寮、身体障害者を対象とする身体障害者自立体験ホームなかまっちにおいて、自立生活体験等を推進しています。

(2) 課題 (評価を踏まえた改善)

精神科病院へ入院している方が退院に向かうまでには、住まいの確保とともに、退院後の住まいにおける生活に向けた準備も大変重要です。

特に長期入院患者は、入院によるブランクにより地域での生活に対するイメージを想像しにくい状態となっているため、病院とは環境と異なる地域の住まいにおける生活スキルの獲得や、本人の意欲や自信の醸成を段階的に踏む機会が必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性 (計画)

精神障害者が、入院中から段階を踏んで、スーパーへの買い物や掃除や洗濯等を体験し、退院後の生活の経験を積む機能を試行します。

生活体験の状況をもとにして、支援者が退院後の本人の生活能力に関するアセスメントを行い、地域で暮らす際の本人の強み、必要な支援等を見立てて円滑な地域移行を進めていきます。

【課題7】家族支援

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

精神障害者と暮らす家族への支援策について、事業の枠組みや担い手等を、他の自治体事例の事業効果も踏まえて検討しているほか、障害当事者への対応を家族任せにしない地域の支援チームづくりや、障害者家族の孤立を防ぐ仕組み等の検討を進めています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

家族会から、家族のレスパイト（休息）を支援する機能や、精神障害者が不安定なときに家族が一時的に避難できる機能の整備に関する要望があり、ニーズの詳細を把握して対応する必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

グループホームの一室を活用したシェルター機能の整備や病院からの退院後の地域生活を送る際の公民連携した支援チームづくり等について検討し、家族支援の拡充に努めていきます。

【課題8】保健・医療・福祉等の支援者間の連携強化

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区は、第5期障害福祉計画の成果目標として定めた保健・医療・福祉関係者による協議の場として、平成31年3月に、「世田谷区精神障害者等支援連絡協議会」を設置し、心の相談機能の整備や精神科病院長期入院患者の地域移行を進める際の課題、ピアサポーターの活躍の場等について意見をいただく等、関係機関の連携強化と施策の充実に向けた検討を進めています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

国は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するための最も重要なポイントは、「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点の統合としています。

区は、引き続き精神障害者等支援連絡協議会を通じて保健・医療・障害福祉、高齢福祉、居住支援機関等、各支援者間の顔の見える関係づくりを行いながら、積極的に各課題について検討を進める必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

医療と保健福祉の連携

円滑な地域支援体制の構築のため、病院からの退院前に、事前に本人、家族と病院スタッフ、地域の支援者が、顔の見える関係づくりを行っていきます。

入院直後からの情報共有や連携、関係づくりを行うことで、退院後の生活を支援するチームづくりや、緊急時の入院患者の受入れ等、相互に相談できるような環境整備に努めていきます。

福祉部門と住宅部門の連携

地域の支援者については、居住支援に関する制度や取組みを十分に知らないまま物件探しを行っている方がいます。一方で、障害に関する知識や理解が十分でないため、障害者にどのように対応すればよいのか不安のある方もいます。互いの強みを活かし、連携して居住支援にあたる仕組みを構築していきます。

障害部門と高齢部門の連携（再掲）

障害福祉サービスを利用している方が、介護保険サービスの利用に移行する際、利用者本人の意向を丁寧に確認しながら、支援者間で適切に引き継ぐ仕組みを整えます。

精神科病院へ長期入院している区民の6割以上は高齢者であることから、地域移行にあたっては、介護保険サービスの利用を想定する必要があり、対象者の年齢や利用できるサービスに応じた地域の支援チームの体制づくりを進めていきます。

ケアマネジャー等高齢・介護に携わる支援者向けに、障害福祉サービスの制度理解を進める研修を行う等、連携強化に向けた取組みを進めていきます。

「医療的ケア児（者）の支援」

1 はじめに

N I C U (新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童（医療的ケア児）は、厚生労働省が平成30年に実施した調査研究によれば、全国に約1.9万人と推計されています。

平成31年4月に区が把握した医療的ケア児の人数は173人ですが、平成26年11月に区と社会福祉法人が共同で実施した実態調査では127人を把握しており、5年間で医療的ケア児の人数が約1.4倍になっています。

区では、平成30年度に世田谷区医療的ケア連絡協議会を設置し、医療的ケア児（者）や家族が、地域で必要な支援を円滑に受けられることができるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整及び情報交換を行っています。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】総合的な支援体制の構築等

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

医療的ケア児（者）の相談支援では、医療と福祉の両面に関する知識や保健・医療・福祉の幅広いネットワークの活用等高い専門性が必要です。区では、医療的ケア児（者）の増加や家族等からの様々な相談に対応するため、医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援専門員の育成に取り組んでいます。

医療的ケア児を育てる保護者や本人が、必要な支援につながりやすくなるよう、障害、医療・保健、子育て、保育・教育等の情報を、「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」にまとめました。

令和元年度、区の保健・医療・福祉の拠点「うめとぴあ」内に、民間施設棟が開設しました。機能の1つに、障害児（者）の保護者・家族のレスパイト等のため短期入所施設があり、運営事業者は、医療的ケアの必要な方に対応するための看護師配置に取り組んでいます。

うめとぴあ民間施設棟を含む短期入所施設や、日中一時支援（日中ショート）、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業等により、医療的ケア児（者）の家族のレスパイトに取り組んでいます。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

体重1,000g未満の「超低出生体重児」の多くが、出生後にN I C Uで過ごし、医療的ケアを必要としながら退院しますが、その際の保護者の不安は非常に大

きく、きめ細やかな寄り添いが求められます。福祉と医療の両面に関する知識を備えた相談員が、退院後の在宅生活支援プランを作成し、関係機関と協力して支援にあたる必要があります。

家族会等から、医療的ケア児(者)に関する福祉サービス等の情報が分かりづらいことや、行政機関等に何度も足を運ぶことが負担になっているとの意見があります。

医療的ケア児の障害児支援利用計画を作成する際には、計画作成の前提として、乳幼児期など低年齢になるほど、保健・医療分野の比重が高いネットワークに基づく支援が不可欠です。「子ども」から「成人」に切り替わる時期の切れ目のない支援や、生活の豊かさに繋がる地域の結びつきも大切です。

医療的ケア児の支援体制を強固にするには、区内にある国立成育医療研究センターとの一元的な連携が求められます。また、医療的ケアの相談に対応するには保健医療の知識や専門的な連携が不可欠で、ワンストップの相談窓口が必要です。

世田谷区医療的ケア連絡協議会委員から、重症心身障害の認定を受けていない「動ける医ケア児(者)」の福祉サービス利用や支援のあり方について検討が必要との意見があります。

医療的ケア児(者)の家族の多くが、日常的な介護や医療的ケアの対応によって、睡眠時間が短かったり、自らの時間が持てていなかったりするため、レスパイト施策の充実が必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

保健や医療、福祉等の関係機関とのネットワーク構築を進め、NICU等から退院する医療的ケア児の在宅生活支援プラン作成や、児童から成人期への円滑なサービス移行の支援等、相談機能の強化に取り組みます。

医療的ケアが必要なお子さんのための情報をまとめたガイドブックを更新したうえで、医療的ケア児(者)本人や家族等が、行政機関に何度も足を運ばなくて済むような工夫について、世田谷区医療的ケア連絡協議会や家族会等から意見をいただき取り組みます。

在宅生活を支援するためのプラン作成や、医療的ケア児(者)本人や保護者・家族等に対する専門相談、「動ける医療的ケア児(者)」の相談対応、保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワーク構築、担い手の育成支援等を行う、中核的な支援センターの設置を進めます。

「動ける医ケア児(者)」や家族が、適切な相談機関やサービスに円滑に繋がるための保健・医療・福祉の連携を進めます。

医療的ケア児(者)の保護者・家族のレスパイトが図られるよう、短期入所や日中一時支援(日中ショート)、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業等の充実に向けて、家族会等からご意見を伺いながら取り組みます。医療的ケア児(者)の家族が、短期入所施設等のレスパイトサービスを「体験的」または「お試し」

で利用できる仕組みづくりに取り組みます。

【課題2】医療的ケア児（者）の支援に携わる人材育成

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

区立保育園では、医療的ケア児の受入れにあたり、医療的ケア児の主治医と指導医・保育園の園医を含め、医療機関との連携について整理しています。また、医療的ケア児を預かる上で、看護師を2名配置し、バックアップ看護師も定めています。

医療的ケアに対応する担い手増や人材育成のため、区では、看護師や介護職、保育士等を対象として、医療的ケアの実務や多職種連携等を学ぶ研修、介護職員に対する喀痰吸引研修の研修費補助をしています。

区では、医療的ケア児（者）の増加や家族等からの様々な相談に対応するため、医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援専門員の育成に取り組んでいます。（再掲）

（2）課題（評価を踏まえた改善）

障害児（者）通所施設の看護師は、1人又は少数配置のため、施設において専門人材を育成し、医療的ケア児をどのように支えるかを考え、共有する機会が少ない状況です。

医療的ケアに対応する相談支援専門員は、ライフステージに応じた支援ニーズを理解し、医療的ケア児（者）の伴走者として継続した支援が求められるため、育成に時間がかかる状況です。

施設において、保育士や指導員、医療的ケアに対応できる介護職員等の職員が、看護師や理学療法士等の医療職との役割分担を行いながら、チームで支援する仕組みづくりが必要です。

医療的ケア児（者）が地域で暮らし続けるためには、地域の理解や互助的な繋がりが求められます。

（3）次期計画の施策展開の方向性（計画）

区立保育園で行っている医療的ケア児の受入れは、現在4か所の指定園が今後5か所となり、区内5地域全域をカバーすることになります。切れ目のない支援のため、就学先との連携を深めていきます。

医療的ケアに関する各種研修の修了者が、実際の担い手として活躍・定着できるよう、フォローアップの仕組みを構築します。

医療的ケア支援に携わる関係機関の看護師が、情報共有や意見交換、症例検討等を行うことができる連携会議を、定例的な開催やオンラインで実施すること等により、看護師同士が支え合える仕組みを構築します。

多職種連携研修の実施や施設への技術支援、サービス担当者会議の開催等により、医療的ケアの必要な方をチームで支えていきます。

研修の実施方法について、感染症対策や研修参加者の拡大に向けて、研修会場に

集合する形式だけでなく、オンラインを含めた多様な方法で実施する場合の課題等を整理していきます。

医療的ケア児(者)と家族の実情を理解してもらい、地域での支え合いに繋がられるよう、ふるさと納税による寄付を活用した事業実施や、医療的ケアに関する講演会等を行っていきます。

【課題3】発達・発育や学びを支える体制の整備・充実

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

区では、区立保育園指定園や児童発達支援と居宅訪問型保育の連携した施設での医療的ケア児の預かり、区立小・中学校での看護師配置による医療的ケア児の受入れに、計画的に取り組んでいます。

主に重症心身障害児を支援する障害児通所施設の整備に取り組んでいますが、平成29年度から令和2年度末までの間に、児童発達支援1か所増、放課後等デイサービス1か所増にとどまる見込みです。

就学後の医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービスは区内に6か所あり、このうち、医療依存度の高い医療的ケア児に対応できる放課後等デイサービスは2か所です。

区立学校における医療的ケアの実施に向けて、平成31年度から2年間にわたり、看護師を試行的に週3日程度配置しました。これにより、医療的ケアの実施に向けた基本的な手順、看護師の勤務条件、実施体制、緊急時の対応方法、医師や関係機関との連携等について把握できました。医療的ケア児が保護者から離れる時間ができ、自立に向けた意欲の高まりが見られました。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

世田谷区医療的ケア連絡協議会委員や家族会等から、医療的ケア児の通学や学校での付き添いのため、仕事を辞めざるを得なかった保護者がいるとの意見があります。

医療的ケアへの対応を含め、障害児(者)通所施設の整備を進めるため、計画的な整備手法を検討する必要があります。

重症心身障害のある医療的ケア児や「動ける医療的ケア児」等様々な医療的ケア児が、それぞれの支援の必要性等に応じて、障害児通所施設等を利用できるよう拡充が必要です。

医療的ケア児が長期入院等で通学が困難な際にも、学習機会や担任や友人とのコミュニケーションが確保されるよう、リモート授業等を検討する必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービス等において、就労している保護者が仕事を続けられるような支援機能の充実を図っていきます。

障害児(者)通所施設の整備・充実について、民間事業者の参入促進や公有地活

用等の手法を検討し、計画的に取り組んでいきます。

医療的ケアを含む重度障害者が、地域の通所施設での受入れが進むよう、医療的ケアを含む重度障害者の実態を把握し、所要量を想定するとともに、必要となる支援環境（ハード、人材等）の整備を図っていきます。

障害児通所施設に対する国の報酬改定の動向を確認しながら、医療的ケア児の受入れ実績に応じた区補助を充実する等により、医療的ケア児を受け入れる障害児通所施設を増やしていきます。

障害児（者）通所施設等関係機関が、医療的ケア児（者）の障害状況や特性、医療的ケア児（者）の支援の必要性等に応じて役割や機能を果たせるよう、関係機関のネットワーク構築に取り組めます。

区立学校における医療的ケアに対応する看護師の配置については、令和2年度から、看護師配置日数の増加や訪問看護ステーションへの委託に取り組む等、支援の充実を図っており、今後も継続していきます。

【課題4】災害に備える互助体制の確立

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

医療的ケア児（者）世帯が災害に備えるための自助・互助に関する講演会を、令和元年度に、国立成育医療研究センター医師や元消防庁職員の方を講師として実施しました。

区では、地域住民や関係団体等と協力・連携し、医療的ケア児（者）を含めた避難行動要支援者の避難支援や、災害時に自宅や避難所等過ごすことが難しい方のための福祉避難所の開設の仕組みを構築しています。

各総合支所保健福祉センターでは、在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成を行っています。

（2）課題（評価を踏まえた改善）

水害のように、突発的ではなく、被害がある程度予測される自然災害の場合に備え、医療的ケア児（者）の避難のあり方や医療機器の電源確保等について検討する必要があります。

医療的ケア児（者）の家族や医療的ケア連絡協議会の委員からは、「台風で暴風雨の場合、医療機器を積んでバギー（車いす）で避難所へ移動することはできない。」「感染症に弱い医療的ケア児が学校体育館等の避難所で過ごすことに不安がある。」「避難場所の感染対策も重要」等の意見があります。

（3）次期計画の施策展開の方向性（計画）

医療的ケア児（者）世帯等の災害に備える自助・互助の啓発や、地域住民の理解促進に向けて、引き続き取り組めます。

医療的ケア児（者）のための福祉避難所について、機能やあり方を含めて研究し、医療的ケア児（者）世帯の安否確認、水害を含めた自然災害に備える場合の避難のあり方や、感染予防対策、医療機器の電源確保等について、区内の様々な施設

や事業者との協力・連携体制の構築を進めていきます。また、電源確保の課題については、医療機器事業者との意見交換等も行っていきます。

「日中活動の場と住まいの確保」

1 はじめに

日中活動の場と住まいの確保に向けて、今後の障害者の増加を踏まえながら、障害者施設の需要、施設整備の方策、障害者の高齢化・重度化等への対応の考え方を整理し、施設需要への的確な対応を図っていく必要があるため、世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針委員会において日中活動の場などの方針案を検討し、障害者施設整備等に係る基本方針の策定を進めています。(9月策定予定)

なお、居住支援においては、障害者等が民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備に向けて、居住支援協議会を通じて支援の取組みを進めています。

今後も施設需要や居住支援への的確な対応を図っていく必要があるため、障害者の日中活動の場と住まいの確保に向けて、施設整備や居住支援対策を進めていく必要があります。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】施設所要量の確保

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

障害者数の増加、毎年の特設支援学校からの卒業生を中心とした障害者通所施設利用希望者の増加に対応するため、区立障害者通所施設や社会福祉法人等による民設民営施設の公募選定事業者による整備誘導に取り組んでいますが、増え続ける生活介護、就労継続支援B型への施設需要への対応に追いついていない状況です。

世田谷区の人口増に伴い児童人口も年々増えていて、障害児通所施設を利用する児童も増加しています。これに対し、区内の障害児通所施設は、この3年間で6箇所140人分の増加となっています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

今後の障害者通所施設の利用希望に対応するため、中長期的な需要見込みと施設所要量を精査し、その確保を図ることが必要です。

増加する障害児通所施設の利用希望に対応するため、民間事業者の参入を含めた今後の整備について、基本的な考え方や方向性の整理が必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

小規模・分散化による施設整備

住み慣れた「地域」において障害者通所施設が利用できるよう、利用者の障害特性や希望を尊重し、各地域の障害者数や施設数を勘案しながら、小規模・分

散化の視点で施設整備に取り組みます。

施設利用者の移行支援

「就労継続支援 B 型」施設に関しては、「就労支援」「就労定着支援」の充実を図る一方、「生活介護」施設を含むいずれの施設利用者も希望により介護保険事業所に移行できるよう、障害者施設と介護保険事業所との相互理解、連携・交流に取り組みます。

障害児通所施設の今後の整備について、基本的な考え方や方向性を整理し、計画策定に取り組みます。

【課題 2】医療的ケアを含む重度障害者への対応

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

障害者通所施設利用希望者の増加に伴い、今後も医療的ケアが必要な利用者の増加が見込まれる状況です。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

今後、多くの医療的ケア等への対応が必要な施設利用希望者が見込まれますが、対応可能な障害者通所施設は限定されているため、その拡充を図る必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

地域での受入のためには、医療的ケアを含む重度障害者の実態を把握し、所要量を想定するとともに、必要となる支援環境（ハード、人材等）の整備に取り組みます。

受入のための人材の確保・育成に取り組みます。

【課題 3】グループホームの確保

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

グループホームの中軽度者向けの整備は、民間事業者主導により一定程度進んできましたが、重度者向けの整備は進んでいない状況です。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

梅ヶ丘拠点障害者入所施設からの地域移行先や親なき後を見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備が必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

グループホームの希望者数を調査し、通所施設や医療機関等の地域資源と連携した運営を視野に地区を意識しながら整備を行います。

中軽度の障害者対象のグループホームの整備については、不動産事業者等との連携による民間事業者の整備促進を図ります。

重度障害者への対応については、「日中サービス支援型グループホーム」整備を含めた促進策の検討を行います。

【課題4】障害特性に応じた日中活動の場の確保

重点的な取組み「精神障害施策」の次期計画の施策展開の方向性について」の【課題4】日中の居場所づくりを再掲しています。

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区内には日中活動の場として、生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等があり、3,300人を超える方に対し、利用目的に合わせたサービスを提供しています。

地域の保健福祉センター健康づくり課のデイケア事業は、病状等が不安定などの理由で、上記通所施設にはまだ通所できない方に対し、地区担当保健師の家庭訪問等相談支援により、精神疾患の病状に合わせながら実施しています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

日中活動を希望する精神障害者の中には、職員や他の利用者との人間関係を築くことが苦手な方、治療方針として通所が望ましいが症状の変動や体調悪化により通えなくなる方、通所の意思はあるが体力的に毎日通うのが難しい方等、既存の通所施設の利用が難しい方がいます。

65歳を迎えた後に介護を必要としながら通われている方や、働くことに限らない日中活動ができる場を求めている方等、多様な状況により、法の枠組みに沿って提供される施設への定期通所が馴染まない方がいます。

こうした方々に対する日中の居場所となる場が、地域には限られているため、個々の特性や状況、ニーズに応じた日中活動の場の確保が必要です。

精神障害者の居場所については、地域ごとの整備・充実や支援者の育成も課題であり、これらの課題解決を含めてサービスを充実させていく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

既存の通所施設がそれぞれの特色を活かしながら、ニーズに沿った柔軟な受入れ、施設の機能転換や機能付加等について、事業者の意向を伺いながら進めます。

従来に通所施設とは異なる日中活動の場の整備や、地域施設の活用、地域の社会福祉協議会と連携した居場所（カフェ等）など、それぞれのライフスタイルに応じた日中活動の展開に取り組みます。

また、話を聞いてくれる相手がいる場や、人との交流が苦手な利用者が交流や活動を促されないで、その場にいること自体が尊重される場、余暇活動プログラムの提供がある場等、個々の特性や状況、ニーズに応じた多様な精神障害者の日中の居場所づくりと、それらを支える支援者の人材育成に取り組みます。

【課題5】居住支援協議会と連携した住まいの確保

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

高齢者や障害者等が、民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備に向けて、世田谷区居住支援協議会において、関係団体や区の関係所管等が連携して、住宅確保

要配慮者の居住支援策の検討や情報共有を図るとともに、世田谷区居住支援協議会セミナーを開催し、不動産の管理会社を対象に各種支援サービスの紹介等を行っています。

平成30年度に区、(公社)全日本不動産協会東京都本部世田谷支部、(公社)東京都宅地建物取引業協会世田谷区支部、ホームネット(株)の四者間で、居住支援に係る包括連携に関する協定を締結するとともに、住宅確保要配慮者への電話による安否確認と亡くなった際の原状回復、遺品整理等の費用を補償する見守りサービスの普及を進めています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

住宅確保要配慮者の入居促進を図るため、入居後の生活支援サービスをコーディネートする入居相談体制等について、居住支援協議会を中心に検討を行う必要があります。

民間賃貸住宅オーナーの不安軽減策として、民間の見守り・補償サービスについて福祉所管と連携して周知を図るとともに、サービスの利用を促進するため、費用負担の軽減等に取り組んでいく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

居住支援協議会において、引き続き住宅確保要配慮者への入居支援策の検討を行うとともに、関係所管と連携して支援の充実を図っていきます。

「活躍の場の拡大（障害者就労、ピア支援、日中活動）」

1 はじめに

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正による障害者の法定雇用率の引き上げ、精神障害者の雇用義務化により、大企業を中心に障害者の新規求職者数、就職件数は拡大していますが、区内中小企業等での雇用や、法定雇用率に算定されない短時間等の求人数は少ない状況が続いています。また、公共団体等の行政機関における法定雇用率の未達成が発覚したことを受け、公務部門における責務として、障害者雇用を率先して取り組む旨が法律に明記されました。一方、生活困窮者や生きづらさを抱えた若者や、引きこもり等の支援機関には、障害者の就労支援や、就労以前の活躍の場が必要な方が、一定程度登録していることが判明しています。

区では、3か所の障害者就労支援センターが就労支援ネットワークの核となり、就労相談から職場定着支援まで一貫した就労支援を行っていますが、安心して働き続けるための定着支援の充実や、長時間働くことが難しい障害者の就労支援、就労以前の活躍の場が必要な障害者のピア支援、日中活動の場の充実を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化が懸念される中、区として、障害者の雇用を守り、社会情勢の動向を見ながら就労支援、雇用促進を進めていく必要があります。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】幅広い対象者に対する就労支援

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

区では3つの障害者就労支援センターが就労支援ネットワークの核となり、就労相談から職場定着支援まで、一貫した就労支援を行っています。

障害者就労支援施設等からの就職者は、年間120～160人台で推移していますが、近年、区内の就労移行支援事業所では利用者が減少しており、事業を廃止する事業所が増加しています。

近年、ICTの発達や働き方の多様化を背景に、重度の障害のある方のテレワーク等による就労が拡大しつつあるものの、令和元年11月25日開催の第96回社会保障審議会障害者部会の資料によると、特に通勤や職場等における支援については、十分な対応ができていないとの指摘があります。

（2）課題（評価を踏まえた改善）

就労支援ネットワークの活動を通じ、就労移行支援事業所に限らず、就労継続支援事業所（A型、B型）からの就職者を拡大することが必要です。

通勤支援や職場等における支援を目的に、重度訪問介護、同行援護または行動援護のサービスを利用している障害者の現状を把握するとともに、国の動向を注視し、新たな取組みの活用について、検討する必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性 (計画)

引き続き、障害者が希望や特性に応じて就労が実現できるよう、障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの活動を通じ、定例会でのヒアリング、施設への訪問等による新たな就労希望者の掘り起こしや、事例検討、合同勉強会の実施による支援力の向上等、就労支援の拡充に取り組みます。

通勤や職場における支援が必要な重度の障害のある方の現状把握を行うとともに、「障害者雇用助成金制度に基づく助成金の拡充」の周知や、「地域生活支援事業における雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用について検討します。

【課題 2】就労定着支援、生活支援の充実

(1) 取組みの状況 (実施状況の評価)

3つの就労支援センターや9か所の就労定着支援事業所では、定期的な職場訪問や面談、余暇支援等の実施により、就労定着支援に取り組んでいます。東京都区市町村障害者就労支援事業の調査によると平成30年度中に就労支援センターの支援で就職し、平成31年度末までに12か月以上就労が継続している方は74%でした。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅待機になっている、業績悪化により離職を余儀なくされている等の相談が増加しています。

障害者就労支援センターでは、登録者や家族が高齢化、疾病等により福祉サービスの利用や、医療機関への受診等が必要になるケースが増加しており、関係機関と連携して生活支援を行っています。

(2) 課題 (評価を踏まえた改善)

平成30年度から始まった就労定着支援事業については、各事業所が行っている具体的な支援内容を把握し、効果的な取組み等を共有するとともに、利用期間終了後の障害者就労支援センター等へのスムーズな支援の引き継ぎや、職員の支援力の向上に取り組む必要があります。

登録者の雇用元企業に対しては、業務の変更や新たな雇用条件の提案等、雇用継続のための予防的な働きかけを行うとともに、やむなく離職となった場合には、様々な手続きや転職支援はもとより、メンタル面の支援も丁寧に行う必要があります。

就労障害者やその家族がライフステージの変化に応じ、必要な支援を受けながら地域生活を継続するために、地域障害者相談支援センター等や医療機関等と連携した生活支援の充実に取り組むことが必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性 (計画)

障害者就労支援センター、就労定着支援事業所では、定期訪問や面談等により、仕事の悩み等を継続して相談できる体制を整備し、安定、かつ充実した就労生活を送ることができるように、就労定着支援に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の影響により生じる様々な課題に対して、登録者の気持ちや企業からの相談を真摯に受け止め、丁寧に対応していきます。

住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できるよう、カンファレンスの実施や医療機関への同行受診等により関係機関と連携し、生活支援の充実に取り組みます。

【課題3】障害者雇用の拡充

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害者雇用に積極的に取り組む企業に対し、障害理解や雇用の促進を目的とした障害者雇用支援プログラムを実施しており、令和元年度の延べ参加企業数は106社、延べ参加者数は495名でした。新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、障害者雇用に関する求人が減少しています。

障害者就労支援施設等では、働く能力があっても自信がなく就労に踏み出せなかったり、体調の波があるため長時間働くことができなかったりするなど、働きたくても働きづらい障害者が増加しています。令和元年度に、就労支援施設等にヒアリングしたところ、このように働きたくても働きづらい方は、施設利用者の4%程度いることが判明しました。

令和2年4月の障害者雇用促進法の改正により、週10～20時間未満で働く障害者を雇用する事業主に対する新たな特例給付金制度が始まりました。

区でも障害者の法定雇用率が未達成の状況であり、計画的な障害者採用に着手するとともに、障害のある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組みを確実に推進していくため、障害者雇用促進法に基づき、令和2年4月に「世田谷区障害者活躍推進計画」を策定しました。東京都では、令和元年12月に都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例を制定しました。

障害者を雇用する企業の中には、障害者への虐待や差別、合理的配慮の不提供などの事例が見られます。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

障害者雇用促進協議会の活動を通じ、障害者雇用に取り組む企業を拡大する必要があります。

新型コロナウイルス感染症による経済状況の動向を注視しながら、企業に対して求人の拡大を推進する必要があります。

就労意欲はあるが一般的な求人等で就労することが困難な方に対し、多様な働く場を創出する等、就労に繋げる取組みが必要です。

率先して障害者の雇用を推進する立場にある区は、早期の法定雇用率の充足とその後のさらなる雇用率の向上に取り組む必要があります。

雇用の分野における合理的配慮の提供や、障害者虐待防止法の周知拡大に取り組む必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

障害のある人もない人も共に働く社会を実現するため、新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況の回復、安定の状況について、ハローワークや産業団体と情報共有を行いながら、世田谷区障害者雇用促進協議会の活動を通じ、区内外の企業や区における障害理解の促進や障害者雇用の拡大、雇用の分野における合理的配慮の提供や、障害者虐待防止法における事業主の責務等について周知拡大に取り組みます。

ひとりでも多くの障害者が働く喜びを感じられるように、区内企業等に対し、法定雇用率の算定されない短時間や期間限定の就労、テレワーク、共同作業等の多様な働く場の創出する、せたJOB応援プロジェクトを実施します。

企業開拓に際しては、週10～20時間未満で働く障害者を雇用する事業主に対する新たな特例給付金の案内を行うとともに、東京都と連携し、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づくソーシャルファームの育成、支援について、連携して取り組みます。

障害者チャレンジ雇用や常勤、会計年度任用職員の採用により計画的な障害者採用を行うとともに、「世田谷区障害者活躍推進計画」に基づく取組みを全庁をあげて推進し、障害の種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備に取り組みます。

【課題4】他機関との連携と活躍の場の創出

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

生活困窮者や生きづらさを抱えた若者、引きこもり等の支援機関には、複合的な課題のある障害者や、障害を有することを疑われる方が一定程度登録しているため、支援が必要な場合には、障害者就労支援センターと連携し、就労支援を行っています。

区の相談機関では長期にわたって社会との繋がりが薄い発達障害者等の相談が増えておりその中には中高年世代の相談が一定数含まれています。

「いずれは就労したい」というニーズはあるものの、訓練施設への通所が安定しないため、既存の支援施設等に繋がられず、相談機関が長期的に抱えなければならない傾向にあります。

区では引きこもりがちな障害者が安心して集える居場所の創出や、障害者が強みを生かして当事者同士で支えあうピア活動、就労の前段階である障害者が、自己有用感を持って地域で活躍する機会の拡大に取り組んでいます。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

生活困窮者や生きづらさを抱えた若者の支援機関と連携し、障害の有無にかかわらず、働きたくても働きづらい人の就労支援を拡充する必要があります。定期的に日中活動に参加できない障害者が、気軽に集える居場所の整備や、当事者本人の特性や悩みを理解し、それに応じて緩やかなステップで参加ができる取組み、就労に限定されない活躍の場の創出が必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性)

誰もが働きやすい地域社会を実現するため、生活困窮者や生きづらさを抱えた若者等を支援する機関と連携し、就労支援取組みとともに、様々な理由で働きたくても働くことができない方に対して、本人の個性や意欲等に合わせて、多様な働き方を作り出すユニバーサル就労の構築も継続して検討を行います。精神障害者や発達障害者、引きこもり等の担当所管と連携し、気軽に集える居場所の整備や、障害者のピア活動、就労に限らず、本人の特性に応じた社会参加や社会貢献等の活躍の場につなげていく取組みを進めます。

【課題5】作業所で働く障害者の工賃向上

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

作業所で働く障害者の工賃は平成30年度の東京都の平均工賃16,118円に対して、区は14,754円と低水準の状況が続いており、区では、作業所等経営ネットワーク支援事業(せたがやセレ部)や障害者施設製品販売促進事業(福祉ショップフェリーチェ)、優先調達推進方針の推進等より、区内障害者施設への作業の受注促進、施設製品の販売拡大に取り組んでいます。

障害者就労継続支援B型事業所は工賃向上計画を作成し、工賃の向上に取り組んでいますが、安定的な通所ができない利用者の増加や、障害の重度化等により、工賃は低水準の状況が続いており、障害者(児)実態調査では、1か月の主な収入が「年金」となっている方の割合が7割近くになっています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

経済状況の変化により、企業等からの作業の発注が不安定になることが予想されます。今後は、作業所の運営状況に注視しながら、安定的な作業量の確保のため、さらなる受注拡大の取組みを拡充する必要があります。

施設が作成した工賃向上計画を確実に推進するため、経営コンサルタントによる助言やPDCAサイクルにより、必要に応じ、計画を見直すことが必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

区では、作業所の運営状況や生産力を見極めながら、引き続き作業所で働く障害者の自立した生活を支援するため、作業所等経営ネットワーク支援事業や、福祉ショップフェリーチェや各種販売会の拡大等による施設製品の売上向上に取り組めます。また、世田谷区優先調達推進方針における具体的に受注実績、請負可能な業務を、庁内のみならず、区の外郭団体や民間企業等に周知拡大し、施設へ

の発注促進につなげます。

経営コンサルタントによる工賃アップ連続セミナーを実施し、施設職員の工賃向上のモチベーション向上や、施設が作成した工賃向上計画の着実な推進に取り組みます。

「地域生活支援拠点等の体制整備」

1 はじめに

地域社会における共生の実現に向けて、国では、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対して、平成 24 年 4 月の衆議院厚生労働委員会及び平成 24 年 6 月の参議院厚生労働委員会において、障害者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこととする附帯決議がなされました。

また、地域生活支援拠点の検討にあたり、障害者の地域生活の推進に関する検討会を設置して、平成 25 年 7 月から関係団体のヒアリングや地域生活に必要な支援等について検討し、地域生活支援拠点に必要な機能をまとめ、平成 26 年 3 月以降、計画の策定に向けた指針や通知、手引き等により、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「拠点等」という。）の整備を促進しています。

拠点等の整備目的、機能は、別紙 1 参照

拠点等の整備イメージは、別紙 2 参照

拠点等に関しては、平成 30 年 3 月の指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、国が示す基本的な指針に規定する拠点等である場合は、その旨を事業の運営規程に規定し、拠点等の必要な機能のうち満たす機能を明記することとされました。また、拠点等の機能の実施に係る障害福祉サービス費等の加算の見直しが行われました。

拠点等の機能の実施を運営規程に定める規定は、別紙 3 参照

拠点等の機能とサービス等の関係は、別紙 4-1、別紙 4-1 参照

令和 3 年度からの次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本的指針において、サービス等の提供体制の確保に係る目標の 1 つとして、拠点等が有する機能の充実を掲げ、令和 5 年度末までの間、各市町村は各圏域に 1 つ以上の拠点等を確保しつつ、年 1 回以上の運用状況の検証及び検討を行うことを基本とするとされました。

拠点等の機能について、事業所や関係機関等と連携して、現状と課題を整理し、区における体制整備を進めていきます。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】拠点等の機能の確保・実施

【課題1-1】相談

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

- 区内の相談支援事業所は、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所が43事業所、うち児童相談支援事業所は27事業所、地域定着支援や地域移行支援を行う指定一般相談支援事業所は9事業所となっています。（令和2年2月現在）
- 令和元年度の障害福祉サービスの受給者数は4,894人（内セルフプランは1,396人 28.5%）、障害児福祉サービスの受給者数は2,479人（内セルフプランは939人 37.9%）となっています。
- 令和元年度末の地域定着支援の支給決定者数は5人で、前年度末比1人増となっています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 拠点等の機能として相談の機能を実施する場合及び地域生活支援拠点等相談強化加算を算定するためには、事業所において事業の運営規程に定める必要があり、法人における意思決定が必要です。
- 国は緊急短期入所の相談について、相談事業所が本人の状況を把握し、短期入所事業所の調整を行うことを想定していますが、短期入所は、事前に日中の試し利用を行い、事業所が本人の状況を確認するとともに、利用者はニーズに合っているかを確認したうえで、予約を行う場合は家族等が直接事業所に連絡して予約しているケースがほとんどです。
- セルフプランの人がサービス利用者の30%を超えています。
- 地域定着支援の利用者は少ない状況です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 指定特定・障害児相談支援事業所に対して、地域生活支援拠点等への参加を働きかけます。
- 休日・夜間の緊急相談の対応や緊急短期入所の予約方法について、事業所等とともに検討してルール化を進め、利用者が安心して相談できる体制を構築していきます。
- 地域定着支援は、ひとり暮らしの障害者の緊急対応とともに、介助者による緊急時の対応が難しい障害者の緊急支援の機能があり、緊急時受入・対応（緊急短期入所）の代替として自宅における見守りを行うことができるため、該当者にサービスの利用を働きかけていきます。

【課題 1-2】緊急時受入・対応

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

- 平成 30 年度の緊急短期入所の受入れ(加算の算定)状況は、別表 1「緊急短期入所受入加算算定状況」のとおり、福祉型が 69 人で 147 回、医療型が 1 人で 6 回となっています。また、令和元年度上半期の緊急短期入所の受入れ状況は、34 人で 136 回となっており利用回数が増加しています。また、区では緊急短期入所を、区立身体障害者自立体験ホームなかまっち及び民営の生活支援ホーム世田谷において実施することを定めています。
- 短期入所の利用のうち、重度の利用者の利用(加算の算定)状況は、P.18-別表 2-1「短期入所重度者関係加算算定状況」のとおりです。また、福祉型強化短期入所利用者のうち医療的ケア対応加算の算定対象者の状態は、別表 2-2「福祉型強化短期入所における医療的ケア対応加算の対象となる障害者児の状態」のとおりです。特に令和元年度に障害者支援施設梅ヶ丘が開設したことにより、福祉型強化短期入所の利用が大幅に増えています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

- 拠点等の機能として緊急時受入・対応の機能を実施する場合は、そのことについて事業所の運営規程に定める必要がありますが、緊急短期入所は運営規程に緊急時受入・対応の実施を定めていない事業所でも、空床があればサービスを提供して加算を算定することができます。
- 実際の利用も、なかまっちや生活支援ホーム世田谷を含め、本人の状況やニーズに合った事業所が利用されています。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

- 緊急短期入所受入れ加算や重度者関係加算を算定している区内事業所に対し、拠点等への参加を働きかけ、緊急時の受入・対応の体制確保に取り組みます。
- 事業所内の諸室の柔軟な活用が可能な事業所に対して、満床時における緊急利用について、できる限り受入れを行うよう働きかけます。

【課題 1-3】体験の機会・場の提供

(1) 取り組みの状況（実施状況の評価）

- 地域移行支援や地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所は9事業所（令和2年2月現在）あり、令和元年度末の地域移行支援の支給決定者数は8人で前年度末比1人増となっています。
- 区では、精神科病院の長期入院患者に対する訪問支援事業を令和元年度から試行し、自立支援協議会地域移行部会において、情報共有や課題検討を行っています。
- 令和元年度から障害者支援施設梅ヶ丘が開設され、施設入所支援や生活介護等の日中活動系サービスが提供されています。
- 居住の場の確保を図るため、重度の障害者が利用できるグループホームの確保に向けて障害者施設整備等に係る基本方針の策定に取組むとともに、居住支援協議会において民間賃貸住宅の所有者の障害理解促進に向けて検討を進めています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 拠点等の機能としての体験の機会・場の提供を実施するため及び更なる加算を算定するためには、事業所において運営規程に拠点などの機能の実施について定める必要があります。また、地域移行のための体験の機会・場の提供には、地域移行支援の支給決定が必要であり、取組みにあたっては相談支援事業所と関係事業所が連携して支援を進める必要があります。
- 障害福祉サービスの体験利用支援や体験宿泊支援等の実施は、指定障害者支援施設等に限定されています。
- 重度の障害者の地域生活の基盤となる住まいの確保を着実に進めていく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 指定一般相談支援事業所及び指定障害者支援施設に対して、地域生活支援拠点等への参加を働きかけます。
- 本人の意向を尊重した地域移行の支援に向けて、自立支援協議会の地域移行部会で支援の状況を共有し、事例の蓄積や検討に取り組み、地域の体制づくりを進めます。
- 重度の障害者の生活の場の確保に向けて、グループホームの整備誘導など確保を図るとともに、民間賃貸住宅の利用にあたっての支援について、取り組みの充実を図ります。

【課題 1-4】福祉人材の確保・養成

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

- 東京都において、重度障害者等包括支援や計画相談支援事業所、障害児相談支援事業等における職員の専門性の向上を図るため、強度行動障害支援者養成研修、医療的ケア児コーディネーター養成研修及び精神障害関係従事者養成研修等を実施しています。
- 区では、基幹相談支援センターにおいて相談支援従事者初任者研修等の基礎的研修を実施し、都の専門的研修の受講につなげています。また、世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、事業者の人材育成を支援するため、キャリアパス研修、リーダーのマネジメント研修、障害者施設職員の階層別研修、人権・虐待研修等を実施しています。
- 東京都の研修の指定事業者と連携して、重度包括支援や移動支援の従事者養成研修を実施しています。

専門人材の確保・養成に関連した区の研修は、別表 3 参照

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 相談支援の専門人材の確保・養成に関する拠点等の機能の実施及び加算の算定をするためには、研修修了者の届け出、掲示、公表が必要となっており、利用者が安心して利用できる体制を整備するためには、複数人の研修修了者を配置する必要があります。
- 障害福祉サービス等の専門人材の確保・養成に向けて、体系的な研修を実施していく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 相談支援事業所等の拠点等への参加依頼の際に、研修の受講状況等を確認し、研修修了者がいる場合は、合わせて拠点等の機能の実施を運営規程に位置付けることを働きかけます。
- 障害福祉サービス等従事者の専門性の向上や定着を支援するため、福祉人材育成・研修センター等の関係機関と連携し、専門的研修について研修参加者の意向を参考に充実に努めていきます。

【課題 1-5】地域の体制づくり

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

- 5地域のエリア自立支援協議会において、地域の課題検討が行われています。
- 地域障害者相談支援センターにおいて、福祉サービスのはざまの人等に対して、関係機関等と連携して相談支援を実施しています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 地域体制強化共同支援加算を算定するためには、事業所においてそのことを事業の運営規程に定める必要があります。
- 個別課題への対応を通じ、様々な関係機関が連携・共同して情報共有や支援を実施するとともに、地域の課題を整理・報告していくしくみをつくっていく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 指定特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所にて、拠点等の機能の実施に向けて働きかけを行います。
- 地域の課題の報告について5地域のエリア自立支援協議会に報告し、エリア自立支援協議会において情報共有や課題検討を行うとともに、地域の多様な主体の参加のもとに、関係機関や関係団体等のネットワークづくりや地域の体制づくりの充実に努めていきます。

【課題2】拠点等の機能充実(地域づくりに向けた体制整備)

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

- 区では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体化し、身近な地区における相談支援の拡充や地域の課題を地域で解決していく地域包括ケアの地区展開の取組みを推進しています。
- 支援が必要な人を専門機関につなぐとともに、事案に応じてあんしんすこやかセンターが行う地域ケア会議に障害福祉サービス事業所等も参加し、多機関と連携して相談支援等を実施しています。また、精神障害者からの相談が増加したため、地域障害者相談支援センター”ぽーと”に精神保健福祉士を配置し、相談支援体制の強化を図りました。
- 5地域のエリア自立支援協議会において、支援体制の整備に向けた関係機関相互の情報共有や連携強化、地域の実情に即した支援体制の構築に向けた課題整理や社会資源の開発等について検討を行っています。また、エリア自立支援協議会における取組み状況は、自立支援協議会に報告して協議しています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

- 地域生活支援拠点等の機能について、令和5年度末までに、実施状況を共有して充実させていくための検証・検討体制を整備していく必要があります。
- 5地域のエリア自立支援協議会は、地域課題を地域で解決していく地域づくりに向けて、地域包括ケアの地区展開と密接に連携していく必要があります。
- 重度の障害者等の緊急対応や地域移行支援の事例検討等について、相談支援事業所等の取組みをまとめ課題を整理するとともに、居場所づくりや生活支援など、地域の実情に即した支援を検討し、地域で障害者を支援していく体制づくりに取り組んでいく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

- 相談支援や障害福祉サービス事業所等における支援の提供及び拠点等の機能の実施における課題等について、5地域のエリア自立支援協議会で、個別課題の集約や地域課題の共有を図り、課題解決に向けて検討を行います。
- 課題解決にあたっては、区の地域包括ケアの地区展開における社会福祉協議会等の取組みと連携し、地域人材や活動の場等の社会資源の発掘・活用を図り、多様な地域の主体の参加のもとに、ネットワークづくりや地域の課題を地域で解決していく地域づくりに取り組みます。
- 各事業所等においても同様に、事業所の運営において、地域のボランティアを確保・育成するなど地域の人材を活かすとともに、催事等において地域と相互に連携・協力し、地域との関係づくりを進めます。
- エリア自立支援協議会における取組み状況は、自立支援協議会に報告するとともに障害者施策推進協議会等に報告して、多様な意見をもとに取組みの充実・改善を図ります。

- エリア自立支援協議会や自立支援協議会において、地域課題を把握・分析して課題解決を図る中で、全区的な課題に関しては、障害者施策推進協議会や地域保健福祉審議会において議論し、新たな施策の創出に向けて取組みます。

別紙 1 拠点等の整備の目的及び拠点等に必要な機能(国資料から掲載)

【目的】

- 地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制を整備し、障害者及び障害児の重度化・高齢化や親亡き後に備える。
- 障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。
- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域生活における安心感の確保を図る。
- 体験の機会の提供により、施設や親元から生活の場の移行に向けた支援の体制を整備し、障害者等の地域での生活を支援する

【機能】

○相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業を活用してコーディネーターを配置し、必要なサービスのコーディネートや緊急時の相談その他必要な支援の実施

地域定着支援を活用し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで通常の連絡体制を確保し、必要なサービスのコーディネートや緊急時の相談その他必要な支援の実施

○緊急時受入・対応

短期入所の常時の緊急受入れ体制等を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応の実施

○体験の機会・場の提供

地域移行支援等を活用して障害福祉サービスの体験的な利用や宿泊の機会・場の提供

○福祉人材の確保・養成

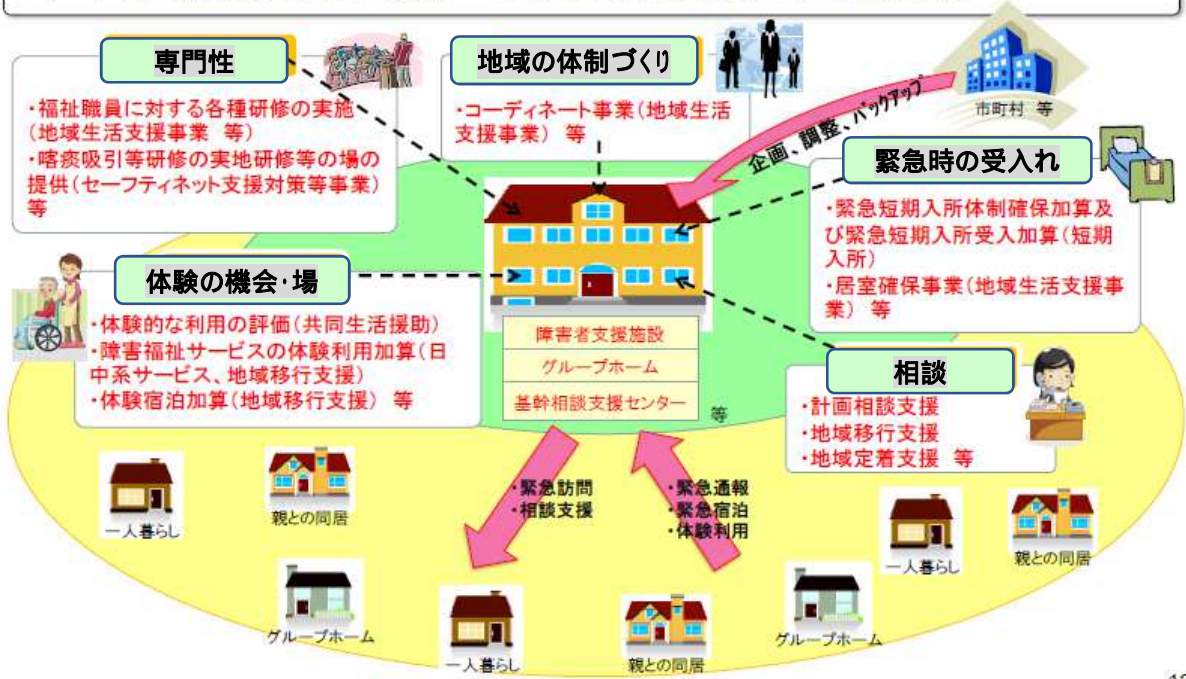
医療的ケアが必要な人や行動障害のある人などに対して、専門的な対応をとることができる体制の確保や人材の養成の実施

○地域の体制づくり

支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、福祉サービス等提供者(保健・医療・福祉・就労支援・教育等)3者以上と共同し、情報共有及び支援内容を検討して、在宅での療養又は地域生活に必要な説明・指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告

地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

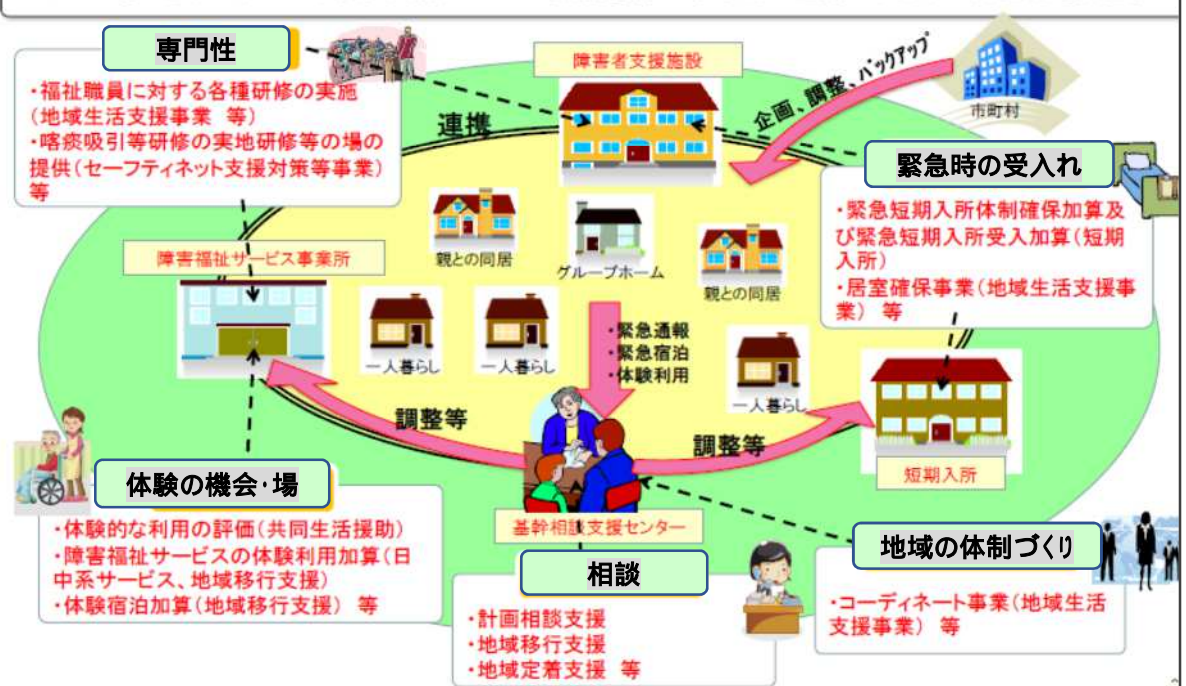
パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



13

地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



別紙 3 拠点等の機能の実施を障害福祉サービス等の運営規程に定める規定
 (援拠点等であること等を運営規程に定める必要があるサービス)

指定基準省令	解釈通知
<p>第 4 章 生活介護 第 89 条(運営規程) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 第 12 号 その他運営に関する重要事項</p>	<p>第五 生活介護に関する基準 3 運営に関する基準 (8)運営規程(基準第 89 条) ~省略~・・・特に次の点に留意するものとする。 その他運営に関する重要事項(第 12 号) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、地域生活支援拠点等の整備促進について(平成 290707 障害福祉課長通知)の 2 の(1)に定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること</p>
<p>生活介護と同様に拠点等の機能を実施する場合、運営規程に実施する機能を明記することとされている事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所 ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助 ○障害者支援施設 <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設等 ○地域相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域移行支援 ・指定地域定着支援 ○計画相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・指定計画相談支援 ○障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害児相談支援 	

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準(厚労省令)、同基準について(課長通知)
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(厚労省令)、同基準について(課長通知)

別紙 4-1 拠点等の機能と障害福祉サービス・同加算の関係（概要）

(注)

=加算を算定するためには、事業の運営規程に拠点等であることを位置付け都又は区に届出

=加算を算定するためには、研修修了者の配置を区に届出て事業所に掲示するとともに公表

○=サービス費や加算の算定するための届出の必要は無

	計画相談支援・ 障害児相談支援	地域相談支援	障害福祉サービス
1 相談	地域生活支援 拠点等相談強化 加算	地域定着支援 ○地域定着支援体制確 保費 ○緊急時支援費(・)	
2 入・ 緊急時 対応			短期入所 ○緊急短期入所受入加算(・) ○定員超過特例加算
3 体験の 機会・ 場の提 供		地域移行支援 ○地域移行支援サー ビス費(・) ○障害福祉サービス体 験利用加算(・) ○障害福祉サービス体 験宿泊加算(・) 両加算の更なる加算	療養介護 ○障害福祉サービスの体験利 用支援加算 指定障害者支援施設の日中 活動系サービス ○障害福祉サービスの体験利 用支援加算 更なる加算 指定障害者支援施設の施設 入所支援 体験宿泊支援加算 から までのサービス費や加 算を算定するためには、地域移行 支援の支給決定が必要
4 専門 人材の 確保・ 養成	行動障害支援 体制加算 要医療児者支 援体制加算 精神障害者支 援体制加算		生活介護、短期入所、施設入所 支援、共同生活援助 ○重度障害者支援加算 児童発達支援、放課後等デイ サービス ○強度行動障害児支援加算 福祉型障害児入所支援 ○強度行動障害児特別支援加算
5 地域の 体制 づくり	地域体制強化 共同支援加算		

別紙 4-2 拠点等の機能と障害福祉サービス・同加算の関係

	サービス（加算）の概要	単位、加算の要件等
1 相談	1 計画相談支援、障害児相談支援 (1)地域生活支援拠点等相談強化加算 緊急事態で短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業所への必要な情報の提供や利用の調整の実施	地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回(1 人に月 4 回迄) ・運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め区に届出た指定特定・指定障害児相談支援事業所 ・緊急対応の経過を記録 ・当該事業所で相談支援を受けている人の緊急短期の利用調整に加算可
	2 地域相談支援(地域定着支援) 居宅で単身の障害者等で緊急支援が見込めないもの(退所者、退院者含む)への常時の連絡体制確保と緊急時の支援の実施 2 緊急時受入・対応の代替機能としても活用可能	○地域定着支援体制確保費 304 単位/月 ○緊急時支援費() 709 単位/日 ・緊急時の訪問や一時的滞在による支援 ○緊急時支援費() 94 単位/日 ・深夜(22-6 時)の電話による緊急援助、()と併給不可 ・地域定着支援台帳作成に係る面接と適宜の訪問等による状況把握 ・緊急対応の経過を記録
2 緊急時受入・対応	1 短期入所 (1)緊急短期入所受入加算 介護者の疾病等による緊急利用者に短期入所の提供 当日、前日及び前々日に予約を受けサービスを提供 ・緊急短期入所受入加算() 福祉型短期入所サービス費又は共生短期入所サービス費を算定し緊急でサービスを提供 ・緊急短期入所受入加算() 医療型短期入所サービス費又は医療特定短期入所サービス費を算定し緊急でサービスを提供 ・両加算とも 7 日間(やむを得ない場合は 14 日間)	○緊急短期入所受入加算() 180 単位/日 ・緊急利用者の利用理由、期間、受入れ後の対応等を記録 ・受入れできない時の他事業所の紹介 ・代替手段の確保等の検討 ○緊急短期入所受入加算() 270 単位/日 ・緊急利用者が速やかに居宅の生活に復帰できるよう、一般・特定・障害児相談支援事業所と密接に連携 ・緊急利用者の利用理由、期間、受入れ後の対応等を記録 ・相談事業所や近隣事業所との情報共有 ・緊急的ニーズを調整する窓口の明確化 ・事業者HP又は基幹相談支援センターで空床情報の公表
	(2)定員超過特例加算 緊急利用者を受入れて利用定員を上回る利用者にサービスを提供	○緊急短期入所受入加算() 180 単位/日 ・緊急利用者の利用理由、期間、受入れ後の対応等を記録 ・受入れできない時の他事業所の紹介 ・代替手段の確保等の検討

		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急短期入所受入加算() 270 単位/日 ・緊急利用者が速やかに居宅の生活に復帰できるよう、一般・特定・障害児相談支援事業所と密接に連携 ・緊急利用者の利用理由、期間、受入れ後の対応等を記録 ・相談事業所や近隣事業所との情報共有 ・緊急的ニーズを調整する窓口の明確化 ・事業者HP又は機関相談支援センターで空床情報の公表
3 体験 の 機 会 ・ 場 の 提 供	<p>1 指定地域相談支援(地域移行支援)</p> <p>障害者支援施設、のぞみ園、児童福祉施設、療養介護病院に入所、精神科病院に入院、救護・更生施設に入所、刑事・更生保護施設に入所している者等で、地域生活への移行に向けて重点的な支援が必要な者に居住の確保、地域移行に向けた相談や必要な支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援計画の策定と対面による月2日以上の支援 ○地域移行支援サービス費() 3,044 単位/月 ・有資格者配置、前年度に地域移行者が1人以上、精神病院・障害者支援施設等・救護・刑事施設等との連携体制確保 ○地域移行支援サービス費() 2,336 単位/月 ・()以外の指定地域移行支援事業者
	<p>(1)障害福祉サービス体験利用加算</p> <p>障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス利用希望者のサービス利用の課題、目標、体験期間、留意点等を地域移行支援計画に位置付けて支援 ・委託先の指定障害福祉サービス事業者から一定の体験的な利用支援を実施 ○障害福祉サービス体験利用加算() 500 単位/日 1-5 日 ○障害福祉サービス体験利用加算() 250 単位/日 6-15 日 地域生活支援拠点等として知事に届出ている地域移行支援事業所+50 単位/日
	<p>(2)体験宿泊加算</p> <p>()は体験的な宿泊支援(単身の生活に向けたもの)の提供</p> <p>指定一般相談事業所がアパート等を確保しサービスを提供</p> <p>()は()に加え、夜間・深夜を通じて見守りなどの支援を提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○体験宿泊加算() 300 単位/日 15 日間 ・共同生活援助事業者に委託可 ・宿泊でない一時的滞在、施設入所者体験的な宿泊も可能 ○宿泊体験加算()+700 単位/日 15 日間 ・夜間支援事業者を配置又は一晩複数回の巡回支援実施 ・夜間支援従事者は居宅介護事業者等に委託可、緊急対応を適切に実施 地域生活支援拠点等として知事に届出ている地域移行支援事業所+50 単位/日

	<p>2 療養介護 (1)障害福祉サービスの体験利用支援加算 療養介護利用者が地域移行支援の体験利用の利用時に療養介護事業所の職員が、 のいずれかの支援を実施</p>	<p>○障害福祉サービス体験利用支援加算 300 単位/日(所定単位に代えて算定) 体験的な利用支援の利用日に昼間に介護等支援の実施 指定一般相談支援事業者との連絡調整その他相談支援の実施</p>
	<p>3 生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続 A、就労継続 B (1)障害福祉サービスの体験利用支援加算 指定障害者支援施設等で日中活動系サービス利用者が、地域移行支援の体験利用時に指定障害者支援施設等の職員が、 のいずれかの支援を実施</p>	<p>○障害福祉サービス体験利用支援加算() 500 単位/日 1-5 日間 ○障害福祉サービス体験利用支援加算() 250 単位/日 6-15 日間 指定障害者支援施設が拠点等として知事に届出ている事業所 + 50 単位/日 体験的な利用支援の利用日に昼間に介護等の支援の実施 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談支援の実施</p>
	<p>4 施設入所支援 (1)体験宿泊支援加算 指定障害者支援施設等の入所者の指定地域移行支援の体験的な宿泊支援の利用時に、地域移行支援事業者と連絡調整等を実施</p>	<p>体験宿泊支援加算 120 単位/日 ・ 障害者支援施設が運営規程で拠点等であることを定め知事に届出 ・ 指定地域相談支援の体験宿泊支援加算の算定期間に限り所定単位に代えて算定</p>
<p>4 福祉人材の確保・養成</p>	<p>1 指定計画相談支援 2 指定障害児相談支援 行動障害支援体制加算 要医療児者支援体制加算 精神障害者支援体制加算 指定特定・障害児相談支援事業所が相談支援専門員で専門研修を修了した者を配置して、障害特性に対応した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合</p>	<p>の各支援体制加算 35 単位/月 ・ 各専門研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 以上配置 ・ 各利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒めない ・ 研修修了者の配置を区に届け出て、その旨を事業所に掲示するとともに公表 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従事者養成研修修了者 医療的ケア児等コーディネーター養成研修又は知事が認める研修修了者 精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は地域包括ケアシステムの構築推進事業における精神障害者の地域移行関係職員への研修その他知事</p>

		が認める研修修了者
	<p>3 生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助 (1)重度障害者支援加算</p> <p>4 児童発達支援、放課後等デイサービス (1)強度行動障害児支援加算</p> <p>5 福祉型障害児入所支援 (1)強度行動障害児特別支援加算</p>	<p>(各サービスで要件や単位等が異なる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害者に研修修了者が支援を行った場合に加算
5 地域の体制づくり	<p>1 計画相談支援</p> <p>2 障害児相談支援 (1)地域体制強化共同支援加算</p> <p>地域生活支援拠点等の地域の体制づくりの機能として地域の実情に即したサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を実施</p>	<p>地域体制強化共同支援加算 2,000 単位/回(月 1 回を限度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め区に届出た指定特定・指定障害児相談支援事業所 ・支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、指定特定相談支援事業所等が、福祉サービス等提供者(障害福祉サービス等提供事業者を除く保健・医療・福祉・就労・教育等サービス提供者)3 者以上と共同し、情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養または地域において生活する上で必要となる説明・指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告 ・指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所以外の支援関係者が支援を行うに要した経費は加算を受けた相談支援事業所が負担

別表 1

緊急短期入所受入加算算定状況

[別表 1、2 短期入所の集計について]

月の人数は実数、計の人数は月の人数(実数)の計(重複している場合もある)

回数は、1日を1回で計上(例:日中のみの利用は1回、1泊2日の利用は2回で計上)

平成 30 年度

() 福祉型 計 69 人 147 回

事業所名 所在地・地区		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
こげら 喜多見	回	4										2		6
	人	1										1		2
なかまっち 上野毛	回	6	4	5	2	2	5	3	6	9	4	2	5	53
	人	5	4	5	2	2	4	3	5	7	4	2	5	48
なの花 茨城	回			1						14	14			29
	人			1						1	1			3
生活支援ホ 喜多見	回		4	6			17	14	4	5		4	2	56
	人		1	2			2	5	2	1		1	1	15
やすらぎステイ 若林	回							3						3
	人							1						1

() 医療型 府中療育 12月 1人6回

令和元年度上半期

() 福祉型 34 人 136 回

事業所名 所在地・地区		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ひまわりのたね 広島	回						7							7
	人						1							1
こげら 喜多見	回						2							2
	人						1							1
なかまっち 上野毛	回	2	4	2			7							15
	人	2	4	2			5							13
梅ヶ丘 松原	回	4	3		14	22	17							60
	人	1	1		2	4	3							11
生活支援ホ 喜多見	回		6		14	12	4							36
	人		1		2	1	1							5
やすらぎステイ 若林	回		2											2
	人		1											1
どんぐりホーム 上町	回			7		7								14
	人			1		1								2

別表 2-1

短期入所重度者関係加算算定状況

福祉型強化・医療型・医療型特定短期入所、重度障害者等包括支援対象者

事業所名 所在地・地区		平成30年度					令和元年度上半期				
		福祉型強化		重包	医療型等		福祉型強化		重包	医療型等	
		加算 医療的 ケア 対応	応 重 度 障 害 児 者 対 支 援 加 算	加算 重 度 障 害 者 支 援	算 特 別 重 度 支 援 加	算 特 別 重 度 支 援 加	加算 医 療 的 ケ ア 対 応	応 重 度 障 害 児 者 対 支 援 加 算	加算 重 度 障 害 者 支 援	算 特 別 重 度 支 援 加	算 特 別 重 度 支 援 加
ケアこげら 喜多見	回			36							
	人			11							
さつきハウス 鹿沼市	回				115						
	人				4						
シャロームみなみかぜ 新宿区	回	3	3								
	人	1	1								
ありすの杜 水戸市	回	1	1								
	人	1	1								
もみじの家 砧	回	82	78	4	526	263	18	18		257	122
	人	20	19	1	106	57	5	5		55	28
レクロス広尾 渋谷区	回	43					24				
	人	11					5				
医療療育センター 板橋区	回		6		120	25				51	28
	人		2		31	6				11	6
新光苑 熊谷市	回	63	63								
	人	7	7								
東大和療育センター 東大和市	回				192	118				86	46
	人				33	17				13	7
東部療育センター 江東区	回				88					57	
	人				19					12	
まんまる 上野毛	回									3	2
	人									3	2
ひまわりのたね 広島市	回							6			
	人							1			
ルイ川崎 川崎市	回									11	
	人									3	
梅ヶ丘短期 松原	回						918	911	11		
	人						312	312	5		
計	回	192	151	40	1041	406	960	935	11	465	198
	人	40	30	12	193	80	322	318	5	105	43

別表 2-2

福祉型強化短期入所における医療的ケア対応加算の対象となる障害者児の状態

障害者（障害支援区分 1 以上）、障害児（障害児支援区分 1 以上）のいずれかに該当し、かつ第 556 号告示の別表第 1 に掲げる状態のいずれかに該当する利用者

第 556 号厚労省告示別表第 1

- (1) レスピレーター管理
- (2) 気管内挿管、気管切開
- (3) 鼻咽頭エアウェイ
- (4) O 吸入又は s p O₂ 90%以下の状態が 10%以上
- (5) 6 回 / 日以上 of 頻回の吸引
- (6) ネブライザー 6 回 / 日以上又は継続利用
- (7) I V H
- (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。）
- (9) 腸ろう・腸管栄養
- (10) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む。）
- (12) 定期導尿 3 回 / 日以上
- (13) 人工肛門

別表 3

専門人材の確保・養成に関連した区の研修（令和 2 年度）

基幹相談支援センター	人材育成・研修センター	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援従事者初任者研修 ・ 基本相談研修 ・ テーマ別研修 ・ 相談支援事例検討会 ・ 相談支援アドバイザー制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士受験対策講座 ・ 同行援護従事者養成研修 ・ キャリアパス研修(初級、中級、リーダー) ・ リーダー養成マネジメント研修 ・ 接遇・マナー研修 ・ 対人援助技術研修 ・ 人権研修 ・ 障害者施設職員職層研修(新任、中堅、管理者) ・ 障害児施設職員職層研修(新任、中堅、管理者) ・ 障害福祉の理解(制度概論、精神障害者の理解と支援、65 歳以上障害者への支援、大人の発達障害) ・ 障害者施設職員支援力向上研修(個別支援計画と記録、虐待防止と権利擁護) ・ 高次脳機能障害支援力向上研修(基礎・応用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害者移動支援従事者養成研修 ・ 知的障害者移動支援従事者養成研修 ・ 重度包括支援従事者養成研修

「相談支援」

1 はじめに

区では、区内28のすべての地区で、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者が連携して対応する「福祉の相談窓口」を開設し、高齢者に限らず障害者（児）や子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応する地域包括ケアの地区展開を推進しています。

地域包括ケアシステムの推進に向けて、あんしんすこやかセンターから相談支援機関への引継ぎも含め、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を充実させ、様々な障害種別に対応するとともに、総合的な相談支援を提供できるよう、相談支援の質の向上を図る必要があります。

なお、令和元年の障害者（児）実態調査では、福祉の相談をしたい時の相談先は、「家族」が約4割で最も多く、次いで「区役所の福祉の窓口」が約4割、「病院・診療所」が約2割となっています。また、75歳以上の後期高齢者では、家族に次いでp「あんしんすこやかセンター」に相談する割合が高くなっています。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】相談支援専門員の量の確保と質の向上

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

障害児（者）にサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で区内43事業所、従事する相談支援専門員の数は88人となっており、第5期世田谷区障害福祉計画が始まった平成27年度と比較すると、事業所数で12事業所増（1.4倍）、従事者数が45人増（2.1倍）になっています。

（2）課題（評価を踏まえた改善）

- 障害者・児の人数は、今後も増加することが見込まれることから、現状の相談支援専門員数では、すべての利用者の計画作成を確保するには十分とは言えない状況にあり、さらなる確保・育成が急務です。
- 1事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営基盤が十分でない事業所が多いことから、国の次期障害者・障害児福祉計画の成果目標及び活動指標では、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することが求められています。

（3）次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 現在、基幹相談支援センターで実施している初任者研修を継続的に実施することで、引き続き相談支援専門員の育成に取り組めます。
- 初任者から中堅期、専門知識の獲得まで育成段階に応じた研修体系の構築や、障害分野ごとの専門知識を有する相談支援アドバイザーによるサービス等利用計画作成やモニタリングに対する助言制度の強化を図ることで、相談支援専門員の質の向上や障害特性ごとの専門性を獲得できる環境整備を進めます。
- また、次代の相談支援専門員の育成や地域づくりに積極的に取り組む事業所につ

いて、例えば、自立支援協議会での取組発表や、区ホームページで事業所名を公表するなど、相談支援事業所の意欲を引き出す取り組みを進めます。

【課題2】セルフプランを尊重した支援

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区では、障害福祉サービス利用の相談があった際、サービス等利用計画案の作成を、相談支援専門員に依頼する方法とセルフプランによる方法があることについて説明したうえ、意向を確認し、必要な手続きを進めています。ご本人等が、セルフプランを希望される場合には、区のセルフプラン様式や記入例等をお渡しして対応しています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

○セルフプランは、本人作成だけでなく、本人と家族・支援機関が協力して作成する場合がありますので、区職員によるセルフプラン支援にあたっては、障害者本人への支援だけでなく、家族や支援機関との情報共有や円滑な連携を行う必要があります。

○セルフプランの適切な周知や、障害者の意思決定支援とエンパワメントの考え方について、研修や勉強会等により十分理解を深めておくことも重要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

○今後、障害者のエンパワメントの観点を大切にしながら、当事者の自己選択を尊重したセルフプラン支援の向上を図り、関係所管や専門知識を有する相談支援アドバイザーと連携して、障害者の自立へ向けた計画作成の支援に取り組んでいきます。また、障害者のエンパワメント向上に向けて、ピア活動の充実に向けた取り組みを進めます。

【課題3】複合的な課題を抱えた家族に対する支援

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区が5地域に設置している地域障害者相談支援センター“ぽーと”は、総合支所等との連携の下で障害に係る多様な相談に対応すると共に、「福祉の相談窓口」のバックアップ機能も担っており、障害者本人や家族の意向に沿った地域生活の実現にあたっています。また、障害に関する潜在化、複合化している課題に対して、関係機関と連携して取り組んでいます。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

○従来から分野ごとの支援者同士のネットワークはありますが、年々増加するいわゆる8050問題などの複合的な課題を抱えた家族に対しては、既存の障害福祉サービスの枠にとどまらず、世帯全般の支援ができるように、各相談窓口の連携をより強化して支援を提供していく必要があります。

○生活困窮者支援や若者支援での相談には、障害に関わるものも多い状況にあるため、関係機関として連携して支援にあたる必要があります。

(2) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

○障害当事者を中心とした相談支援を担う相談支援専門員など、地域の支援者が多様で複合的な地域生活課題について、関係機関との連携により解決を図るため、世帯支援の役割や手法について専門的見地からスーパーバイズできる仕組みづくりに取り組んでいきます。

○例えば、対応が困難な家族等の状態に応じて必要な支援を提供する多職種チーム

による訪問支援事業（アウトリーチ事業）の機能強化を図るなど、地域の支援機関からの個別相談にも助言を実施していきます。

- 高齢の障害者が、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用するなど、障害状況等に応じて必要なサービスを利用し、安心して日常生活を送れるよう、ケアマネジャー等高齢・介護に携わる支援者向けに、障害福祉サービスの制度理解を深める研修を行う等、連携強化に向けた取組みを進めていきます。
- 生活困窮者支援や若者支援において、発達障害や精神障害等の特性のある相談者がいる場合に、障害相談機関から助言やアセスメントを行うなど、必要に応じてチーム支援を提供し、改正社会福祉法の考え方を踏まえた包括的支援の提供に努めていきます。

【課題4】社会的つながりが弱い方へのセーフティネット

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

地域生活を送る障害者の中には、福祉サービスに繋がらない、福祉サービス利用を希望しない、障害程度や状況に適した日中活動場所が無いなど、地域の社会資源と繋がっていない方、相談すること自体の敷居が高いため相談をためらい、社会的孤立や制度の狭間に対応できない方がおり、こうした社会的つながりが弱い方が生活環境や心身の体調が変化した際の対応が課題となっています。

（2）課題（評価を踏まえた改善）

- 令和元年度には、保健所が「多職種チームによる訪問支援事業」を開始しましたが、地域の相談機関等の支援があれば体調変化を把握し、病状悪化の予防に繋がらねばとされるケースも多いことから、こうした方が地域と繋がりやすくするための敷居の低い居場所や相談機能が求められています。
- 社会的つながりが弱い方は支援者と信頼関係を形成し、継続的な関係性を確立維持していくことが容易ではありません。また、ひとたび支援機関につながってとしても、継続的な支援の利用を可能にする「受援力」が十分に機能しない可能性があります。
- 相談者が、地域の相談窓口や支援機関において受け入れられなかったと感じることのないよう、小さな声を丁寧に受け止めるマインドが大切です。

（3）次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 本人が来所する（通う）プレッシャーを感じずに相談できるよう、地域障害者相談支援センター“ぼーと”に、誰もが気軽に立ち寄れるピアスペース（居場所）機能を付加するなど、障害当事者が相談員や仲間と過ごし、社会と繋がりやすくする環境整備を進めていきます。
- 社会的つながりが弱い方が、福祉などによる援助を受け入れる力を形成できるように、適切な受援力を高めるための支援に取り組めます。地域の相談窓口や支援機関の職員等が、社会的なつながりが弱い方からの声を丁寧に受け止められるようなマインドの醸成や啓発を行います。

【課題5】医療的ケアが必要な障害児・者への相談支援<再掲>

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

小児医療技術の向上等を背景に、年々増加する医療的ケアが必要な障害児・者の在宅移行に伴う障害福祉サービス利用に対応するため、区は、支援の入口となる相談支援事業所及び相談支援従事者を育成しています。

（2）課題（評価を踏まえた改善）

医療的ケアに対応できる計画相談支援員の育成だけでなく、肢体不自由の無い医療的ケア児者（動ける医療的ケア児者）の対応や、医療的ケアの内容や種類等に応じた対応など、対象となる医療的ケア児者のニーズに応じた相談支援とサービスコーディネートが求められています。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

地域における障害の有無に関わらず医療的ケアの必要な者児に関する相談支援体制を構築するため、利用者及び支援機関からの専門的な相談等に対応する中核的な相談機能の整備を進めていきます。

<参考> 国の第6期障害福祉計画の成果目標（案）と活動指標（案）

令和5年度までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保する。（新規）

地域の相談支援体制の強化	地域相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言	○
	地域相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施	○
	地域相談支援事業者との連携強化の取組みの実施	
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	

「共生社会」

1 はじめに

令和元年に実施した障害者（児）実態調査において、差別や偏見を感じたことが「ある」、「少しある」と答えた方は37.9%、「ない」と答えた方は36.5%となっており、前回の調査と比較し、どちらの回答の割合も下がりましたが、引き続き、障害を理由とする差別の解消と障害理解の促進に向け、取組みを進める必要があります。

一方、これまでも行われてきた障害のある人となない人の交流について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に、スポーツ活動や関連イベントなどを実施する際に、障害者スポーツを積極的に取り入れたことなどにより、障害者がスポーツに参加する機会の拡充や交流の促進が図られました。また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりや、区立施設の整備・改修が進んでいます。

区は、アメリカ合衆国のキャンプ受入れをきっかけに、国から平成28年6月にアメリカ合衆国のホストタウンに登録され、さらに、平成29年12月に都内で初めて共生社会ホストタウンに登録されるとともに、令和元年10月には、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリー等に先駆的・先進的に取り組む自治体として、先導的共生社会ホストタウンに認定されました。

今後も、障害の有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく「共生社会」の実現を目指し、各取組みの充実を図る必要があります。

共生社会ホストタウンとは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのパラリンピアンを受入れをきっかけに、共生社会の実現に向けた取組みを推進し、大会終了後も継続していく自治体を国が登録する制度のこと。（平成28年11月創設）

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。（ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定））

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】心のバリアフリー（障害理解、障害者差別解消）の推進

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

オリンピック・パラリンピック東京2020大会に向け、区は共生社会ホストタウンとして、障害者の外出環境の向上や障害理解の促進を目指し、商店等に対し合理的配慮物品の購入、作成にかかる経費を助成しました。また、令和元年度はアメリカ代表パラリンピアン（車いすラグビー代表）を招いて心のバリアフリーシンポジウムを開催し、区民へ心のバリアフリーに関する普及啓発を実施しました。

平成27年4月から専門調査員を配置して障害当事者や事業者、区職員等からの相談に対応するとともに、事業者や区職員等に対して合理的配慮の提供に向けた調整等を実施しました。また、相談等の情報を集約・分析し、全庁的に情報共有を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会に情報提供して課題の共有を図り、障害福祉サービス事業者に対して、合理的配慮の提供に向けた情報発

信を行いました。

障害者差別解消法について、分かりやすく説明した啓発物を作成し、事業者や区民向けに配架すると共に、区立小学校 4 学年の全ての児童及び教員に配布し、福祉教育への活用を促しました。また、区内小学校へ手話講師を派遣し、障害者差別解消に関する講義及び手話講習を実施しました。

地域保健福祉審議会の常設の部会である障害者施策推進協議会において、障害者団体の代表等の参画を得て、計画の取組み状況や次期計画の策定に向けた審議等を実施しました。委員向けに手話通訳を配置し、傍聴者向けに、事前に希望があった場合には、パソコン文字通訳を配置しました。

文化・芸術活動においては、障害者施設で制作されたアート作品の展覧会の開催や、特別支援学級・学校で障害児が制作したアート作品の展示を通じ、障害者児の芸術表現活動に区民が触れる機会を拡充しました。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

専門調査員による相談支援や相談事例の蓄積、他自治体等の事例を参考に、障害理解の促進や障害者差別の解消のための取組み、合理的配慮の提供の取組みについて、継続的かつ、効果的に進めていく必要があります。中でも、障害のある女性は、障害を理由とする差別と性に基づく差別という二重の差別を受ける場合があります、こうした方への配慮も求められます。

障害者差別解消法の認知度向上のため、障害者差別解消法の普及・啓発に引き続き取り組む必要があります。幼少期からの意識醸成を図るため、小学校への手話講師の派遣は、さらに拡充していく必要があります。

現在の新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響は、今後も長期化することが見込まれています。社会不安の増大がある状況下において、より一層、障害者差別解消の推進や共生社会を実現するための普及・啓発を強化する必要があります。

障害者施策に関する計画の策定や施策の推進については、引き続き、各障害者団体等の意見や協力を踏まえ、検討していく必要があります。

文化・芸術活動においては、だれもが参加・体験できる機会を充実させていく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

障害者差別の解消や合理的配慮の提供について、障害者や事業者、区職員等からの相談に適切に対応します。また、全ての区民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性とを尊重しあう「共生社会」の実現のため、あいサポート運動等、他自治体の先進的な取組みを参考に、区民が障害に関する多様な特性を学び、障害者に対し援助を実践する制度の構築を目指します。

障害者や事業者、区職員等からの相談等の情報を集約・分析し、全庁的に情報共有を図るだけでなく、地域障害者相談支援センターや、事業者、学校等への出前研修の実施を通じ、障害理解や合理的配慮に関する普及啓発を図ります。また、自立支援協議会と課題の共有を図るとともに、障害福祉サービス事業者に対して、合理的配慮の提供に向けた情報発信を継続して行います。

障害者差別解消法について、広く普及・啓発を行います。また、教育委員会と連携し、小学校への障害者差別解消法に係る普及・啓発や、手話講師の派遣を進めていきます。

障害者施策推進協議会において、引き続き各障害者団体の代表等の参画を得な

から障害者施策の推進や今後の施策の方向性について審議・意見交換を行い、障害当事者の区政参加を促進します。また、当事者や関係者の意見を踏まえ、地域の実情に即した取組みを充実します。

障害者児が行う文化活動の支援や文化施設のバリアフリー整備など、文化・芸術活動に触れることができる取組みを充実します。

【課題2】ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

ユニバーサルデザインの考え方や取組み事例等を紹介するUDワークショップの開催や、区民講師を派遣する区民出張講座を小学校等で実施する等、ユニバーサルデザインの啓発や教育を推進しました。また、誰もが利用しやすい生活環境の整備に向けて、世田谷UDスタイルや分かりやすいUD啓発冊子等を発行し、啓発を行いました。

ユニバーサルデザインアドバイザー（専門家）等とともに、本庁舎整備基本設計時におけるUD検討会、東京リハビリテーションセンター世田谷や玉川総合支所のサインUD検討会を開催し、ユニバーサルデザインに基づいた整備を推進しました。

公共的施設における多機能トイレやベンチについて、区のホームページに掲載して情報提供を行いました。

区内建築物等では、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき施設整備計画を取り入れており、工事着手前に届出を受け、審査・指導を行うことで、ユニバーサルデザインの普及を行っています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

ユニバーサルデザインに関する普及啓発の取組みは、幅広い世代が参加できるような企画を検討するとともに、障害者や子育て世代が、参加しやすい仕組みを検討していく必要があります。また、啓発物等についても、広く民間事業者に配布できるよう工夫していく必要があります。

ユニバーサルデザインについて、区民講師やアドバイザーとともに、利用者や当事者等と連携・協働して、普及啓発の充実を図り、施設やサインの整備について、検証を実施する必要があります。

民間施設等の多機能トイレやベンチについて、区民等への情報提供を進めていく必要があります。

設計時よりユニバーサルデザインの理解を深め、様々な視点で検討を行い、整備を進める必要があります。また、障害の有無に関わらず、だれもが安心して利用できる街づくりの整備を促進していく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

多様な場でユニバーサルデザインの考え方や取組み事例等を紹介するイベントや講座を通じ、様々な世代へのユニバーサルデザインの啓発、教育を進めます。また、ユニバーサルデザインについて、分かりやすく説明した冊子等を、小学校等へ出張講座や職員研修、区民や事業者への勉強会に合わせて配布します。

ユニバーサルデザインにより区立施設等のサイン整備を進め、多言語を基本とした分かりやすいサインの普及を図ります。ユニバーサルデザインアドバイザー（専門家）等とともに、UD検討会を開催し、ユニバーサルデザインに基づい

た整備を推進します。

トイレやベンチ等を整備し、利用しやすいように工夫することで、誰もが安全に安心して外出できる地域社会を目指していきます。また、公共的施設における多機能トイレやベンチについて、区のホームページに掲載・更新を実施する等、情報提供を行います。

ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、区民および事業者が生活環境の整備について理解を深めるよう適切な指導を行います。また、生活環境の整備に関する啓発活動、相互の情報共有等を行い、ユニバーサル推進事業の実現へ向けて助言をしていきます。

【課題3】障害者スポーツの推進

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を障害者スポーツ推進の最大の好機と捉え、スポーツ推進計画 後期年次計画で定める「障害者のスポーツ活動の推進」、「障害のある人となない人の交流の促進」、「パラリンピックの気運醸成」を図るため、普及啓発等の取組みを進めています。

ポッチャ世田谷カップなどポッチャ交流大会の開催や公共施設へのポッチャボール等の配置、各種イベントにおけるポッチャブースの設置、(一社)日本ポッチャ協会との協定に基づく講師派遣・講習会の開催など、「ポッチャの取組み」を推進し、障害者スポーツの普及や障害理解の促進を図りました。

平成26年度より実施している「障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業」の講習会と体験会を開催し、障害者スポーツを支える人材の育成に取り組むとともに、障害のある人となない人の交流を促進しました。令和元年度には、複数の種目が体験できる障害者スポーツ体験会を開催し、区民が多くの障害者スポーツに触れる機会を創出しました。

障害者スポーツを紹介した「世田谷パラスポーツ」の発行やポッチャボール・ゴールボール・フライングディスク等の障害者スポーツ用具の貸し出しにより、障害者スポーツの周知を図りました。

平成31年2月に開設した希望丘地域体育館において、ポッチャコート(3面)やだれでも更衣室・シャワー室を設置するとともに、障害者団体への優先利用枠の設定し、障害のある人のスポーツ実施機会の拡充を図りました。令和元年12月には総合運動場陸上競技場スタンドにおいて、だれでも更衣室・シャワー室や車いす用の観客席を設置し、障害のあるなしに関わらず施設を快適に利用できる環境を実現しました。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

ポッチャの取組みについては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に、これを定着させていく必要があるため、区としてポッチャの体験や実施の機会を提供するとともに、審判・スタッフ等の人材育成などに継続して取り組む必要があります。

スポーツを通じて、障害のある人となない人の交流や障害理解を促進するためには、新規に参加される方を増やすなどより多くの区民の参加が必要になるため、イベントや競技の紹介、用具の貸し出しなどの周知を積極的に行う必要があります。

スポーツ施設の整備・改修にあたっては、障害のあるなしに関わらず誰でも気軽

にスポーツ・レクリエーションを楽しんでいただけるよう、ユニバーサルデザインによる環境整備を進めるとともに、新型コロナウイルスなど感染防止対策や施設へのアクセス、夏場の熱中症対策、災害時への対応など、スポーツの実施に関連する事項について、検討して取り組む必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、障害者スポーツの推進についてもこれまでの実施方法などを点検・見直し、参加する区民の安全に配慮しながら、スポーツ推進計画 後期年次計画で定める「障害者のスポーツ活動の推進」、「障害のある人とない人の交流の促進」、「パラリンピックの気運醸成」を図るため、普及啓発等の取り組みを進めていきます。

ボッチャの取り組みを中心に、障害者スポーツの実施を定着させていくため、交流大会・体験会の開催や各種イベントにおけるブースの設置、(一社)日本ボッチャ協会などと連携した講習会の開催など、体験や実施機会の拡充を図るとともに、審判・スタッフ等の支える人材の育成や障害者スポーツの周知・啓発に継続して取り組みます。

障害者スポーツ体験会などの実施にあたっては、障害の種類や程度など参加する人の状況に十分配慮しながら、より多くの区民がいっしょに参加できる環境を整備していきます。

スポーツ施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインによる環境整備を進めるとともに、他の課題についても関係機関と連携し、障害のあるなしに関わらず快適に施設を利用できる環境の整備に取り組みます。

「サービスの質及び人材の確保」

1 はじめに

障害者が身近な地域で将来にわたり、安心して生活していくためには、障害福祉サービスや相談支援事業が適切に供給される必要があります。安定的にこれらのサービス等を提供するため、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上や、これらを担う人材を安定的に確保し、育成・定着支援に関する総合的な取り組みを図る必要があります。良質な人材を確保することが、良質なサービスを提供することのみならず、サービス利用者・児の自己実現を促し、豊かな地域生活を支援することにつながります。

多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取り組みが必要です。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】指導体制の確保

(1) 取り組みの状況（実施状況の評価）

計画的な実地検査の実施とともに、社会情勢や事業者ニーズに沿った個別指導を実施し、利用者の保護及び利用者の視点に立ったサービス提供・質の向上を図っています。

東京都及び関係担当課と連携し、法改正の説明会等と連動した合同研修（集団指導）を新たに実施し、事務の適正化を促進しています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

児童相談所の設置市事務として、障害児施設の指定等の事務が移管されたことから、施設支援から検査・監査に至る指導体制を確立する必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

障害児施設の指定等の事務移管に伴い、検査・監査の対象施設が増えたことから、より一層計画的に検査等を実施し、利用者の保護及び利用者の視点に立ったサービス提供・質の向上を図っていきます。また、指導内容等は、関係各課で事例を共有することで、指導検査等の質の確保・向上を図ります。

東京都や関係担当課と連携した合同研修（集団指導）を引き続き開催し、事業所に対して障害福祉施策の知識の普及や関係法令等の理解促進に向けた支援を行います。

障害児施設については、施設支援部門と検査部門との連携により、指導体制の確立に取り組めます。

【課題2】第三者評価の受審向上と評価結果の活用

(1) 取り組みの状況（実施状況の評価）

障害者日中活動系サービス、児童発達支援事業、放課後等デイサービスを実施する事業所及び区立障害者福祉施設に対して、東京都の補助制度等を活用し、計画に基づき第三者評価の受審を促進しました。これにより、事業者に対してはサービス利用者のニーズを適切に把握し、その実現に向けてサービスの質を

向上させるための機会を提供しました。受審情報の公開により事業所の透明性を高め、サービス利用を検討している区民等に対して、サービス選択の目安となる情報を提供しました。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

第三者評価の定期的な受審や受審結果をもとにしたサービスや組織の改善、ホームページ等を通じた受審結果の情報発信等を継続的に実施することが必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

第三者評価の継続的な受審を促すため、事業者連絡会等を通じて事業者に対し、受審費の補助制度や必要性を周知していきます。合わせて、受審結果に基づく改善に向けた取り組みを促し、「受審 結果検証 改善 情報公開 次回の受審」といった一連のサイクルを継続して実施することで、組織としての自主的な改善機能を維持、向上させつつ、積極的な情報公開により透明性を確保し、サービスの質の向上が継続することを支援します。

【課題3】苦情への対応や事故の予防

(1) 取り組みの状況(実施状況の評価)

区役所内の関係所管において、苦情・事故報告書データを毎月共有したほか、苦情審査会活動報告、質の向上 Navi により苦情相談事例の概要や対応内容の概要等に関する情報を共有しました。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

安心して継続的にサービスを受けるためには、どういったことで事故や苦情が発生するのか、サービスを受ける側も提供する側も双方が理解していく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

苦情や事故情報の共有を引き続き行い、サービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

実地指導・集団指導等の機会をとらえ、事業所の運営やサービス提供の状況を把握した上で、適切な指導・助言を行い、事業者のサービスの質の向上を支援します。

【課題4】施設における支援技術の向上

(1) 取り組みの状況(実施状況の評価)

令和2年4月に新たに開設した世田谷区福祉人材育成・研修センターを活用して、障害福祉施設等の職員の支援技術向上を目的に専門職等による研修会を実施しています。

障害者日中活動系サービスについて、研修費の補助等を行い、各施設における職員育成の促進を図っています。

医療的ケア児を受け入れている障害児通所施設等の看護師、介護職員等に対し、受け入れの手技や多職種連携研修を実施しました。また、医療的ケア児等コーディネーターが、医療的ケアを行っている施設を訪問し、実施状況を把握したうえ、必要な助言を行いました。

区立保健センター専門相談課と世田谷区発達障害相談・療育センターげんきでは、専門職が行う障害者や高齢者施設への技術支援など、施設スタッフへの処

遇方針などのスーパーバイズを実施しています。

世田谷区基幹相談支援センターでは、指定相談支援事業所の業務の質の向上を図るため、相談支援に関する豊富な実務経験や関係機関との連携などのノウハウを持つ相談支援アドバイザーが、相談支援事業所の相談支援専門員に対し、基本相談や計画相談等に必要な知識・スキルについて、個別事例への対応等を通じてアドバイスなどの技術支援を実施しています。

障害児通所施設について、児童福祉法や都条例、ガイドライン等を踏まえ、職員体制や研修、衛生管理の確認を中心とした巡回訪問を実施しました。障害児通所施設連絡会において各種情報提供を行いました。また、東京リハビリテーションセンター世田谷では、臨床心理士など専門職が保育園や幼稚園など各施設を訪問し、職員に対し障害特性の理解や環境整備を行うなど技術支援を実施しています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

職員が研修に参加できる機会・環境を確保していく必要があります。

看護師を支える仕組みが不十分であり、また、児童指導員などの他の福祉職や医師、理学療法士などの他の医療職とのかかわり方が整理できておらず、施設内の分担や仕組みづくりができていません。

障害特性ごとに専門性の高いアドバイザーを確保する必要があります。また、世田谷区の人口増に伴い年々増加する保育施設や相談等に対して、対応できる職員の確保が必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

事業者の専門性の向上を図るため、世田谷区福祉人材育成・研修センター等の関係機関と連携し、研修費の補助や研修室の提供等により、事業者の職員育成を支援します。

定例的な連携会議や巡回訪問を実施し、医療的ケアに関わる関係機関の看護師が、情報共有し支えあえる仕組みをつくるとともに、それぞれの事業所のなかで子どもたちをチームで支える工夫を行います。また、障害児施設への巡回訪問や技術支援を継続し、巡回訪問時に確認した内容について、事業所説明会で再度伝えるとともに、障害児職層研修を新任・中堅・施設長と段階に分けて実施します。

相談支援アドバイザーなどの専門性の高いアドバイザーや、臨床心理士などの専門職が行う技術支援や助言を継続的に行うほか、医療的ケア児等コーディネーターによる看護面での助言のあり方について検討します。

福祉関係専門資格の取得促進を図るため、喀痰吸引研修などの研修費の補助を行うほか、資格取得のための講習・研修などの情報提供を行います。

【課題5】これからの福祉・介護人材の確保及び育成

(1) 取り組みの状況(実施状況の評価)

令和2年4月に区立保健医療福祉総合プラザに世田谷区福祉人材育成・研修センターを開設し、高齢、障害、子どもの各分野で活用できるよう位置づけ、事業を開始しました。

サービス等利用計画の作成が必要な利用者数に対し、計画作成を担う指定事業者数が充足していない状況が続いていることから、世田谷区基幹相談支援セン

ターにおいて相談支援専門員の初任者研修を実施しています。
視覚障害者への同行援護従事者や常時介護が必要な重度の肢体不自由者等への
重度訪問介護従事者、高次脳機能障害者及び知的障害者の移動支援従事者につ
いて、都の研修事業指定事業者と連携して研修を実施しています。
手話通訳者の資質の向上を図るため、区の登録手話通訳者について、新人研修
及び現認研修を実施しています。
区保健福祉領域の職員に向けた障害分野の施策、理解に関する研修を実施しま
した。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

職員の経験の差や利用者の障害特性に沿った、より実践的な研修テーマの設定
が必要です。

居宅系サービスについて、障害特性に応じた支援の基礎を学ぶとともに人材の
確保を図るため、従事者養成研修を継続して実施していく必要があります。

手話通訳者について、専門用語や様々な現場の環境等に対する対応力の向上を
図るため、定期的に研修会を実施していく必要があります。

区の職員には、障害の種別による違いの理解を深め、障害のある方に対して電
話や窓口での具体的な対応方法を学んでいく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

施設の取組みを支援するだけでなく、令和2年4月梅ヶ丘拠点施設区複合棟に
開設した新たな世田谷区福祉人材育成・研修センターも活用し、障害者施設向
けの人材育成研修を行うなど、取組みを強化していきます。梅ヶ丘拠点施設内
の区立保健医療福祉総合プラザでは、福祉機器展を福祉人材育成・研修センタ
ーと合同で開催することにより、福祉機器活用の新たな展開につなげ、福祉・
介護人材の負担軽減を図ります。また、次世代を担う小中学生等の福祉職場へ
の興味や関心を高めるためのきっかけづくりとして、中学生の就業体験などの
取組みを行います。

離職中の有資格者等への働きかけやハローワーク等の関係機関との連携により、
人材の発掘を図ります。

相談支援専門員が作成するモニタリング報告書の検証や、キャリアラダー構築
に向けた検討を進めます。

視覚障害者の移動や代読・代筆等による情報取得等を支援する同行援護従事者、
常時介護が必要な重度の肢体不自由者や知的障害者、精神障害者の介護等を行
う重度訪問介護従事者、高次脳機能障害者及び知的障害者の移動の介護を行う
移動支援従事者について、都の研修事業指定事業者と連携して研修を実施し、
介護人材の確保・育成を図ります。

区の登録手話通訳者に対して、手話通訳者派遣制度の説明と手話技術の講習等
を行う新人研修及び情報提供や事例に基づく実技講習等を行う現任研修を実施
し、手話通訳者の専門性の向上を図ります。

区保健福祉領域の職員に向けて、引き続き区の施策や障害の理解に関する研修
を実施し、障害の種別による違いの理解を深めていきます。

「乳幼児期支援の連携」

1 はじめに

子どもは一人ひとりが権利の主体であり、その最善の利益が保障されなければなりません。世田谷区子ども計画（第2期）後期計画では、全体を貫くコンセプトとして「子ども主体」を掲げています。

子どもに発達上の課題がある場合、適切な対応や支援につながらないまま親子が孤立した状態が続くと、不適切な養育や虐待など二次的な問題に至り、支援が困難な状態になるだけでなく、子どもの発達に大きな影響を及ぼす場合があります。区では、発達が心配な子どもとその保護者が、より早期に必要な支援に繋がるよう、乳幼児期の支援に関わる各機関が連携して、切れ目のない支援の充実を図っています。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】相談に繋がりやすい体制

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

子どもの発達を心配する保護者から自発的に相談に繋がるケースがある一方、乳幼児健康診査や、保育園・幼稚園等からの指摘がきっかけで相談に繋がるケースもあります。

子どもの発達上の心配を認めづらい保護者や、子どもを養育する力が弱い保護者などは、相談機関から他の機関に適切に繋がらず、支援が途切れてしまう場合があります。

「発達障害」に対する社会的な認知度は高まっていますが、子どもを育てる保護者にとって、「障害」という言葉に対する忌避感（拒否感）は、依然として多い現状があります。

区では、総合支所保健福祉センターに発達支援コーディネーターを配置し、支援に繋がる力が弱い保護者等に対して、子どもの発達に関する受け止めや、支援ニーズの醸成などを行い、途切れることなく必要な支援に繋がるようサポートを行っています。

保護者が抱える子育ての困難さの要因は、子どもの発達の問題だけではなく、保護者の養育上の問題や、家庭環境など、複合的な要因が絡み合っていることがあります。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

保護者の気付きや相談に対するモチベーションに合わせ、敷居の低い窓口で保護者の悩みを受け止め、必要に応じて専門性の高い機関に繋がることのできる連携体制が必要です。

支援機関から次の機関につなぐ際は、保護者の気持ちや状況を見極めた上で必要なフォローを行うなど、支援が途切れることがないように配慮する必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

支援が必要な親子がスムーズに相談に繋がることのできるよう、「子育て支援」など身近で敷居が低い機関における、保護者の悩みや不安に寄り添った相

談を充実します。

保護者の相談に繋がる力（相談に対するモチベーションやスキル）を見極め、繋がる力が弱い保護者には、支援が途切れることがないように、より柔軟で寄り添ったサポートを行います。

課題を整理した上で必要な支援につなげることができるよう、相談にあたっては、子どもの発達だけでなく、保護者の養育力や家庭・周囲の環境などについて総合的なアセスメントを行います。

相談機関が他機関を紹介する場合は、保護者の繋がる力を鑑み、必要なフォローを行います。

親の会や当事者会など、自助グループやペアレントメンター活動に対する側面的な支援を行います。

【課題2】中核的拠点と民間支援

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

区立保健センター乳幼児育成相談及び、区立発達障害相談・療育センター「げんき」（以下、両センターという）では、専門職による相談・アセスメント、保護者支援、身近な地域での合理的配慮に向けた取組み等を行っています。児童人口の増加や支援ニーズの高まりに加え、乳幼児健康診査において早期に支援に繋げる取組みを強化していることなどにより、両センターの相談件数は増加しています。

両センターでは、専門職を配置して相談・アセスメント、療育等を実施していますが、受入数には限りがあります。

法制度の整備などにより、療育等を行う民間の障害児通所施設が一定数整備されていますが、支援の内容や質については様々で、区立の両センターとの交流は乏しい状況です。

（2）課題（評価を踏まえた改善）

支援が必要な子どもの数は増加してきており、相談・アセスメント、療育等の支援を区立の両センターだけで担っていくことは難しい状況があります。

民間の障害児通所施設が、療育が必要な子どもと保護者のための社会資源として機能するよう、支援の内容や質の向上を図るとともに、区立の両センターと連携を強化していく必要があります。

（3）次期計画の施策展開の方向性（計画）

区立の両センターは、乳幼児期の発達支援における中核的拠点施設として、次の支援を行います。

専門的な相談・アセスメント及びフィードバック

関係機関支援（保育園、幼稚園、民間の障害児通所支援などのスキルアップ）

保護者支援（交流・学習の機会、自助グループの活動支援など）

複合的課題を有するケースの支援

児童人口の増加や支援ニーズの高まり等に対応するため、障害児通所施設の今後の整備について、基本的な考え方や方向性を整理し、計画策定に取り組みます。

区立の両センターは、民間の障害児通所施設に対して技術的なバックアップを通じた交流を図るとともに、有機的な連携が行えるよう体制づくりを進めま

す。

【課題3】多様な機関の連携

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

区の乳幼児期の支援に関わる機関が集まる連絡会を適宜実施し、各機関における支援や課題、今後の動向などについて情報交換や意見交換を行っています。が、現在のところ、位置づけや開催頻度が流動的な状況です。

こうした連絡会により情報を共有し、お互いに顔が見える関係を作ることで、連携を有機的にし、支援が途切れることを防いでいます。

民間の障害児通所施設と区立の両センターの交流は乏しい状況です。(再掲)

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

庁内や、区内の各関係機関との定期的な連携の仕組みが必要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

区の乳幼児期の支援に関わる機関が集まる「(仮称)乳幼児期支援機関連絡会」を定期的実施し、途切れない支援体制の構築に向け各機関の連携強化を図ります。

区立の両センターと民間障害児通所施設とが集まる「(仮称)区内児童発達支援連絡会」定期的実施し、有機的な連携が行えるよう体制づくりを進めます。

